おことわり

本書面は以下の規約等の内容で構成されます。
SBI証券において証券総合口座を開設いただき、SBI証券が提供する各種サービスの利用、並びにお取引を行っていただくにあたっては、これら書面の内容をよくご確認いただき、その内容にご同意のうえお申込みください。

■ 電子交付サービス等の種類および方式 等

- 「電子交付サービス等の種類および方式」
- 「ご本人様およびご世帯主様のご職業・お勤め先（または経営会社）について/反社会的勢力でないことの確約に関する同意について/外国PEPsに該当しないことの申告」
- 「包括告知及び届出」

■ 約款・規程集 等

- 「約款・規程集」
- 「電子交付サービス利用規約」
- 「ＳＢＩ証券の勧誘方針」
- 「個人情報保護宣言、お客様の個人情報の利用目的」
- 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項のご説明」
- 「最良執行方針」
- 「私設取引システム取引説明書」
- 「インサイダー取引について」
- 「相場操縦的行為とは」
- 「指数等の情報利用に関するご注意事項/ご同意事項」

■ 契約締結前交付書面集 等

- 「契約締結前交付書面集及び手数料一覧」
- 「上場有価証券等書面（外国株式取引）」

■ 外国株式取引に関する説明書 等

- 「外国株式取引に関する説明書」
- 「為替取引に関する説明書」

電子交付サービス等の種類および方式

電子交付サービスの種類

当社の WEB サイト内に、「ご本人様およびご世帯主様のご職業・お勤め先（または経営会社）について」、「反社会的勢力でないことの確約に関する同意について」、「外国 PEPs に該当しないことの申告」、「包括告知及び届出」、「約款規程集、勧誘方針、最良執行方針等その他関連書面等」、「契約締結前交付書面集及び手数料一覧、上場有価証券等書面（外国株式取引）」、「外国株式取引に関する説明書、為替取引に関する説明書」を記録し、お客様の閲覧に供する方法により行ないます。

電子交付サービスの方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、当社が推奨するインターネットブラウザ及び PDF ファイル閲覧ソフトを通じて電子交付がなされます。 詳細は、ヘルプ「必要なシステム環境」 をご確認ください。

電子提出サービスの種類

当社の WEB サイト内に「反社会的勢力でないことの確約に関する同意について」、「外国 PEPs に該当しないことの申告」、「包括告知及び届出」等を記録し、お客様の閲覧に供し、お客様が内容を承諾した旨を当社に通知をしていただく方法により行われます。

電子提出サービスの方式

当社が推奨いたしますブラウザソフト、ならびに PDF ファイル閲覧ソフトを通じて、電磁的方法によりお客様から当社に通知をしていただきます。

※「電子交付サービス」等をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」等に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」等に代えて、既に「電子交付サービス」等で交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行うことがございます。通信回線、通信機器、コンピューターシステム機器の障害などによる情報伝達の遅延、不能、誤作動等、または受領した情報の誤謬等には、一切の責任を負いかねます。

（注）電子情報処理組織（当社の使用に係る電子計算機と、お客様の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

ご本人様およびご世帯主様のご職業・お勤め先（または経営会社）について

私（ご本人様）、および世帯主（ご本人様の場合はご本人様のみ）は証券会社、FX 業者、投資顧問会社、投資運用会社等の金融商品取引業者勤務ではありません。

※当社ではご本人様、および世帯主様が金融商品取引業者（証券会社等）へ勤務の場合、口座開設を受付できません。

反社会的勢力でないことの確約に関する同意について

私は、次の（1）及び（2）について確約した上で、口座開設を申込みます。

（1）現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない。
（2）自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わない。

なお（1）のいずれかに該当し、若しくは（2）のいずれかに該当する行為をし、又は（1）に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、取引が停止され、又は通知によりこの口座が解約されても異議申し立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

外国 PEPs※に該当しないことの申告

私は次に掲げる（1）～（4）に該当しないことを申告し、口座開設を申し込みます。

（1）外国の元首
（2）外国において下記の職にある者
・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職

・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
・中央銀行の役員
・予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

(3)過去に(1)又は(2)であった者
(4)(1)～(3)の家族

※外国 PEPs とは「外国の政府等において重要な地位を占める者とその地位にあった者、その家族等」を指し、外国 PEPs に該当するお客さまは、口座開設時に、より厳格な本人確認が必要となるため本画面からお申込みいただくことができません。
※外国 PEPs に該当するお客さまはカスタマーサービスセンター(0120-104-214、平日 8:00～17:00)までお問い合わせください。携帯電話のお客さまは、ナビダイヤル(0570-550-104、平日 8:00～17:00)をご利用ください。(ナビダイヤルは 20 秒 11 円(税込)の通話料がかかります。)

包括告知及び届出

私は、株式会社 SBI 証券（本店所在地 東京都港区六本木一丁目６番１号）に対し、法令の定めに基づき、下記に掲げる法令の適用等を受けるため、各種の届出・告知・申請をいたします。

特定口座開設届出書 兼 特定管理口座開設届出書 兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の記載事項の電磁的方法による届出

租税特別措置法第 37 条の 11 の３第１項又は第２項及び同法第 37 条の 11 の２第１項又は第２項及び同法第 37 条の 11 の４第１項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第５項及び同令第 25 条の９の２第８項の規定により、この旨届け出ます。

上記規定の適用を受けるにあたり、「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」に基づき、上場株式等の保管の委託及び上場株式等の信用取引等に係る口座の設定を申し込みます。なお、租税特別措置法第 37 条の 11 の２第１項の内国法人の株式又は公社債を特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は特定管理口座に保管の委託を行うものとし、特定管理株式保管委託契約は約款によるものとします。

また、貴社が支払の取扱いをする上場株式等の配当等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項の適用を受けたいので、同法第２項の規定に基づきこの旨届け出ます。

なお、この届出は、私から同規定の適用を受けることを取りやめたい旨申し出ない限り、引続き有効なものとして取扱ってください。

特定口座に開設する勘定	特定保管勘定、特定信用取引等勘定、特定上場株式配当等勘定

包括告知書		**申請書**	
上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配の告知	所得税法第 224 条第１項及び第２項	上場株式等の配当・公社債の利子・投資信託の収益の分配	所得税法施行令第 337 条第５項及び同令第 339 条第９項
株式等の譲渡の対価の告知	所得税法第 224 条の３第１項	国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国外投資信託等の配当	租税特別措置法施行令第２条の２第 12 項、同令第４条第９項、同令第４条の５第 10 項及び同令第４条の６の２第 25 項
配当等とみなす金額の交付の告知	所得税法224条の３第３項	株式等の譲渡の対価の受領者	所得税法施行令第 343 条第５項
償還金等の交付の告知	所得税法 224 条の３第４項	配当等とみなす金額の交付	所得税法施行令第 345 条第６項
国外発行株式等の配当・国外公社債等の利子・国	租税特別措置法施行令第２条の２第 12 項、同令	償還金等の交付	所得税法施行令第 346 条第６項

外投資信託等の配当の告知	第４条第９項、同令第４条の５第 10 項及び同令第４条の６の２第 25 項		
		先物取引の差金等決済をする者の告知に係る申請書	私は、所得税法施行令第 350 条の４第５項の規定の適用を受けたいので、この旨申請します。
・特定上場株式配当等勘定が設けられた源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者の営業所 ・上場株式等の配当、公社債の利子、投資信託の収益の分配、国外発行株式等の配当の支払の取扱者 ・上場株式等の譲渡の対価の支払をする金融商品取引業者の営業所 ・特定口座及び特定管理口座を開設する金融商品取引業者の営業所 ・先物取引の差金等決済を行う先物取引業者の営業所		所在地　東京都港区六本木一丁目６番１号 名称　　株式会社 SBI 証券　本店	

非課税口座開設届出書（NISA 口座を開設希望の場合に適用）	非課税口座を開設する日の属する年
租税特別措置法第９条の８及び同法第 37 条の 14 第１項から第４項までの規定の適用を受けたいので、同条第５項第１号の規定により、この旨届け出ます。	2023 年　2024 年　2025 年　2026 年　2027 年　2028 年　以降各年

特定取引を行う者の届出

私は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の５第１項前段の規定に基づき、同条第８項第１号に規定する報告金融機関等である貴社※に対して特定取引を行う者の届出書を提出いたします。この口座開設申込フォームでの入力内容は、口座開設者本人又は口座開設者から書面で授権された代理人等が入力し、入力情報が正しいことを誓います。また、居住地国に変更があった場合は、変更があった日から３ヶ月を経過する日までに異動届出書により申告します。

※ 当社は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第 10 条の５第８項第１号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と金融取引を行うお客さまは、同条第１項前段の規定により、定められた内容を当社に届け出ていただく必要がございます。また、当社では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客さまについては、同法第 10 条の６第１項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられておりますので予めご了承ください。

「おことわり」

- 「約款・規程集」
- 「電子交付サービス利用規約」
- 「ＳＢＩ証券の勧誘方針」
- 「個人情報保護宣言、お客様の個人情報の利用目的」
- 「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項のご説明」
- 「最良執行方針」
- 「私設取引システム取引説明書」
- 「インサイダー取引について」
- 「相場操縦的行為とは」
- 「指数等の情報利用に関するご注意事項/ご同意事項」

の順で掲載しております。

※「約款・規程集」、「電子交付サービス利用規約」、「ＳＢＩ証券の勧誘方針」、「個人情報保護宣言、お客様の個人情報の利用目的」、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項のご説明」、「最良執行方針」、「私設取引システム取引説明書」、「インサイダー取引について」、「相場操縦的行為とは」及び「指数等の情報利用に関するご注意事項/ご同意事項」の各書面をご確認のうえお取引いただきますようお願いいたします。

SBI 証券の約款・規程集

第 1 章　総合取引約款 1

第 2 章　証券総合サービス取扱規程 7

第 3 章　インターネット取引取扱規程 11

第 4 章　保護預り約款 18

第 5 章　累積投資取引約款 26

第 6 章　外国証券取引口座約款 29

第 7 章　国内外貨建債券取引約款 46

第 8 章　振替決済口座管理約款 48

第 9 章　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款 54

第 10 章　特定管理口座約款 60

第 11 章　一般債振替決済口座管理約款 62

第 12 章　投資信託受益権振替決済口座管理約款 69

第 13 章　株式等振替決済口座管理約款 76

第 14 章　投資信託積立約款 95

第 15 章　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款 98

第 16 章　私設取引システム取引約款 100

第 17 章　非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 104

株式会社 SBI 証券

(2026 年 4 月)

第 1 章　総合取引約款

第 1 節　総合取引

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、有価証券の保護預り取引、累積投資取引、外国証券取引、国内外貨建債券取引、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済口座取引、又はそれらを組合せた取引等(以下「総合取引」といいます。)について、お客様と株式会社 SBI 証券(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(総合取引の利用)

第 2 条　お客様は、この約款及び別に定める各約款・規程(保護預り約款、累積投資取引約款、外国証券取引口座約款、国内外貨建債券取引約款及び振替決済口座管理約款等)に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

(1)　第 4 章に定める保護預り取引
(2)　第 5 章に定める累積投資取引
(3)　第 6 章に定める外国証券取引
(4)　第 7 章に定める国内外貨建債券取引
(5)　第 8 章に定める振替法に基づく振決国債に係る振替決済口座の取引

(申込方法等)

第 3 条　お客様は、当社所定の方法により、当社に総合取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。

2　お客様が総合取引の申し込みをされた場合には、第２節に定める「金銭の振込先指定方式」の利用の申し込みを同時にしていただきます。ただし、利用を希望されない場合には、その旨お申出いただきます。

3　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 1 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合
(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
(3)　当社所定の方法により申し込みをされたお客様の情報に基づき、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等に抵触するおそれがあると当社が判断した場合

(届出事項)

第 4 条　お客様は、総合取引開始時に印鑑、氏名、住所、お勤め先等を届け出ていただきます。

(既存取引等の継続)

第 5 条　お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている第 2 条及び第 3 条第 2 項に掲げる取引及び取扱いは、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。

(各種資料等の提出、取引の制限・解約等)

第 5 条の 2　当社では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等の遵守の観点より、期限を指定して、お客様の取引目的、職業・地位、資産・収入の状況、事業の内容、資金源、居住地、国籍・在留期間、具体的な取引内容、その他当社が必要と判断した事項について、過去にすでに確認している事項であっても、各種の確認や資料（確認書類）等の提出を求める場合があります。

2　当社では、お客様口座において相当な期間取引がない場合や、前項に規定する当社からの各種確認や資料提出の要請に対して、正当な理由無く所定の期限までに応じていただけない場合、又は、具体的な取引内容等に照らしお客様との取引の継続が相当でないと当社が判断した場合には、入出金を含む取引又はサービスの一部又は全部を制限・停止することがあります。

3　前項の取引・サービスの一部又は全部の制限・停止の措置は、お客様から当社が求める必要な説明又は情報が提供され、取引の制限・停止の原因となった事由が解消されたと当社が判断した場合には解除するものとします。

4　第 2 項に規定する取引・サービスの一部又は全部の制限・停止の措置が、お客様からの合理的な説明や当該措置の解消に向けた誠実な対応をいただけず相当な期間継続した場合、又は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関連する法令や、経済制裁関連の法令等の遵守の観点より当社が相当の事由をもってお客様との取引の継続が不適切であると判断した場合には、本約款に基づく全ての取引を解約させていただく場合があります。

第 2 節　金銭の受渡方法

(入金の取扱い)

第 6 条　お客様より有価証券のご購入代金等を受入れる場合、当社は、金銭に係る「精算書」又は「受領書」を交付します。ただし、銀行振込等で受入れた場合は、「精算書」又は「受領書」の交付をしないものとします。

(金銭の振込によるお支払い)

第 7 条　金銭の振込によるお支払いは「金銭の振込先指定方式」によるものとします。

2　「金銭の振込先指定方式」とは、お客様の当社における口座内の全ての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます)に当社所定の方法により振り込む方式をいいます。

3　お客様は当社所定の方法により、振込先の指定預金口座をあらかじめ当社に届出いただくものとします。

(1)　指定預金口座は当社の口座名義と同一としてください。

(2)　すでに当社に振込先の預金口座をお届出になっている場合においても、本条に基づいて指定された口座を指定預金口座として取扱わせていただきます。

(3)　預金口座の指定が行われた後 1 週間は振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込はできないことがあります。

4　指定預金口座の変更は、当社所定の方法により、あらかじめ当社に届け出ていただくものとします。なお、変更申し込み受付後の取扱いは、上記(3)に準じて行うものとします。

5　金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、当社所定の方法でご指示いただきます。なお、上記のご指示を受けたとき当社は所定の方法によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。

(現金等による出金の取扱い)

第 8 条　現金や小切手等による引出しは、原則として取扱いいたしません。

第 3 節　有価証券取引(注文の受注)

(受託契約準則及び協会規則の適用)

第 9 条　取引所取引によるご注文は、各金融商品取引所の定める受託契約準則に基づき受託いたします。

2　取引所に上場されていない有価証券の店頭取引(以下「店頭取引」といいます。)によるご注文は、日本証券業協会の定める規則(以下「協会規則」といいます。)に基づき受託いたします。

(金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合)

第 9 条の 2　金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含む）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。

2　前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除く全ての受付済み注文（期間指定注文を含む）を取消すことができるものとします。当社が当該取消しを行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。

(1)　PTS（私設取引システム）を指定した注文
(2)　前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
(3)　SOR システムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文
(4)　単元未満株（S 株）の注文

(前受金等)

第 10 条　有価証券の売買等のご注文をいただく場合、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部(以下「前受金等」といいます。)をお預けいただくものとします。

2　前受金等の全部をお預けいただいていない場合、速やかにご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。

3　外国証券については、外国証券取引口座約款の定めるところに従います。

4　上記以外の取引については、当社の定めるところによります。

(受注できない場合)

第 11 条　お客様から、有価証券をお預りする場合は、原則として、事前に事故証券でないことを確認

させていただきます。確認の結果、事故証券であったときは、当該有価証券をお預りしたり、売却等のご注文をお受けしたりすることはできません。

2　募集又は売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認させていただきます。目論見書の受領の確認が出来なかったときは、当該ご注文はお受けできません。

3　上記の場合のほか、当社がご注文の受託が適当ではないと判断したときは、ご注文をお受けしない場合があります。

(注文内容の明示)

第 12 条　有価証券の売買等のご注文の際は、売買の種類、特定預り・非特定預りの別、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、市場の別、現物・信用の別等、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。

2　当社が必要と判断した場合には、委託注文書をご提出いただく場合があります。

第 4 節　報告・連絡

(契約締結時等交付書面(取引報告書))

第 13 条　当社は、ご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときには、金融商品取引法の規定に基づき、遅滞なく、契約締結時等交付書面(取引報告書)をお客様に交付いたします(電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。)。

(取引残高報告書と回答書の取扱い)

第 14 条　当社は、3 ヶ月に 1 回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客様に交付いたします(電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下同じ。)。お取引がない場合は、1 年に 1 回(信用取引等、先物取引又はオプション取引の未決済建玉がある場合には 2 回)以上、取引残高報告書をお客様に交付いたします。

2　取引残高報告書を交付した後、15 日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項全てについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高のご確認をいただく回答書(兼同意書)を送付させていただいた場合は、必ず当該回答書(兼同意書)をご返送ください。

3　当社からの報告書等の記載内容についてご不審な点があるときは、すみやかに当社取引店に直接ご連絡ください。

(混同担保使用に関する同意事項)

第 15 条　お預り残高のうち委託保証金代用有価証券あるいは委託証拠金代用有価証券については、お預りしてある該当の有価証券を、当社が混同担保に使用することを、当社はお客様が「取引残高報告書」の送付を受けた都度、回答書(兼同意書)をご返送いただくことによってご同意いただいたものとして取扱います。

第 5 節　雑則

(金銭の振込先指定方式の解約)

第 16 条　金銭の振込先指定方式の取扱いは、次の場合に解約されます。

(1)　解約のお申出があった場合

(2)　当社が解約を申し出た場合

(免責事項)

第 17 条　当社は次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1)　当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券又は金銭を返還した場合

(2)　当社が、第 7 条第 5 項により金銭を指定預金口座へ振り込んだ場合

(3)　所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影がお届出の印鑑と相違するためにお預りした有価証券又は金銭を返還しなかった場合

(4)　お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合

(5)　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭もしくは有価証券の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合

(6)　電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責に帰することのできない事由が生じた場合

(7)　第 18 条第 3 項並びに第 18 条の 2 の規定による取引又は当社が提供するサービスの一部又は全部の制限・停止、金融商品の継続保有の制約等により生じた損害

(8)　第 18 条の 2 の規定によりお客様が国内非居住者となり、国内居住者であれば享受できる税制優遇措置等が受けられない場合、それによって課税された場合及び本来非課税のものが課税された場合

(届出事項の変更)

第 18 条　改名、転居（日本国外への出国を含む）又は届出印の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ていただきます。

2　前項のお届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等をご提示いただくことがあります。

3　届出事項の変更事由が発生しているにも関わらず、お客様から当社所定の手続きによる届出、必要書類等の提出をいただけない場合、当社は、取引又は提供するサービスの一部又は全部を制限・停止することがあります。

4　届出事項変更のお届出があったときは、当社は所定の手続きを完了したのちでなければお客様口座の預り金及び有価証券等の返還のご請求に応じることはできません。

(お客様が国内非居住者となる場合の取扱い)

第 18 条の 2　お客様が日本国内の居住者でなくなる場合は、第 18 条の規定に従い、あらかじめ当社に届け出ていただくこととします。国内非居住者となるお客様は、利用できる取引・サービスや、保有を継続できる有価証券、デリバティブ取引の建玉等の金融商品に制約があり、別途当社が定めるものに限定されます。継続保有が不可となる金融商品をお持ちのお客様は、国内非居住者となる旨を届出いただいた際当社が指定した期限までにお客様ご自身で売却、解約又は決済等の処理を行っていただく必要があり、期限を超えた場合、もしくはあらかじめ届出がなく事後に国内非居住者であることが判明した場合にはお客様の計算において当社が任意の時期に売却等の処理を実施することとなります。

(通知の効力)

第 18 条の 3　お客様にあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(保護預り約款等の適用)

第 19 条　本約款に別段の定めがないときは、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「国内外貨建債券取引約款」、「振替決済口座管理約款」及び「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」等によるものとします。

(約款の変更)

第 20 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 2 章　証券総合サービス取扱規程

(規程の趣旨)

第 1 条　この規程は、お客様と当社との間の証券総合サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取扱いを定めることを目的とするものです。

(本サービスの利用)

第 2 条　お客様は当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

ただし、本サービスは法人のお客様はご利用できません。

2　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(MRF の口座設定)

第 3 条　お客様は、本サービス申込時に、別に定める累積投資取引約款に基づき、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)(以下「MRF」といいます。)自動継続(累積)投資口座を設定していただくものとします。

(ご入金・ご出金・MRF の自動取得、換金)

第 4 条　本条に定める MRF の取得の時期・価額及び換金については「MRF 目論見書」によるものとします。なお、本規程において営業日とは国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。

(1)　ご入金の取扱い

イ　お客様が、金銭を当社に払い込む場合、特にお客様より申出がない限り、当該払込金の受入れを当社が確認し、お客様の当社の口座に入金したものについては、当該入金日に MRF の取得申し込みがあったものとして取り扱います。

ロ　お客様が、有価証券等の買付代金等の充当のために金銭を当社に払い込む場合であっても、当該買付代金等の払込期日の前々営業日までに当該払込金の受入れを当社が確認し、払込期日の前々営業日までにお客様の当社の口座に入金したものについては、特にお客様より申出がない限り、当該入金日に MRF の取得申し込みがあったものとして取り扱います。

ハ　上記イにかかわらず、お客様が有価証券等の買付代金等を超える額の金銭を払い込み、当該買付金額等の払込期日の前営業日に払込金の受入れを当社が確認し、払込期日の前営業日までにお客様の当社の口座に入金したものについては、その差額分についてのみ、特にお客様より申出がない限り、当該入金日に MRF の取得申し込みがあったものとして取り扱います。

ニ　上記イ、ロ及びハの場合、当社が取得申し込み日の翌営業日に、MRF をお客様に代わって取得します。

(2) ご出金の取扱い

イ お客様が、当社に金銭の引出請求を行った場合、有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金によるお預り金(以下「お預り金」といいます。)を優先して出金します。当該お預り金を超える額の金銭の引出請求を行った場合、その差額分について、MRF の換金の申し込みがあったものとして取り扱います。

ロ 上記イの引出請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額については、当社所定の時間までに引出請求のあったものについてはその翌銀行営業日を、それ以降に引出請求のあったものについては、翌々銀行営業日を出金日とし、当社に届けられているお客様の銀行口座等に振り込む方法で引渡しを行います。

(3) 有価証券等の取引による MRF の自動取得、換金の取扱い

イ MRF の自動取得

有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の利金・収益分配金・配当金・償還金・売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものについてその支払いがあったときは、特にお客様より申出がない限り、MRF の取得申し込みがあったものとして取り扱い、当社は支払開始日に MRF をお客様に代わって取得します。

ロ MRF の自動換金

有価証券等の取引等により、当社に金銭の払込みが必要となる場合は払込期日の前営業日に、MRF の換金の申し込みがあったものとして取扱い、当社は払込期日の前営業日に MRF の換金を行います。

なお、MRF の証券残高が当該金銭に満たない場合は MRF の証券残高を全て換金するものとします(ただし、再投資前の分配金は除きます。)。

(4) お客様の取引状況等によっては、前 3 号の定めと異なる取扱いをする場合があります。

(インターネット取引の利用)

第 5 条 お客様は、インターネット取引をご利用される場合は、「インターネット取引取扱規程」に基づき、インターネット取引をお申し込みいただくものとします。

2 インターネット取引では、当社が別途定める株式等の売買取引の注文、投資信託の買付(取得)の申し込み及び返還(解約)の請求、金銭の引出請求等及び証券投資情報等を利用することができます。

3 その他インターネット取引のご利用については、別に定める「インターネット取引取扱規程」によるものとします。

4 お客様が当社コールセンターを通じて電話によるお取引を行う場合、その性質上適用が困難な条項を除き、「インターネット取引取扱規程」が準用されるものとします。

(証券投資情報等の取得)

第 6 条 本サービスをご利用のお客様は、証券投資情報等を取得できるものとします。

2 お客様は、証券投資情報を、お客様の行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、営業に利用すること及び第三者に提供する目的で情報を加工又は再利用することを行わないものとします。

(本サービスの内容等の変更)

第 7 条 当社は、お客様に通知することなく、本サービスの内容を変更することがあります。

(解約)

第 8 条　本サービスは、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

(1) お客様から本サービスの解約の申出があった場合

(2) MRF 自動継続(累積)投資口座が解約された場合

(3) やむを得ない事由により、当社が本サービスの解約を申し出た場合

(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

2　本サービスを解約した場合は、MRF 自動継続(累積)投資口座を解約するものとします。

3　本サービスは、お客様の全ての口座の金銭及びＭＲＦの残高の合計額が１万円に満たず、他に有価証券等の残高がない場合、当社の定める一定期間を経過したときに、解約され、当社の定める方法により金銭を返還することがあります。

(免責事項)

第 9 条　当社は次の事由により生じた損害については、その責を負いません。

(1) 天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規程に定める取扱いが遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

(2) 当社から提供する証券投資情報等が、電信又は郵便の誤謬、遅延等当社の責により帰すことのできない事由により生じた損害

(通知の効力)

第 9 条の 2　お客様にあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(総合取引約款等の適用)

第 10 条　本規程に別段の定めがないときには、「MRF 目論見書」、「総合取引約款」、「インターネット取引取扱規程」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「国内外貨建債券取引約款」、「振替決済口座管理約款」及び「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」等によるものとします。

(規程の変更)

第 11 条　この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

（付則）

第１条　平成 23 年５月 23 日付で、未成年口座を除き、MRF 自動継続(累積)投資口座の新規設定の受付を終了することに伴い、同日以降、口座開設が完了するお客様は、未成年口座を除き、本規程の MRF に関する規定（第３条、第４条、第８条第１項第２号及び同条第２項等）は適用されません。

第２条　平成 23 年６月 27 日付で、未成年口座を除き、MRF 自動継続(累積)投資口座の新規買付けの受付を終了し、お客様の保有されている MRF 残高は、未成年口座及び少額貯蓄非課税制度による MRF の保有残高のあるお客様を除き、平成 23 年８月８日付で全て換金処分が行われ、お預り金となります。この場合、MRF 自動継続(累積)投資口座は解約されますが、第８条第１項第２号は適用されません。

第３条　平成 23 年６月 27 日以降、本規程の MRF に関する規定（第３条、第４条、第８条第１項第２号及び同条第２項等）は、未成年口座を除き、適用されません。また、第 10 条の規定の適用については、未成年口座を除き、同条中「「MRF 目論見書」、「総合取引約款」、「インターネット取引取扱規程」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「国内外貨建債券取引約款」、「振替決済口座管理約款」及び「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」等」とあるのは、「「総合取引約款」、「インターネット取引取扱規程」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」、「外国証券取引口座約款」、「国内外貨建債券取引約款」、「振替決済口座管理約款」及び「特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款」等」とします。

第４条　平成 23 年６月 27 日以降、未成年口座以外で MRF の保有残高のあるお客様は、前条の定めにかかわらず、本規程の MRF の自動換金に関する規定（第４条（２）イ、ロ、（３）ロ、（4）、第８条第１項第２号及び同条第２項、第 10 条等）が適用されます。

第３章　インターネット取引取扱規程

(規程の趣旨)

第１条　この規程は、当社のインターネット取引サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。

２　この規程は、当社の証券総合サービス取扱規程に基づき、当社コールセンターを通じて電話によるお取引を行うお客様に対しても、その性質上適用が困難な条項を除き、準用されるものとします。

(本サービスの内容)

第２条　お客様は本サービスを利用して、当社が別途定める株式等の売買の注文、投資信託の買付(取得)の申し込み及び返還(解約)の請求(以下「売買注文」といいます。)、並びに金銭の引出請求等を行うことができます。

２　お客様は本サービスを利用するに当たり、投資情報等を利用することができます(情報の内容は別途定めるものとします。)。

(本サービスの利用)

第３条　お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。

２　本サービスは、当社が前項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降に利用することができます。また、当社発行のユーザーネーム、ログインパスワード及び取引パスワード(以下両パスワードをあわせて「パスワード等」といいます。)と、お客様がご利用時に使用するユーザーネーム及びパスワード等とが一致した場合にのみ利用することができます。

３　本サービスのうち、当社が定める所定の手続き(ログイン時、入出金時等)をお客様が行う際は、前項のユーザーネーム及びパスワード等での本人認証に加え、原則として、その手続き毎に当社が定める追加的な本人認証方法(デバイス認証、FIDO(スマホ認証)、ワンタイムパスワード等、以下これらをあわせて「多要素認証」といいます。)をご利用いただく必要があるものとします。

４　本サービスのご利用に必要となる通信用の機器などは、お客様にご用意いただくものとします。

５　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第１項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

６　インターネットでの各種取引を可能とする当社での本サービスの利用にあたり、金融商品取引法、税法その他関係する法令諸規則に基づき当社がお客様に交付する、又はお客様から徴求する各種書面については、金融商品取引業等に関する内閣府令等に定める電磁的方法による交付、又は徴求を原則とし(以下「電子交付サービス」といいます。)、お客様には当該方法に別途ご同意いただくものとします。また、電子交付サービスによらず、書面での交付(郵送)を希望される場合には別途所定の手数料をいただく場合がございます。

(法令等の遵守)

第４条　お客様及び当社は本サービスの利用に当たり、この規程によるほか、法令並びに日本証券業協会及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

(利用時間)

第５条　お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

(取引の種類)

第６条　当社が本サービスを利用した売買注文を受付ける取引の種類は、当社が別途定める範囲とします。

(取扱銘柄)

第７条　当社が本サービスを利用した売買注文を受付ける銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。

２　前項で定めた銘柄のうち、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄及び当社が自主的に売買を規制している銘柄については、本サービスの利用ができない場合があります。

(取扱数量の範囲)

第８条　当社が売付注文を受付ける数量は、当社がお客様からお預りしている銘柄・数量の範囲内とします。ただし、投資信託については、当社が定める数量の範囲内とし、この数量の計算は、当社の定める方法によって行います。

２　当社が買付注文を受付ける数量は、当社が定める数量の範囲内とし、この数量の計算は、当社の定める方法によって行います。

(有効期間)

第９条　当社が本サービスにより受付けた売買注文の有効期間は、当社が別に定める期間内とします。

２　株式の注文において、配当落ち及び権利落ちがある場合、当該株式の売買注文の有効期間は権利付き最終日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

３　株式の注文において、当該株式の上場又は登録されている市場の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

４　株式の注文において、当該株式について単元株数の変更がある場合、当該株式の売買注文の有効期間は変更される日の前営業日を超えて指定することはできず、その日を超えて注文を入力した場合であっても、当該注文は無効となります。

(取引回数の範囲)

第 10 条　金融商品取引所等において売買取引が行われる日において同一銘柄の売買注文を受付ける回数は、当社が別途定める回数の範囲内とします。

(受付・取消し及び変更)

第 11 条　売買注文の受付確定時は、通信端末等にお客様が入力された注文内容について当社が即時に照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を当社が受信した時点とします。

２　当社は、注文内容が次のいずれかに該当する場合は、当該注文の受付けを行いません。

(1) お客様の売買注文内容が、第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条に定める事項のいずれかに反している場合
(2) お客様の口座において注文執行時において当該買付見込金額に必要なお預り金等がない場合

3 当社が本サービスにより受付けた売買注文の取消しは、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行うことができます。

4 金融商品取引所等が有価証券の売買取引の停止を行った場合に効力を失うことを条件とする注文は受付けることができません。

5 当社が本サービスにより受付けた取引注文の変更は、当社が定める時間及び銘柄の範囲内に限り、お客様が本サービスを利用することにより行うことができます。

(執行)

第 12 条 当社が本サービスにより受付けた売買注文は、注文内容を確認後相当の時間内に、金融商品取引所等で執行します。ただし、当社が受付けたお客様からの注文内容が次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客様に連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

(1) 受付後執行するまでに当該注文が第 6 条、第 7 条、第 8 条及び第 10 条に反することになった場合
(2) お客様の指値が金融商品取引所等の値幅制限を超える場合
(3) 売買注文の内容が、公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断する場合
(4) その他、取引の健全性に照らし不適当と当社が判断する場合

2 お客様が有効期間を指定して株式の売買注文を入力した場合で、当該注文が一部出来となったとき(注文の一部についてのみ取引が成立した場合)は、有効期間中であっても、その翌営業日以降の注文は執行されません。

3 金融商品取引所のシステム障害等により、各金融商品取引所がそれぞれ定める受託契約準則等に基づき委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当該取引所による呼値失効の対象となった全ての委託注文（特殊注文で同時にセットされた注文及び期間指定注文を含む）は効力を失うものとし、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該委託注文の再発注は行われないものとします。

4 前項の金融商品取引所が委託注文に係る呼値の効力を失わせた場合、当社は、当該対象銘柄の以下の注文を除く全ての受付済み注文（期間指定注文を含む）を取消すことができるものとします。当社が当該取消しを行った場合、金融商品取引所の取引が再開された場合においても、当該取消済み委託注文の発注は行われません。

(1) PTS（私設取引システム）を指定した注文
(2) 前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外を指定した注文
(3) SOR システムに基づく、自動判定の結果、前項の呼値の効力を失わせた金融商品取引所以外に発注された注文
(4) 単元未満株（S 株）の注文

5 当社は、次の場合その責任を負いません。

(1) 注文受付後、注文内容を確認し相当の時間内に当該注文を執行したにもかかわらず、当該時間中における市場価格の変動等により損害が生じた場合
(2) 第 1 項ただし書き、第 3 項及び第 4 項に基づき売買注文を執行しなかったことにより損害が生じた場合

(本サービスを利用した注文の照会)

第 13 条　当社が本サービスで受付けた売買注文の内容は、本サービスにより照会することができます。

(金銭の受渡精算方法の指示)

第 14 条　お客様が本サービスを利用して株式等の買付けを行った場合、有価証券その他当社において取り扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金によるお預り金(以下「お預り金」といいます。)を優先して当該買付代金に充当します。当該買付代金が当該お預り金を超える場合、その差額分について、MRF、MMF、中期国債ファンドの順でその換金の申し込みがあったものとして取り扱い、当該買付の受渡日の前営業日に換金のうえ当該買付代金に充当します。

2　前項の場合で、「MMF」又は「中期国債ファンド」の解約となる日が買付日から 30 日以内のときの証券残高については、「MMF」又は「中期国債ファンド」の設定運用会社に代わり、「MMF」又は「中期国債ファンド」1 万口につき 10 円を信託財産留保額としてもらい受けます。

3　お客様が本サービスを利用して金銭の引出請求を行った場合の取扱いは、総合取引約款に定める「金銭の振込先指定方式」によるものとします。ただし、引出請求にかかる当社が受付ける金額は、当社が別途定める金額の範囲とします。なお、本引出請求における金額の変更、取消しのご請求は、当社が別途定める時間内に、お客様が当社取引店に申し出るものとします。

(取引内容等の確認)

第 15 条　本サービスの利用にかかる注文内容等についてお客様と当社との間で疑義が生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもって処理させていただきます。

(情報利用の制限)

第 16 条　お客様は本サービスにより取得した情報を、お客様の行う証券投資の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。

(1)　本サービスにより取得した情報(これらを複写したものを含む。以下同じ。)を第三者に提供すること。

(2)　本サービスにより取得した情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用(再配信を含む。)すること。

(3)　お客様のユーザーネーム及びパスワード等を第三者に譲渡し又は第三者の利用に供すること。また、本サービスにより取得した情報を第三者に漏洩し、又は他の者と共同して利用すること。

2　前項に反するものと当社又は金融商品取引所等が判断した場合、当社は本サービスを中止します。なお、本サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等は全てお客様の負担とし、お客様は当社及び金融商品取引所等に対し請求は行わないものとします。

(本サービス利用の禁止)

第 17 条　当社は、次の各号に掲げる事由によりお客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの全部又は一部のご利用をお断りすることがあります。

(1)　お客様が当社のシステムに対して、通常の取引の合理的範囲を超える過大なアクセスを行っていると当社が判断した場合

(2) お客様が当社が認容する取引ツール、プログラム、ソフトウェア等以外のものを使用するなど、当社が提供するシステムの意図から外れた方法で本サービスを利用した場合あるいは利用しようとする場合
(3) お客様が当社が定める本サービスに関する指示等を遵守しない場合又はこれに違背する方法で本サービスを利用した場合あるいは利用しようとする場合
(4) その他、当社の運営方針に外れた態様で本サービスを利用するなどお客様が本サービスをご利用いただくことが不適当であると当社が判断した場合

(利用期間)
第 18 条 お客様が本サービスを利用できる期間は、当社が別途定める期間とします。

(サービス内容の変更)
第 19 条 当社はお客様に通知することなく、本サービスで提供するサービス内容を変更することがあります。

(解約)
第 20 条 次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約は解約されます。
(1) お客様が当社所定の方法により、本サービスの解約を申し出た場合
(2) お客様が保護預り口座を解約した場合
(3) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
(4) 当社の判断により、当社の全てのお客様に対し、本サービスの提供を終了した場合
(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合
(6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(8) 当社の指定する時点において、お客様のいずれの口座においても残高が無く、かつ、お取引がないまま 5 年間を経過しており、当社がお客様に解約を申し出た場合
(9) 第 17 条に規定する事由に該当し当社がお客様に解約を申し出た場合

(免責事項)
第 21 条 当社及び証券投資情報等の発信元は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責任を負わないものとします。
(1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、又は本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合
(2) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合又は誤った発注となった場合(金融商品取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者(以下「情報配信元」といいます。)に

おける障害又は回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合又は誤った発注となった場合を含みます。)。ただし、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

(3) 本サービスの利用の受付けに際し、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワード等と、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して行われた取引。なお、この規定は、第 3 条第 3 項に規定する当社が提供する多要素認証について、お客様がその利用設定をしていない、又は利用設定後に解除している状態において行われた取引(入出金等の各種手続きを含む)からお客様に生じた損害を含むものとします。

(4) お客様のユーザーネーム、パスワード等、取引情報等が漏洩し、盗用、不正使用（インターネット通信回線、コンピューター等のシステム機器を介したもの等を含む）されたことにより生じた損害で、当社の故意又は重大な過失に起因するものでない場合

(5) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意又は重大な過失がある場合以外の場合

(6) 本サービスで提供する情報につき、金融商品取引所等が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合

(7) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変又は外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託の手続等が遅延し、又は不能となった場合

(8) 第 17 条又は第 19 条の規定により生じた損害については当社はその責任を負いません。

(システム障害時の注文)

第 22 条 お客様から当社が受託した注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延もしくは不能となった状態である、と当社が判断した場合（お客様に帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、金融商品取引所、情報配信元、外部委託先等の障害又は回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、もしくは単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。

2 前項の過誤訂正処理を行う場合には、お客様の当社メッセージボックスへ又はその他の方法で連絡します。お客様は過誤訂正処理を希望される場合には、所定の期限までに必要事項を回答するものとし、所定期日までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとします。

3 前 2 項の規定は、逸失利益及び機会損失には、適用しないものとします。

(届出事項の変更)

第 23 条 パスワード又は本サービスの利用にかかる申込書などの記載事項に変更がある場合は、当社所定の手続きによって、当社に直ちに届け出て下さい。この届出の前に生じた損害について当社はその責任を負いません。

(通知の効力)

第 23 条の 2　お客様にあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(規程の変更)

第 24 条　この規程は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第４章　保護預り約款

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、当社とお客様との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(保護預り証券)

第２条　当社は、金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第 2 条第 1 項各号に掲げる証券について、この約款の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等は都合によりお預りしないことがあります。

2　当社は、前項によるほか、お預りした証券が振替決済にかかるものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところによりお預りします。

3　この約款に従ってお預りした証券を以下「保護預り証券」といいます。

(保護預り証券の保管方法及び保管場所)

第３条　当社は、保護預り証券について金商法第 43 条の 2 に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1)　保護預り証券については、当社において責任を持って安全確実に保管します。ただし、当社の指定する保管機関等に保管する場合があります。

(2)　金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

(３)　保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り、他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

(４)　前号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

第４条　前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

(1)　お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

(2)　新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

第５条　混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規定により公正かつ厳正に行います。

(共通番号の届出)

第６条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お

客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第 6 条の 2　保護預り口座の設定申込書に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

2　お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券(以下第 24 条を除き「株券等」といいます。)に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(保護預り証券の口座処理)

第７条　保護預り証券は、全て同一口座でお預りします。

2　金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、機構が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

(単元未満株（S 株）に係る集約処理)

第 7 条の 2　当社が提供する国内株式積立サービスに申込みをされたお客様の保護預り証券のうち、同一の銘柄で複数回にわたり当社にお預けいただいている単元未満株（S 株）（株式の発行者が株式分割等を行った場合のお客様口座への追加お預け分を含む）について、当社所定の方法によりその預り明細を集約するため、お客様の特定口座/一般口座から、特定口座又は一般口座の別及びその同一性を保ったまま、お客様ご自身の特定口座/一般口座に振替を行います。

(担保にかかる処理)

第８条　お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

(お客様への連絡事項)

第９条　当社は、保護預り証券について、次の事項をお客様にお知らせします。

(1)　名義書換又は提供を要する場合には、その期日
(2)　混合保管中の債券について第５条の規定に基づき決定された償還額
(3)　最終償還期限
(4)　残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2　残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回(信用取引、デリバティブ取引の未決済建玉がある場合には 2 回)以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、そ

の内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3　当社は、前項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、お客様からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

4　当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)

(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(名義書換等の手続きの代行等)

第 10 条　当社は、ご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

2　前項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(償還金等の代理受領)

第 11 条　保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第 5 条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

(受領証の交付)

第 12 条　当社は、お客様より手持ちの有価証券等の寄託を受ける場合、受領証を交付します。なお、受領証を受取らないで、当社の役職員(外務員を含みます。)に有価証券を保護預りとして、お預けにならないで下さい。

(保護預り証券の返還)

第 13 条　保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

第 14 条　当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取り扱います。

(1)　保護預り証券を売却される場合

(2)　保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

(3)　当社が第 11 条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

(届出事項の変更手続き)

第 15 条　お届出事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申し出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

(保護預り管理料)

第 16 条　当社は、口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後 1 年を経過するごとに所定の保護預り管理料をいただく場合があります。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金又はＭＲＦその他有価証券があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。

3　当社は、お客様の取引状況や形態によっては、保護預り管理料を免除することができます。

4　保護預り管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。

(解約)

第 17 条　次に掲げる場合は、契約は解約されます。

(1)　お客様から解約のお申出があった場合

(2)　保護預り証券の残高がない場合(融資等の契約に基づき担保が設定されている場合を除く)

(3)　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出た場合

(4)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(5)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(6)　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(7)　当社の指定する時点において、お客様のいずれの口座においても残高が無く、かつ、お取引がないまま 5 年間を経過しており、当社がお客様に解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第 18 条　前条に基づく解約に際しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

2　保護預り証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

(公示催告等の調査等の免除)

第 19 条　当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申し立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

(緊急措置)

第 19 条の 2　法令の定めるところにより保護預り証券の移管を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 20 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1)　当社が、当社所定の証書(受領書等)に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、保護預り証券をご返還した場合

(2)　当社が、当社所定の証書(受領書等)に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、保護預り証券をご返還しなかった場合

(3)　第 9 条第 1 項第 1 号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きにつきご依頼がなかった場合

(4)　お預り当初から保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があった場合

(5)　天災地変等の不可抗力により、返還のご請求にかかる保護預り証券のご返還が遅延した場合

(通知の効力)

第 20 条の 2　お客様にあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(振替決済制度への転換に伴う口座開設のみなし手続き等に関する同意)

第 21 条　有価証券の無券面化を柱とする社債等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)が施行されております。以下同じ。)に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取り扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、あらかじめお客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申し込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合におきましては、当該振替決済口座に係るお客様との間の権利義務関係について、別に定めた振替決済口座管理約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(特例社債等の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 22 条　社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために社振法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代って行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1)　社振法附則第 14 条(同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含みます。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

(2)　その他社振法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(社振法に基づく振替制度へ移行するために、当社から他社に再寄託する場合の当該再寄託の手続き等を含みます。)

(3)　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

(4)　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(特例投資信託受益権の社振法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 23 条 社振法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権について社振法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの)に該当するものについて、社振法に基づく振替制度へ移行するために、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 社振法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請、その他社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等(受益証券の提出など)を投資信託委託会社が代理して行うこと

(2) 前号の代理権を受けた投資信託委託会社が、当社に対して、前号に掲げる社振法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続き等を行うことを委任すること

(3) 移行前の一定期間、受益証券の引出しを行うことができないこと

(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

(5) 社振法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、この約款によらず、社振法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること

(振替法の施行に伴う手続き等に関する同意)

第 24 条 当社は、振替法の施行に伴い、お客様がこの約款に基づき当社に寄託している有価証券のうち、「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。平成 21 年 1 月 5 日から廃止されております。以下同じ。)第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から第 16 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法の施行日(平成 21 年 1 月 5 日。以下「施行日」といいます。)の前で当社が定める一定日から施行日の前日までの間(以下「制限期間」といいます。)、株券等をお預りしないこと及びお預りした株券等を返還しないこと。なお、制限期間は 3 ヶ月を超えないものとし、当該期間の開始日は当社ホームページ上に事前に掲示するものとします。

(2) 施行日以後は、原則としてお預りした株券等を返還しないこと。

(3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(4) 施行日の 1 ヶ月前の日から施行日の 2 週間前の日の前日までの間、当社は、当社において保管しているお客様の株券を機構に預託する場合があること。この場合、当社は、預託した旨をお客様に通知すること。

(5) 振替法の施行に向けた準備のため、当社は、機構が定める方式に従い、お客様の顧客情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)を機構に通知すること。

(6) 当社が前号に基づき機構に通知した顧客情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の証券会社等に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社等に通知される場合があること。

(7) お客様の氏名又は名称及び住所等の文字のうち、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、第 5 号の通知の際、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知すること。

(8) 当社が第 5 号に基づき機構に通知した顧客情報の内容は、機構が定める日以降に、機構を通じた実質株主等の通知等にかかる処理に利用すること。

(9) 当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものに限ります。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからホに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。

イ 機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

ロ その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等

ハ 当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。

ニ 当社は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、お客様より移行申請がなされたものとみなすこと。

ホ 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。

(10) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託投資証券(施行日前日に機構が保管振替機関(保振法第 2 条第 2 項に規定する保管振替機関をいいます。以下同じ。)として取扱うものに限ります。)に係る投資口の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

(11) 当社は、施行日において、機構が定めるところにより、お客様及びお客様の預託優先出資証券(施行日前日に機構が保管振替機関として取扱うものに限ります。)に係る優先出資の質権者として保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていた方のために振替決済口座を開設するとともに、当該振替決済口座に、その顧客口座簿に記載又は記録されていたお客様又は当該質権者に係る事項等を記載又は記録すること。

(12) 発行者に対する前 2 号に掲げる振替決済口座の通知等については、機構が定めるところにより、当社が代わって行うこと。

(13) 施行日前において、保護預り株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合があること。

(14) 施行日前において、お客様へ保護預り株券(機構で保管しているものを除きます。)を返還する場合には、お客様の名義に書換えたうえで返還する場合があること。

(15) 上記のほか、当社は、振替法の施行に向けた準備のために、必要となる手続きを行うこと。

(16) 振替法に基づく振替制度に移行した振替株式等については、この約款によらず、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、当社が別に定める約款の規定により管理すること。

(約款の変更)

第 25 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第 26 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第５章　累積投資取引約款

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、お客様と当社との間の投資信託受益証券の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款の規定に従ってお客様と当社が取り扱う投資信託受益証券の累積投資の委任に関する契約(以下この約款において「契約」といいます。)を締結します。

(累積投資の種類及び申し込み)

第２条　お客様は、当社所定の方法により、当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り累積投資取引を開始することができます。

２　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(金銭の払込み)

第３条　お客様は、累積投資取引に係る投資信託受益証券の買付けにあてるため、１ 回の払込みにつき、当該投資信託の目論見書記載の金銭(以下「払込金」といいます。)を、当該投資信託の自動継続(累積)投資口座に払込むことができます。

(買付方法、時期及び価額)

第４条　当社は、お客様から累積投資取引に係る投資信託受益証券の買付けの申し込みがあった場合には、当該目論見書記載の方法又は当社所定の方法により、遅滞なく当該投資信託受益証券の買付けを行います。この場合、当該投資信託の目論見書の定める買付時期に従い、買付けを行います。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には買付けの申し込みができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従って、買付けのお申し込みの受付けが中止され、すでに行われた買付けのお申し込みの受付けが取消されることがあります。

２　前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価額に基づく当該投資信託の目論見書記載の手数料及び当該手数料に係る消費税等に相当する金額を、払込金の中から当社が申し受けます。

３　買付けられた投資信託受益証券の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該買付けのあった日からお客様に帰属するものとします。

(果実等の再投資)

第５条　累積投資取引に係る投資信託受益証券の収益分配金及び償還金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様の当該投資信託の自動継続(累積)投資口座に繰り入れて

お預りし、その全額をもって、当該投資信託の目論見書に記載する買付時期に、当該投資信託の目論見書に記載するところに従い、同一種類の投資信託受益証券を買付けます。この場合、買付けの手数料は無料といたします。なお、お客様が当該投資信託受益証券の収益分配金及び償還金の再投資を希望せず、受取の意思表示をされ当社が認めた場合はこの限りではありません。

(投資信託受益証券又は金銭の返還)

第 6 条　当社は、この契約に基づく投資信託受益証券又は金銭については、お客様からその返還を請求されたときに当該投資信託の目論見書の記載するところに従い返還します。ただし、当該投資信託の目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、当該投資信託の目論見書の記載に従い、返還の請求のお申し込みの受付けが中止され、すでに行われた返還の請求の受付けが取消されることがあります。

2　前項の請求及び返還は、所定の手続によってこれを行うものとし、所定の方法によりお客様に返還します。ただし、返還は、当該投資信託の目論見書に記載された方法により決定された価額により各投資信託の受益証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えるものとします。

3　クローズド期間のある投資信託についての当該クローズド期間中における前 2 項の取扱いは、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行えます。

4　第 2 項の取扱いを行う場合で、スイッチングをお申し込みいただいた場合には、当該返還金をお客様にお支払いすることなく当該投資信託の目論見書に記載するところに従い、当該スイッチングによって買付ける投資信託に係る自動継続(累積)投資口座に繰入れます。

5　投資信託によっては、1 人のお客様が 1 日当たりに返還を請求できる金額及び請求の受付時間には、当該投資信託の目論見書の記載によるところの制限があるものがあります。

(キャッシング(即日引出))

第 7 条　お客様は、中期国債ファンド又は MMF について、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。

(1)　キャッシングの申し込みがあった場合、当社は、中期国債ファンド又は MMF の残高とキャッシングの申し込みがあった日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は 100 万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、中期国債ファンド又は MMF を担保に金銭を貸出す事ができます。ただし、お客様の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。
返還可能金額=解約口数×基準価額＋解約される受益証券に係るキャッシングの申し込みがあった日の前日までの分配金(A)－源泉税相当額{(A)×(所得税率＋住民税率)}

(2)　前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応する中期国債ファンド又は MMF について、当該貸出しの担保としてその受益証券に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。

(3) 前号の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済にあてます。当該金銭のうち、(1)のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差し引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。
(2)の換金手続に基づく金銭－(1)のキャッシングの貸出しによる金銭
なお、当該貸出金利に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。

(4) 当社は、(2)の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の 1 口の元本価額(1 口＝1 円)を下回ったときは、(2)の換金手続に基づく金銭と(1)のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額をお客様に請求できるものとします。

2 前項の申し込みは、当社が承諾した場合に所定の手続によってこれを行うものとします。

(解約)

第 8 条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものとします。

(1) お客様から解約のお申出があったとき

(2) 払込金が引続き 1 か年を超えて払い込まれなかったとき。ただし、前回買付けの日から 1 か年以内に保管中の有価証券の果実又は償還金によって指定された投資信託受益証券の買付けができる場合の当該契約については、この限りではありません。

(3) 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき

(4) 当該投資信託受益証券が償還されたとき(この場合は当該投資信託受益証券に限る。)

(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

2 当社は、引続き 3 か月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、前項第 2 号ただし書きに係る契約についてはこの限りではありません。

3 この契約が解約されたときには、当社は、遅滞なく保管中の累積投資取引に係る当該投資信託受益証券又は金銭をお客様に返還します。

4 この契約の解約の手続きは、第 6 条第 2 項に準じて行います。

(通知の効力)

第 8 条の 2 お客様にあてて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(約款の変更)

第 9 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第６章　外国証券取引口座約款

第１節　総　則

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、お客様と当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。)の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2　お客様は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引（外国株式信用取引（金商法第 156 条の 24 第１項に規定する信用取引のうち、当社がお客様に国内において信用を供与して行う外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理であって、現地取次証券業者（金商法第 58 条に規定する外国証券業者のうち、外国の金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理を行う相手方をいう。）から当社又はお客様が信用の供与を受けないものをいう。）を除く。）に係る売買及び信用取引（外国株式信用取引を除く。）により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

(外国証券取引口座による処理)

第２条　お客様が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等その全てを「外国証券取引口座」(以下「本口座」という。)により処理します。

(遵守すべき事項)

第３条　お客様は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所(以下「当該取引所」という。)、日本証券業協会及び決済会社(株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。)の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者(預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。)が所在する国又は地域(以下「国等」という。)の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第２節　外国証券の国内委託取引

(外国証券の混合寄託等)

第４条　お客様が当社に寄託する外国証券(外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託

証券」という。)は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備えるお客様の口座に当該お客様が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権(以下「振替証券」という。)については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2　寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3　前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券(以下「寄託証券等」という。)は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関(以下「現地保管機関」という。)において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4　お客様は、第 1 項の寄託又は記録もしくは記載については、お客様が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(寄託証券に係る共有権等)

第 4 条の 2　当社に外国証券を寄託したお客様は、当該外国証券及び他のお客様が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録されたお客様は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該お客様に与えられることとなる権利を取得します。

2　寄託証券に係るお客様の共有権は、当社がお客様の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係るお客様の権利は、当社がお客様の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

(寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付)

第 5 条　お客様が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関(以下、「当社の保管機関」という。)に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又はお客様に交付します。

2　お客様は、前項の交付等については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(上場廃止の場合の措置)

第 6 条　寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2　上場廃止となる寄託証券等ついて、当社が前項の取り扱いが不可能又は困難であると判断するときは、当社はお客様が権利を有する当該寄託証券等をお客様の計算で売却することが

できるものとします。なお、当該売却は原則として当該取引所における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前にお客様に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。

3　当社は、前項の売却に要した実費をお客様に請求することができるものとします。

4　第１項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までにお客様から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、お客様の同意があったものとして取り扱います。

(配当等の処理)

第７条　寄託証券等に係る配当(外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。)、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。)等の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1)　金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。

(2)　株式配当(源泉徴収税(寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。)が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。)の場合は、次のａ又はｂに定める区分に従い、当該ａ又はｂに定めるところにより、取り扱います。

ａ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、お客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては１口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては１証券)、カバードワラントにあっては１カバードワラント、外国株預託証券にあっては１証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じお客様あてに支払います。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

お客様は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

(3) 配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じお客様あてに支払うものとします。

(4) 第 2 号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2　お客様は、前項第 1 号に定める配当金、同項第 2 号ａ及びｂに定める売却代金並びに同項第 3 号に定める金銭（以下「配当金等」という。）の支払方法については、当社所定の書類により当社に指示するものとします。

3　配当金等の支払いは、円貨もしくは現地通貨により行います（円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。）。

4　前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第 1 項第 1 号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5　第 1 項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、お客様の負担とし、配当金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

6　配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7　決済会社は、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

8　配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。

9　当社が過去に取扱いをしていた償還済の外国投資信託受益証券等に関して、当該外国投資信託証券等が投資していた外国証券等の集団訴訟に係る和解金を当社が投資信託委託会社から受領した場合については、当該外国投資信託証券等における償還応答日時点での和解金等の合計受取金額が、償還時の当該外国投資信託証券等を保有していたお客様（以下本項において「償還時受益者」といいます。）に対する支払いに関する弊社の定めた費用相当額を下回る場合又は当該費用相当額を控除した結果償還時受益者にお支払いする金額が 1 円未満の場合は、償還時受益者へ支払わないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第８条　寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1) 新株予約権等が付与される場合は、次のａ又はｂに定める区分に従い、当該ａ又はｂに定めるところにより、取り扱います。

ａ　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

お客様が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

ｂ 寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社はお客様に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、お客様が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

(2) 株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、１株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

(3) 寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定しお客様が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、１株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定しお客様が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、お客様が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

(4) 前３号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

(5) 第１号ａ、第２号及び第３号により売却処分した代金については、前条第１項第２号ａ並びに同条第２項から第５項まで及び第７項の規定に準じて処理するものとし、同条第８項の規定はその支払いについて準用します。

(6) 第 1 号の払込代金及び第 3 号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

(払込代金等の未払い時の措置)

第 9 条　お客様が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、お客様の当該債務を履行するために、お客様の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

(議決権の行使)

第 10 条　寄託証券等(外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。)に係る株主総会(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2　前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3　第 1 項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

4　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(外国株預託証券に係る議決権の行使)

第 10 条の 2　外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、お客様の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2　前条第 2 項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3　第 1 項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、お客様が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、お客様が行使するものとします。

4　第 1 項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又はお客様が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決

権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

(株主総会の書類等の送付等)

第 11 条　寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等(外国株預託証券を除く。)又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者)の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関がお客様の届け出た住所あてに送付します。

2　前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第 3 節　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

(売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第 12 条　お客様の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内でお客様があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行及び処理)

第 13 条　お客様の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。

(1)　外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

(2)　当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

(3)　国内店頭取引については、お客様が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

(4)　外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(5)　当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面(取引報告書)等を送付します。

(受渡日等)

第 14 条　取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日(その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日)を約定日とします。

(2)　外国証券の売買に関する受渡期日は、約定日から起算して 3 営業日目(当社が指定する取引については別途定める日)とします。

(外国証券の保管、権利及び名義)

第 15 条　当社がお客様から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

(1) 当社は、お客様から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。
(2) 前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。
(3) お客様が有する外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された場合には、お客様は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。
(4) 前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券(みなし外国証券を除く。)が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。
(5) 第 3 号の場合において、お客様は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。
(6) お客様が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。
(7) お客様が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。
(8) お客様が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、お客様は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。
(9) お客様が権利を有する外国証券につき、当該外国証券又は当社もしくは当社の保管機関に適用される準拠法又は制度が変更される場合等で、お客様にも当該準拠法又は制度によって負担が生じ、その結果として当社が当該外国証券の取扱いを継続することが不可能又は困難であると判断するときは、当社は当該外国証券を前号の定めに従って処理します。ただし、当社は事前にお客様に対し、当該処理の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。
(10) お客様は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。
(11) お客様が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、お客様が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。
(12) お客様が権利を有する外国証券につき、お客様が当社所定の書類により本口座の残高の抹消等を当社に指図した場合には、当社は当該残高を抹消することができるものとします。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理及び上場廃止の場合の措置)

第 16 条 外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、お客様の希望により、当社はお客様が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

2 外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となる場合、当社はお客様が権利を有する当該外国証券をお客様の計算で売却することがで

きるものとします。なお、当該売却は原則として当該我が国以外の金融商品市場における最終売買日以前の当社が合理的と判断する日に行うものとし、当社は事前にお客様に対し、当該売却の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。

3　外国証券が、当社が売買注文を取り次ぐ我が国以外の金融商品市場において上場廃止となり、上場廃止日以降においても当該銘柄の残高が存在する場合、お客様が別段の指示をした場合を除いて、当社はお客様が権利を有する当該外国証券を発行会社が行う自己株式取得に応じる方法等によりお客様の計算で換金することができるものとします。なお、当社は事前にお客様に対し、当該換金の内容、実施時期等を当社の定める方法により通知するものとします。

4　当社は、前 2 項の売却又は換金に要した実費をお客様に請求することができるものとします。

(外国証券に関する権利の処理)

第 17 条　当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

(2)　外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

(3)　株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、お客様が特に要請した場合を除き全て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

(4)　前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、お客様が特に要請した場合を除き全て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。ただし、別に定める場合にはこの限りではありません。

(5)　外国証券に関し、前 4 号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除き全て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。

(6)　株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7)　第 1 号に定める果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸通知)

第 18 条　当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、お客様に次の通知を行います。ただし、当社の保管機関又は発行者から通知が到達していない場合、当社が了知した時点で当該事実に

関する申込期日を経過していた場合、通知が到達しているもののお客様の残高に変更がない等影響が軽微である場合、その他やむを得ない事由により、当社が通知不要と判断したものを除きます。

(1) 募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2) 配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

(3) 合併その他重要な株主総会議案に関する通知

2 前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付又は当社のホームページ上に掲示いたします。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、お客様の希望した場合を除いて当社は送付又は当社のホームページ上に掲示いたしません。

(発行者からの諸通知等)

第 19 条 発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から 3 年間(海外 CD 及び海外 CP については 1 年間)保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。

2 前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度お客様が当社に支払うものとします。

(諸料金等)

第 20 条 取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

(1) 外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第 14 条第 2 号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとします。

(2) 外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までにお客様が当社に支払うものとします。

2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度お客様が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第 21 条 外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、お客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第 22 条 本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、換算日における当社が定めるレートによります。

2 前項の換算日は、売買代金については約定日(当社が指定する取引については別途定める日)、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第 4 節　外国株式信用取引の特例

(外国株式信用取引の処理)

第 23 条　第 2 条の規定にかかわらず、お客様が当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、当社から貸付けを受けた金銭及び有価証券、委託保証金、外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国株式信用取引に関する金銭の授受等 その全てを「外国株式信用取引口座」により処理します。

また、前条までの規定のうち、「本口座」とあるのは、外国株式信用取引に関する事項については、「外国株式信用取引口座」と読み替えて適用します。

(外国株式信用取引の遵守すべき事項)

第 24 条　「外国株式信用取引口座」を開設しようとするお客様は、当社が定める様式による「外国株式信用取引口座設定約諾書」に所定事項を記載し、当社に差し入れるものとします。

2　第 3 条の規定にかかわらず、お客様は、当社との間で行う外国株式信用取引に関しては、国内の諸法令、当該証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場及び日本証券業協会の定める諸規則、決定事項並びに慣行中、外国株式信用取引の条件に関連する条項及び外国株式信用取引口座設定約諾書に従うとともに、外国証券の発行者が所在する国等の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

(外国株式信用取引に係る配当等の処理)

第 25 条　第 17 条第 1 号の規定にかかわらず、外国株式信用取引に係る配当金等の処理については、外国株式信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託及び外国投資信託の受益証券の収益分配並びに投資証券及び外国投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、以下の取扱いを行います。

(1)　当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る金銭の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主（優先出資者、受益者、投資主、投資法人債権者及び預託証券の所有者を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額の金銭を支払うものとします。

(2)　当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在に外国株式信用取引に係る有価証券の貸付けを受けている場合は、当該銘柄に係る株主に交付される配当等の金額を徴収するものとします。

(3)　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた外国株券等（以下「委託保証金代用有価証券」という。）のうち、寄託証券等に係る配当等については、第 7 条の規定を準用するものとします。

(4)　委託保証金代用有価証券のうち前号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、第 17 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号の規定を準用するものとします。

(5)　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 号に定める有価証券以外の有価証券に係る配当等については、当社の定める方法により処理することとします。

(代用有価証券に係る議決権の行使)

第 26 条　委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等に係る株主総会における議決権については、第 10 条又は第 10 条の 2 の規定を準用するものとします。
なお、お客様は、当社が外国株式信用取引として貸し付けた金銭でお客様が買い付けた有価証券の議決権を有しないものとします。

2　委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の外国株券等に係る株主総会における議決権については、第 17 条第 6 号の規定を準用するものとします。

3　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 項に定める有価証券以外の有価証券に係る株主総会における議決権については、当社の定める方法により処理することとします。

(代用有価証券に係る株主総会の書類等の送付等)

第 27 条　委託保証金代用有価証券のうち、寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益
証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知については、第 11 条の規定を準用するものとします。

2　委託保証金代用有価証券のうち、前項に定める有価証券以外の外国株券等の発行者から交付される当該外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者）の権利又は利益に関する諸通知については、第 19 条の規定を準用するものとします。

3　外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れた有価証券のうち前 2 項に定める有価証券以外の有価証券に係る第 18 条第 1 項各号又は第 2 項に規定する諸通知については、当社の定める方法により通知することとします。

(外国株式信用取引の売買注文の執行地及び執行方法の指示)

第 28 条　第 12 条の規定にかかわらず、お客様の当社に対する外国株式信用取引に係る売買注文の執行地及び執行方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

(外国株式信用取引の注文の執行及び処理)

第 29 条　第 13 条の規定にかかわらず、外国株式信用取引の売買注文は、次の各号に定めるところによります。

(1)　当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。
(2)　外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。
(3)　当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なくお客様あてに契約締結時等交付書面等を送付します。

(外国株式信用取引に係る受渡日等)

第 30 条　外国株式信用取引に係る取引成立後の受渡し等の処理については、第 14 条の規定を準用するものとします。

2　外国株式信用取引に係る委託保証金及び外国株式信用取引の委託保証金の代用有価証券として差し入れる有価証券の受渡しは、当社が定めた期間内に行うものとします。

(外国株式信用取引に係る権利の処理)

第 31 条　委託保証金代用有価証券のうち寄託証券等の権利の処理については、第７条及び第８条の規定を準用するものとします。

2　委託保証金代用有価証券のうち前項に定める有価証券以外の有価証券の権利の処理については、第 17 条の規定を準用するものとします。

3　外国株式信用取引における買付有価証券及び当社から貸付けを受けた有価証券につき、剰余金の配当又は株式分割による株式を受ける権利の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、当社の定める方法により処理することとします。

(諸通知)

第 32 条　当社は、外国株式信用取引の残高のある有価証券につき、お客様に次の通知を行います。

(1)　募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実の通知

(2)　配当金、利子、収益分配金及び償還金などの通知

(3)　合併その他重要な株主総会議案に関する通知

(発行者からの諸通知等)

第 33 条　外国株式信用取引の残高のある有価証券の発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から３年間保管し、閲覧に供します。ただし、お客様が送付を希望した場合は、お客様に送付します。

2　前項ただし書により、お客様あての通知書及び資料等の送付に要した実費は、その都度お客様が当社に支払うものとします。

(外国株式信用取引に係る諸料金等)

第 34 条　外国株式信用取引に関する借入金に対する利子及び借入有価証券に対する貸借料その他の料金を第 14 条第２号に定める受渡期日までにお客様が当社に支払うものとし、その場合の外貨の受払い及び金銭の授受等については、第 21 条及び第 22 条の規定に従うものとします。

(外国株式信用取引に係る取引残高報告書の交付)

第 35 条　お客様は、外国株式信用取引の残高のある有価証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を第 37 条の規定に準じて定期的に受けるものとします。

(外国株式信用取引に係る口座管理料)

第 36 条　お客様は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、外国株式信用取引口座に係る口座管理料を当社に支払うものとします。

第５節　雑則

(取引残高報告書の交付)

第 37 条　お客様は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、お客様が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2　前項の規定にかかわらず、お客様は、当社がお客様に対して契約締結時等交付書面(取引

報告書)を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3　当社は、当社がお客様に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第 38 条　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、お客様の本人確認を行うものとします。

(届出事項)

第 38 条の２　お客様は、住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、印鑑及び共通番号等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。

(届出事項の変更届出)

第 39 条　お客様は、当社に届け出た住所(又は所在地)、氏名(又は名称)、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

(届出がない場合等の免責)

第 40 条　前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、お客様に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

(通知の効力)

第 41 条　お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

(口座管理料)

第 42 条　お客様は、この約款に定める諸手続きの費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金又は MRF その他有価証券があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、お預り証券の返還のご請求のほか、当社サービスのご利用を制限する場合があります。

3　当社は、お客様の取引状況や形態によっては、口座管理料を免除することができます。

4　口座管理料は、経済情勢その他の事情により改定することがあります。

(契約の解除)

第 43 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) お客様が当社に対し解約の申出をしたとき
(2) お客様がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき
(3) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(4) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(5) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(6) 前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

2 前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、お客様の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

(免責事項)

第 44 条 次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。
(1) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
(2) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
(3) 当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

(準拠法及び合意管轄)

第 45 条 外国証券の取引に関するお客様と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、お客様が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2 お客様と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

(個人データ等の第三者提供に関する同意)

第 46 条 お客様は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該お客様の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。

(1) 外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(2) 預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還

付その他の手続を行う場合
当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(3) 外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合
当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(4) 外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)又は当該外国証券の売買に係る外国証券業者が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合
当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

(5) 外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者が、マネー・ローンダリング規制遵守を目的として、当該外国証券の株主、受益者及び実質的支配者等の確認を行う場合
当該外国証券の発行者並びにその管理及び監査等を行う事業者

2 お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。)上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があると判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

(2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

(3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除く。）

3 お客様は、米国に所在する外国証券業者である Interactive Brokers LLC 又はその業務を承継した者（以下「IB 社」という。）が外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした調査を行うため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、生年月日、口座番号、口座残高、その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が IB 社に提供されることがあることに同意するものとします。なお、米国の金融機関に適用される個人情報の保護に関する制度に関する情報は、こちら（https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/foreign/yakkan_02.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、IB 社においては、概ね個人データの取扱いについ

て我が国の個人情報取扱事業者に求められる措置と同水準の措置を講じているものの、取得した個人情報について OECD プライバシーガイドライン８原則のうち「個人参加の原則」（自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障する）に対応しておりません。

4　お客様は、韓国に所在する外国証券業者である LS SECURITIES Co., Ltd. 又はその業務を承継した者（以下「LS 社」という。）が外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした調査を行うため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、生年月日、口座番号、口座残高、その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が LS 社に提供されることがあることに同意するものとします。なお、韓国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/korea_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、LS 社においては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

(約款の変更)

第 47 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

付則（2025 年 10 月 1 日）

1　第７条第８項（第８条第５号において準用する場合を含む。）の改正は、2030 年 10 月１日より施行する。

2　改正後の第７条第８項（第８条第５号において準用する場合を含む。）の規定は、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第１号 a、第２号及び第３号により売却処分した代金）についても適用する。

第７章　国内外貨建債券取引約款

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売り出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む)をいう。以下同じ)の取引に関する取決めです。

(受渡期日)

第２条　受渡期日はお客様が当社と別途取り決めている場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。

(国内外貨建債券に関する権利の処理)

第３条　当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金(記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ)は、当社が代わって受領し、お客様あてに支払います。ただし、保護預り契約又は振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子などの受取り方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし、当該利子又は償還金から控除することなどの方法によりお客様から徴収します。

(2)　国内外貨建債券に関し新株引受権(新株引受権証書を除きます)が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。

(3)　転換権付社債の転換権利行使によりお客様が指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。

(4)　国内外貨建債券に関し、第 1 号及び第 2 号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除き全て売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号規定に準じて処理します。

(5)　債権者集会における議決権の行使又は異議申し立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申し立てを行いません。

(諸料金等)

第４条　お客様の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第５条　国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第 6 条　国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が、定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領又は支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申し出るものとします。

2　前項の換算日は、売買代金については約定日、第 3 条(1)から(4)までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

(約款の変更)

第 7 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第８章　振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取り扱う国債(以下「振決国債」といいます。)に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定められるものです。

(振替決済口座)

第２条　振決国債に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、日本銀行が定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振決国債の記載又は記録をする内訳区分と、それ以外の振決国債の記載又は記録をする内訳区分とを別に設けて開設します。

３　当社は、お客様が振決国債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「申込書」によりお申し込みいただきます。

２　当社は、お客様から振替決済口座開設の申込みを受け、これを承諾したときは遅滞なく振替決済口座を開設いたします。

３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに日本銀行の国債振替決済業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 2 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(共通番号の届出)

第３条の２　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(当社への届出事項)

第４条　第 3 条の「申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名、共通番号等をもって、お届出の印鑑、住所、氏名、共通番号等とします。

(振替の申請)

第５条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1)　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの。

(2)　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他日本銀行が定めるもの。

2　前項に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

(1)　減額及び増額の記載又は記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額

(2)　お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

(3)　振替先口座

(4)　振替先口座において、増額の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分

3　前項第 1 号の金額は、その振決国債の最低額面金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(他の口座管理機関への振替)

第６条　当社は、お客様から申し出があった場合には、他の口座管理機関の口座へ振替を行うことができます。また、当社で振決国債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項をご連絡下さい。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

3　前項の場合は、当社所定の手数料をいただくことがあります。

(分離適格振決国債に係る元利分離申請)

第７条　振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの。

2　前項に基づき、お客様が元利分離の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

(1)　減額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

(2)　お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3　前項第 1 号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(分離元本振決国債等の元利統合申請)

第 8 条　振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの。

2　前項に基づき、お客様が元利統合の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただかなければなりません。

(1)　増額の記載又は記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

(2)　お客様の振替決済口座において減額及び増額の記載又は記録がされるべき種別

3　前項第 1 号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

(みなし抹消申請)

第 9 条　振替決済口座に記載又は記録されている振決国債が償還(分離利息振決国債にあっては、利子の支払い)された場合には、お客様から当社に対し、当該振決国債について、振替法に基づく抹消の申請があったものとみなして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

(担保の設定)

第 10 条　お客様の振決国債について、担保を設定される場合は、日本銀行が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(お客様への連絡事項)

第 11 条　当社は、振決国債について、次の事項をお客様にお知らせします。

(1)　最終償還期限

(2)　残高照合のための報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書による報告

2　残高照合のためのご報告は、1 年に 1 回以上行います。また、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に 1 回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(元利金の代理受領等)

第 12 条　振替決済口座に記載又は記録されている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客様に代わって日本銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2　当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振決国債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の利子の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(届出事項の変更手続き)

第 13 条　お届出事項(氏名もしくは名称、住所又は共通番号)を変更なさるときは、直ちに、当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手続き下さい。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ振決国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じません。

(口座管理料)

第 14 条　当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振決国債の元金又は利子の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第 15 条　日本銀行が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1)　振決国債(分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債を除きます。)の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の元金及び利子の支払いをする義務

(2)　分離適格振決国債、分離元本振決国債又は分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振決国債の

超過分(振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利子の支払いをする義務

(3) その他、日本銀行において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(解約)

第 16 条 次に掲げる場合は、契約は解約されます。

(1) お客様から解約のお申出があった場合

(2) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(3) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(4) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(5) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振決国債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(免責事項)

第 18 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影とお届出の印鑑が相違ないものと認め、振決国債の元金又は利子の支払いをした場合

(2) 当社が、当社所定の証書に押捺された印影がお届出の印鑑と相違するため、振決国債の元金又は利子の支払いをしなかった場合

(3) 天災地変等の不可抗力により、ご請求にかかる振決国債の元金又は利子の支払いが遅延した場合

(約款の変更)

第 19 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第 20 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生

した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第９章　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引約款

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第１項に規定されるものをいいます。以下同じです。）の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために当社に開設される特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第３項第２号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

２　お客様と当社の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがない場合は、諸法令及び総合取引約款他当社の約款並びに規程の定めるところによるものとします。

(特定口座開設届出書等の提出)

第２条　お客様は、当社所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当社に提出又は提示することにより、特定口座の設定を申し込むものとし、当社がこれを承諾した場合に、特定口座の設定及び特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当社に複数の特定口座を開設することはできないものとします。この場合、お客様は当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法第 37 条の 11 の３第４項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の３第２項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が個人番号を有しない場合又は同条第５項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

(1)　特定口座開設届出書

(2)　当社所定の本人確認書類

２　お客様は、源泉徴収を選択される場合には、当社所定の方法により、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書(以下「当該選択届出書」といいます。)を提出しなければならず、提出した場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日取引(以下「信用取引等」といいます。)に係る差金決済による所得について、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する特例(以下「源泉徴収」といいます。)の適用を受けるものとします。なお、当該選択届出書が提出された年の翌年以後については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申し出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時又は当該特定口座において処理された上場株式等の信用取引等につきその年最初に差金決済を行う時のうちいずれか早い時より前に、当該選択届出書の提出があったものとみなします。

３　お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払確定日前の当社が定める日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。

４　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第１項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(特定保管勘定における保管の委託等)

第 3 条　上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。

2　上場株式等の信用取引等は、特定信用取引等勘定(この約款に基づき特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

(所得金額の計算)

第 4 条　当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算を、租税特別措置法、その他関係法令及び政省令の定めに基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第 5 条　当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。

(1) 第 2 条に定めのある特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。)により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

(2) 当社以外の金融商品取引業者に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当社の特定口座に移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等

(3) 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)又は同条第 4 項に規定する売出しにより取得した上場株式等

(4) 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち当該信用取引の決済により受渡が行われたもので、その受渡しの際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

(5) 贈与・相続(限定承認に係るものを除きます。以下、同じです。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。)により取得した当該贈与した者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税

口座、同法第 37 条の 14 の２第５項第１号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。)に引続き保管の委託等がされている上場株式等であって、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等

(6) お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、移管(一部移管の場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等が全て移管される場合に限ります。)された上場株式等

(7) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託もしくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(8) お客様が当社に開設している口座（非課税口座及び未成年者口座を除きます。）に保管の委託等がされている上場株式等につき、会社法第 185 条に規定する株式無償割当て、同法第 277 条に規定する新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 13 に規定する新投資口予約権無償割当てにより取得する上場株式等で、その割当ての時に、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(9) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の合併（法人課税信託に係る信託の併合を含みます。）（合併法人の株式（出資を含みます。第 13 号を除き、以下この条において同じです。）又は合併親会社株式のいずれか一方のみの交付が行われるもの（当該法人の株主等に当該合併法人の株式又は合併親法人株式及び当該法人の株主等に対する株式又は出資に係る剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配として金銭その他の資産の交付がされるもの並びに合併に反対する株主等の買取請求に基づく対価として金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する当該合併法人の株式又は合併親法人株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(10) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合（当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの（投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他の資産が交付されるものを含みます。）に限ります。）により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(11) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の分割（分割法人の株主等に分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が行われるもので、当該株式が分割法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該分割法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該分割承継法人の株式又は当該分割承継親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(12) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、法人の

株式分配（当該法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付が行われるもので、当該株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占める当該株主等の有する当該現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものに限ります。）により取得する当該完全子法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(13) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等につき、所得税法第 57 条の４第１項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式もしくは当該株式交換完全親法人の親法人の株式又は同条第２項に規定する株式移転により取得する株式移転完全親法人の株式で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(14) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等である取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権の付された新株予約権付社債の取得事由の発生により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

(15) お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利もしくは新株予約権の行使、特定口座内保管上場株式等である新株予約権、当社に開設されたお客様の非課税口座に受け入れられた新株予約権もしくは当社に開設されたお客様の未成年者口座に受け入れられた新株予約権の行使、お客様が与えられた所得税法施行令第 84 条第２項第１号から第４号までにかかる権利の行使又は特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権の取得事由の発生もしくは行使により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行うもの

(16) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、出国する日までに所定の方法により一般口座に払出した上場株式等について、帰国をした後、所定の方法により、当社の特定口座に移管された上場株式等

(17) 前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第 14 項に基づき定められる上場株式等

２　当社は、お客様の特定信用取引等勘定においては、特定口座開設届出書の提出後に開始する上場株式等の信用取引等に関する事項のみを処理いたします。

(譲渡の方法)

第６条　特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の２第７項に定められる方法のいずれかにより行います。

(源泉徴収)

第７条　当社は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第 37 条の 11 の４、地方税法第 71 条 51、その他関係法令及び政省令の規定に基づき、所得税及び地方税(道府県民税株式等譲渡所得割)の源泉徴収を行います。

２　前項の源泉徴収を行う口座における特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価のうち、お客様の外国証券に付与された新株引受権の売却代金その他譲渡後直ちに銀行振込等に

充てられるものについて、その譲渡により生じた特定口座内調整所得金額に 10%を乗じて計算した金額の銀行振込等を行わないことがあります。

3　外貨決済による上場株式等の譲渡に係る所得の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第 8 条　特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった当該上場株式等の租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 11 項第 2 号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定口座内保管上場株式等の移管)

第 9 条　当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(2)に規定するお客様の特定口座への移管については、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 10 項及び第 11 項の定めるところにより行います。

(相続又は遺贈等による特定口座への受入)

第 10 条　当社は、第 5 条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)第 1 項(5)、(6)又は(16)に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号及び第 26 号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第 3 号、第 4 号、第 15 号、第 22 号、第 25 号又は第 26 号及び同条第 15 項から第 17 項までもしくは同条第 19 項から第 21 項まで又は同法第 25 条の 10 の 5 に定めるところにより行います。

(年間取引報告書の送付)

第 11 条　当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 7 項及び第 8 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、翌年 1 月 31 日までに、1 通をお客様に交付し、1 通を所轄の税務署長に提出いたします。

2　当社は、お客様が開設した特定口座において、その年中に上場株式等の譲渡及び上場株式等の配当等の受入れが行われなかった場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 8 項に定めるところにより、お客様からの請求があった場合のみ、翌年 1 月 31 日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。

(契約の解除)

第 12 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)　お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

(2)　お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(3)　租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(4)　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(出国に伴う特定口座の取扱い)

第 13 条　前条第 2 号に該当し特定口座が廃止される場合において、お客様が当社に対し、海外に出国する日までに特定口座継続適用届出書を提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書及び出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出するときは、出国前の特定口座から払出された上場株式等を出国扱いの口座（以下「出国口座」といいます。）で管理し、帰国後に再開設した特定口座に受入れることができます。

2　前項にかかわらず、出国の日から出国口座内保管上場株式等移管依頼書を提出するまでの間に出国口座への受入れ又は払出しが行われた銘柄については、帰国後に特定口座に受入れることができません。ただし、出国口座への受入れ又は払出しが、株式分割、併合、株式無償割当て、合併等の法令にも基づく事由による場合は、この限りではありません。

(特定口座に係る事務)

第 14 条　特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

(特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第 15 条　特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る 1 単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

(合意管轄)

第 16 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 17 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 10 章　特定管理口座約款

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、お客様が当社に設定する租税特別措置法第 37 条の 11 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座(以下「特定管理口座」といいます。)の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(特定管理口座の開設)

第 2 条　当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の開設を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

(特定管理口座における保管の委託)

第 3 条　当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託(以下「保管の委託等」といいます。)は、原則として以下に掲げる条件の全てを満たす場合に限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。

(1)　金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散(合併による解散を除く。)、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てのいずれかであること。

(2)　証券保管振替機構の取扱継続期間において、証券保管振替機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。

(3)　証券保管振替機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。

(4)　証券保管振替機構の取扱継続期間において、発行者が証券保管振替機構の定める手数料を支払うこと。

(譲渡の方法)

第 4 条　特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

2　前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文又は当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。

3　前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払い出すことといたします。

(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)

第 5 条　特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第 6 条　特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る 1 株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

(契約の解除)

第 7 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) お客様から特定管理口座の廃止の届出があった場合

(2) お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(4) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 8 に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

2　前項の規定にかかわらず、前項第 2 号又は第 3 号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

(合意管轄)

第 8 条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第 9 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 11 章　一般債振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う一般債に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第 2 条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の一般債の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3　当社は、お客様が一般債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第 3 条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設いたします。

3　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 2 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(共通番号の届出)

第 3 条の 2　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設すると

き、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第５条　第 3 条の申込書に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第６条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1)　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

(2)　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3)　一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの

(4)　一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの

２　お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。

(1)　当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき一般債の銘柄及び金額

(2)　お客様の振替決済口座において減額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3)　振替先口座及びその直近上位機関の名称

(4)　振替先口座において、増額の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5)　振替を行う日

３　前項第 1 号の金額は、その一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

４　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

５　当社に一般債の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに一般債の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第７条　当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

２　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第 8 条　お客様の一般債について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(抹消申請の委任)

第 9 条　振替決済口座に記載又は記録されている一般債について、償還、繰上償還又は定時償還が行われる場合には、当該一般債について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(元利金の代理受領等)

第 10 条　振替決済口座に記載又は記録されている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)及び利金を取り扱うもの(以下「機構関与銘柄」といいます。)の償還金及び利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2　当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている一般債(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)のうち、機構関与銘柄の利金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

(お客様への連絡事項)

第 11 条　当社は、一般債について、次の事項をお客様にご通知します。

(1)　最終償還期限

(2)　残高照合のための報告

2　前項の残高照合のための報告は、一般債の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)
(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

第 12 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ一般債の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第 13 条　当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、一般債の償還金又は利金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第 14 条　機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1)　一般債の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分(一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金及び利金の支払いをする義務
(2)　その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 15 条　当社は、機構において取り扱う一般債のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2　当社は、当社における一般債の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、一般債を他の口座管理機関へお振替えください。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1)　お客様から解約のお申し出があった場合
(2)　お客様が手数料を支払わないとき
(3)　お客様がこの約款に違反したとき

(4) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 前項による一般債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく返戻金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて売却代金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている一般債及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより一般債の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて一般債の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、一般債の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、一般債の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により一般債の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(機構非関与銘柄の振替の申請)

第 20 条 お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申し出ください。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 21 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例社債等の証券(当該特例社債等が社債等登録法第 3 条第 1 項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法等に基づきお客様に求められている第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 14 条(同法附則第 27 条から第 31 条まで又は第 36 条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等
(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
(4) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
(5) 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(約款の変更)

第 22 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(社債的受益権の取扱いに関する各規定の読み替え)

第 22 条の 2　この約款における社債的受益権（機構の社債等に関する業務規程に規定する「特定目的信託の社債的受益権」をいいます。）の取扱いは、下表のとおり読み替えます。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	利子支払期日	配当支払期日
	各社債の金額	各社債的受益権の金額
第 10 条	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。）	償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）
第 10 条	元利金	償還金及び配当
第 10 条、第 13 条、第 14 条及び第 20 条	利金	配当

(個人情報等の取扱い)

第 23 条　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 12 章　投資信託受益権振替決済口座管理約款

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

(振替決済口座)

第 2 条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。

3　当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第 3 条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設いたします。

3　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 2 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(共通番号の届出)

第 3 条の 2　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設すると

き、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第５条　第 3 条の申込書に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

(振替の申請)

第６条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

(1)　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

(2)　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

(3)　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

(4)　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

(5)　償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

(6)　販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)

ロ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ニ　償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ　償還日

ヘ　償還日翌営業日

(7)　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2　お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章により記名押印してご提出ください。

(1)　当該振替において減額及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

(2)　お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3)　振替先口座及びその直近上位機関の名称

(4)　振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5)　振替を行う日

3　前項第 1 号の口数は、1 口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が 1 口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。

4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第 2 項第 3 号の提示は必要ありません。また、同項第 4 号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5　当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

(他の口座管理機関への振替)

第 7 条　当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第 8 条　お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

(抹消申請の委任)

第 9 条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等)

第 10 条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わっ

て当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

2　当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社所定の様式により、お客様からの申込みがあれば、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の収益分配金の全部又は一部を、お客様があらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客様に配分することができます。

3　当社が過去に取扱いをしていた償還済の投資信託受益権に関して、当該投資信託受益権が投資していた外国証券等の集団訴訟に係る和解金を当社が投資信託委託会社から受領した場合については、当該投資信託受益権における償還応答日時点での和解金等の合計受取金額が、償還時の当該投資信託受益権を保有していたお客様（以下本項において「償還時受益者」といいます。）に対する支払いに関する弊社の定めた費用相当額を下回る場合又は当該費用相当額を控除した結果償還時受益者にお支払いする金額が 1 円未満の場合は、償還時受益者へ支払わないものとします。

(お客様への連絡事項)

第 11 条　当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

(1)　償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

(2)　残高照合のための報告

2　前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面(取引報告書)

(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(届出事項の変更手続き)

第 12 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(口座管理料)

第 13 条　当社は、口座を開設したときは、その開設時及び口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当社は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第 14 条　機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1)　投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

(2)　その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 15 条　当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2　当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、現金によりお返しすることがあります。第 4 条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

(1)　お客様から解約のお申し出があった場合

(2)　お客様が手数料を支払わないとき

(3)　お客様がこの約款に違反したとき

(4)　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(7) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第 13 条第 2 項に基づく解約金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

3 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 13 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 13 条第 2 項に準じて解約金等から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第 17 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 18 条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 19 条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 12 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2) 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3) 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害

(4) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5) 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第 10 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6) 第 18 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 20 条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第 3 号及び第 4 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)

(3) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

(約款の変更)

第 21 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第 22 条 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン８原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③ FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 13 章　株式等振替決済口座管理約款

(この約款の趣旨)

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う振替株式等(株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「株式等の振替に関する業務規程」に定める「振替株式等」をいいます。以下同じ。)に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(振替決済口座)

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2　振替決済口座には、振替法に基づき内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替株式等の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。

3　当社は、お客様が振替株式等についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(振替決済口座の開設)

第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

2　当社は、お客様から振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。

3　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の株式等の振替に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

4　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第 2 項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(共通番号の届出)

第 3 条の 2　お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設すると

き、共通番号（番号法第２条第５項に規定する個人番号又は同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

(契約期間等)

第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 12 月末日までとします。

２　この契約は、お客様又は当社からお申出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

(当社への届出事項)

第５条　第３条の申込書に押捺された印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

２　お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等(以下「外国人等」といいます。)である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等の書類をご提出願うことがあります。

(加入者情報の取扱いに関する同意)

第６条　当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

第６条の２　当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(共通番号情報の取扱いに関する同意)

第７条　当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出)

第８条　当社は、お客様が、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

２　前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知（以下第26条において「総株主通知等」といいます。）
(2) 個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知
(3) 株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求（第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）

(発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

第9条 当社は、振替株式の発行者が会社法第 198 条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第 198 条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替制度で指定されていない文字の取扱い)

第10条 お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称又は住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替の申請)

第11条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
(1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
(2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
(3) 機構の定める振替制限日を振替日とするもの

2 お客様が振替の申請を行うに当たっては、当社が別に定める日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)してご提出ください。
(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式等の銘柄及び数量
(2) お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
(3) 前号の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、新投資口予約権者、優先出資者又は受益者(以下本条において「株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該株主等ごとの数量
(4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者(以下本条において「特別株主等」といいます。)の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
(5) 振替先口座
(6) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有欄か質権欄かの別
(7) 前号の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替

数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名又は名称及び住所並びに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等

(8) 振替を行う日

3 前項第１号の数量のうち振替上場投資信託受益権の数量にあっては、その振替上場投資信託受益権の１口の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第５号の提示は必要ありません。また、同項第６号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 当社に振替株式等の買取りを請求される場合、前各項の手続きを待たずに振替株式等の振替の申請があったものとして取り扱います。

6 第２項の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を同項第５号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

(他の口座管理機関への振替)

第 12 条 当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

(担保の設定)

第 13 条 お客様の振替株式等について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

(登録質権者となるべき旨のお申出)

第 14 条 お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

(担保株式等の取扱い)

第 15 条 お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出又は特別受益者の申出をすることができます。

2 お客様は、振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、機構に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保新株予約権付社債、担保新株予約権、担保新投資口予約権、担保上場投資信託受益権及び担保受益権又は株式買取請求に係る振替株式、

投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権及び新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権(以下「担保株式等」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保株式等の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

3　お客様は、担保株式等の届出の記録における振替元口座又は振替先口座の加入者である場合には、当該記録に係る担保株式等についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式等の数量についての記載又は記録がなくなったとき又は当該記録に係る株式買取請求に係る振替株式、投資口買取請求に係る振替投資口、新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債、新株予約権買取請求に係る振替新株予約権もしくは新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権についてその買取りの効力が生じたときもしくはその買取請求の撤回の承諾後に当該記録における振替先口座に当該振替株式、当該振替投資口、当該振替新株予約権付社債、当該振替新株予約権もしくは当該振替新投資口予約権の数についての記載もしくは記録がなくなったときは、当社に対し、遅滞なく、機構に対する担保株式等の届出の記録の解除の届出の取次ぎの請求をしていただきます。

(担保設定者となるべき旨のお申出)

第 16 条　お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

2　お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約)

第 16 条の 2　当社が、お客様による権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます。）を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等（株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。）としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとします。

(1)　当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること

(2)　前号のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全する

ために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）及び本件貸借取引（前号のお客様からの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること

(3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること

(4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと

(5) お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること

(6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

(7) 第４号及び第５号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

2 次の各号に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

(1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき

(2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき

(3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき

(4) 支払を停止したとき

(5) 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき

(6) 手形交換所又は電子記録債権法第２条第２項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

(7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき

(8) 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

3 第１項及び第２項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

4 お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等

を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

5　お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、第１項から第４項、第６項及び第７項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

6　第１項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面（お客様から担保として提供された上場株券等について、第１項第５号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。）を交付いたします。（電磁的方法により通知する場合：第１項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。）

7　前項にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

(信託の受託者である場合の取扱い)

第 17 条　お客様が信託の受託者である場合には、お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求することができます。

(振替先口座等の照会)

第 18 条　当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2　お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3　お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

(振替新株予約権付社債の元利金請求の取扱い)

第 19 条　お客様は、その振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、当社に対し、元利金の支払いの請求を委任するものとします。

2　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって支払代理人からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

(振替新株予約権付社債等の償還又は繰上償還が行われた場合の取扱い)

第 20 条　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、償還又は繰上償還が行われる場合には、お客様から当社に対し、当該振替新株予約権付社債、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、抹消の申請があったものとみなします。

(振替株式等の発行者である場合の取扱い)

第 21 条　お客様が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、お客様の振替決済口座に記載又は記録がされているお客様の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)について、当社に対し、一部抹消の申請をすることができます。

第 21 条の 2　お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載又は記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知又は反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

(個別株主通知等の取扱い)

第 22 条　お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出(振替法第 154 条第 4 項の申出をいいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2　お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第 325 条の 5 第 1 項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第 94 条第 1 項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 40 条第 4 項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

3　前 2 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(単元未満株式の買取請求等)

第 23 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

2　前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、全て機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

3　お客様は、第 1 項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

4　お客様は、第１項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。

5　お客様は、第１項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

6　第１項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(会社の組織再編等に係る手続き)

第 24 条　当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式分配、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

2　当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権の併合等に係る手続き)

第 24 条の２　当社は、振替上場投資信託受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2　当社は、信託の併合に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

(振替受益権の併合等に係る手続き)

第 24 条の３　当社は、振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

2　当社は、信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

第 24 条の４　振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

2　振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

(配当金等に関する取扱い)

第 25 条　お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金又は分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金又は分配金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金等振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

2　お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金等受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金又は分配金を受領する方法(以下「登録配当金等受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金又は分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、

当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金又は分配金の支払いを行うことにより、お客様が配当金又は分配金を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金等振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。

3　お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1)　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金等の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

(2)　お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金又は分配金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当社に委託すること。

(3)　当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。

(4)　お客様に代理して配当金又は分配金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金又は分配金を受領するために指定する金融機関預金口座及び当該金融機関預金口座ごとの配当金又は分配金の受領割合等については、発行者による配当金又は分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。

(5)　発行者が、お客様の受領すべき配当金又は分配金を、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金又は分配金の支払債務が消滅すること。

(6)　お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと。

イ　特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である加入者その他の機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者

ロ　機構加入者

ハ　他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第 225 条第 1 項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

4　登録配当金等受領口座方式又は株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)

第 25 条の2　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域(以下「国等」といいます。)の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。

2　当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則

等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。

(振替受益権の信託財産の配当等の処理)

第 25 条の 3　振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)

第 25 条の 4　振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

(振替受益権に係る議決権の行使等)

第 25 条の 5　振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)

第 25 条の 6　振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(振替受益権の証明書の請求等)

第 25 条の 7　お客様は当社に対し、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を請求することができます。

2　お客様は、振替法第 127 条の 27 第 3 項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

(総株主通知等に係る処理)

第 26 条　当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ。)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名又は名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

2　機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者及び受託者。次項において同じ。)に対し、通知株主等の氏名又は名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

3　機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等に係る事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。

4　当社は、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、機構が定めるところにより、お客様の氏名又は名称及びその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者及び受託者又は振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。

(お客様への連絡事項)

第 27 条　当社は、振替株式等について、次の事項をお客様にご通知します。

(1)　最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

(2)　残高照合のための報告

(3)　お客様に対して機構から通知された事項

2　前項の残高照合のための報告は、振替株式等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年 1 回以上ご通知します。また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の取引店に直接ご連絡ください。

3　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4　当社は、第 2 項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項(同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの第 2 項に定める残高照合のためのご報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

5　当社は、第 2 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第 2 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(1)　個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面

(2)　当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

(振替新株予約権等の行使請求等)

第 28 条　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定

日、元利払期日及び当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

2　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

3　お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日及び当社が必要と認めるときは当該新投資口予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

4　前３項の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、全て機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

5　お客様は、第１項、第２項又は第３項に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。

6　お客様は、前項に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただくものとします。

7　お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

8　お客様は、当社に対し、第１項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

9　前８項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

第 29 条　振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付します。

2　当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客様の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

第 30 条　お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第 222 条第 3 項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

2　お客様は、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。また、お客様は、反対新株予約権付社債権者が振替法第 222 条第 5 項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

3　第 1 項の場合は、所定の手続料をいただきます。

(振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求)

第 31 条　お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第 277 条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

2　当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

3　第 1 項の場合は、所定の料金をいただきます。

(届出事項の変更手続き)

第 32 条　印章を失ったとき、又は印章、氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出又は「個人番号カード」等をご提示願うこと等があります。

2　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ振替株式等の振替又は抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3　第 1 項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。

(機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意)

第 33 条　機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(口座管理料)

第 34 条　当社は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後 1 年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。

2　当社は、前項の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替株式等の売却代金等の支払いのご請求には応じないことがあります。

(当社の連帯保証義務)

第 35 条　機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1)　振替株式等の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替株式等の超過分(振替株式等を取得した者のないことが証明された分を除きます。)のうち、振替新株予約権付社債の償還金及び利金、振替上場投資信託受益権の収益の分配金等並びに振替受益権の受益債権に係る債務の支払いをする義務

(2)　その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合の通知)

第 36 条　当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する振替株式等についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

(1)　銘柄名称

(2)　当該銘柄についてのお客様の権利の数量を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)

(3)　同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除きます。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の数量

(機構において取り扱う振替株式等の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

第 37 条　当社は、機構において取り扱う振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

2　当社は、当社における振替株式等の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

(解約等)

第 38 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。

(1)　お客様から解約のお申出があった場合

(2) お客様が手数料を支払わないとき
(3) お客様がこの約款に違反したとき
(4) 第 34 条による料金の計算期間が満了したときに口座残高がない場合
(5) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(6) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(7) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(8) やむを得ない事由により、当社が解約を申出たとき

2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約する場合には、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただきます。
(1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合
(2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者もしくは受益者として記載もしくは記録されているとき又はお客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者であるとき又はお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者であるとき
(3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整新投資口予約権数、調整優先出資数、調整上場投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記載又は記録がされる場合

3 前 2 項による振替株式等の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、売却代金等の預り金は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

4 当社は、前項の不足額を引取りの日に第 34 条第 1 項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。この場合、第 34 条第 2 項に準じて売却代金等の預り金から充当することができるものとします。

(解約時の取扱い)

第 39 条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替株式等及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

(緊急措置)

第 40 条　法令の定めるところにより振替株式等の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(免責事項)

第 41 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1)　第 32 条第 1 項による届出の前に生じた損害

(2)　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替株式等の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

(3)　依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、振替株式等の振替をしなかった場合に生じた損害

(4)　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、振替株式等の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

(5)　前号の事由により振替株式等の記録が滅失等した場合、又は第 19 条及び第 25 条による償還金等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

(6)　第 40 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

(振替法の施行に向けた手続き等に関する同意)

第 42 条　当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における振替法の施行に伴い、お客様が当社に寄託している有価証券のうち、株券等の保管及び振替に関する法律(以下「保振法」といいます。)第 2 条に規定する株券等(振替法に基づく振替制度に移行しない新株予約権付社債券を除きます。以下本条において同じ。)に該当するものについて、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1)　振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(2)　当社は、お客様が有する特例新株予約権付社債(施行日において、保振法に規定する顧客口座簿に記載又は記録されていたものを除きます。)について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例新株予約権付社債のご提出を受けた場合には、イ及びロに掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びにハからヘに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱うこと。

イ　機構が定めるところによる振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

ロ　その他振替法に基づく振替制度へ移行するために必要となる手続等

ハ　当社は、お客様から移行申請の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、機構の定めるところにより当該申請を取り次ぐこと。

ニ　特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの期日及び機構が必要と認める日においては、イに掲げる申請を受け付けないこと。

ホ　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

ヘ　振替法に基づく振替制度に移行した特例新株予約権付社債については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の

規定により管理すること。

(3) 機構が名義書換の請求を行った機構名義の振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資であって、機構の特別口座に記載又は記録された振替株式、振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資について、発行者に対し、特別口座開設について機構との共同請求を行おうとするときには、お客様が当社から当該振替株式に係る株券、振替投資口に係る投資証券及び協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資証券の交付を受けた場合には、当社を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼すること。

(4) 当社は、施行日後１年を経過した後に、当社の定める方法によりお預りした株券等について廃棄等の処分を行うこと。

(5) 上記のほか、当社は、振替法の施行に伴い必要となる手続きを行うこと。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 42 条の２　お客様が有する特例上場投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例上場投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第６号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例上場投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。

(5) 機構が必要と認める日においては、第１号に掲げる申請を受け付けないこと。

(6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意)

第 42 条の３　「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 61 条の規定による振替法の一部改正の施行に伴い、お客様が有する特例受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、第１号及び第２号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第３号から第６号までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

(1) 振替受入簿の記載又は記録に関する機構への申請

(2) その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など)

(3) 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと。

(4) 振替法に基づく振替制度に移行した特例受益権については、振替法その他の関係法令及び機構の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること。

(5) 機構が必要と認める日においては、第１号に掲げる申請を受け付けないこと。

(6) 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること。

(この約款の変更)

第 43 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

(個人情報等の取扱い)

第 44 条　お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者並びに機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

2　米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。

①　米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織

②　米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織

③　FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

第 14 章　投資信託積立約款

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、お客様と当社との間の投資信託受益証券の積立買付サービス(以下「本サービス」といいます。)に関する取り決めです。当社は、この約款の規定に従って本サービスにかかる契約(以下この約款において「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

(申込方法)

第 2 条　お客様は、本サービスの内容を十分に理解のうえ、当社所定の方法により申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り本サービスを開始することができます。なお、お客様が次の各号のいずれにも該当している場合に限り、本サービスのお申込みを行うことができるものとします。

(1)　事前に当社にお客様名義の証券総合口座を開設済みであること

(2)　事前に当社と累積投資取引約款に従った契約を締結していること

(3)　当社が次に掲げる方法及び内容により行う目論見書の電子交付にご承諾いただけること(本サービスをインターネット経由でお申し込みされる場合に限る)

[方法]　当社の WEB サイト内に目論見書を記録し、お客様の閲覧に供する方法(「企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の 2 第 2 項第 1 号ニ」に掲げる方法)又は当社の WEB サイト内に目論見書を記録し、お客様の閲覧に供するとともにお客様のパソコン等に記録(ダウンロード)する方法(「企業内容等の開示に関する内閣府令第 23 条の 2 第 2 項第 1 号ロ」に掲げる方法)により行われます。

[内容]　当社が推奨するインターネットブラウザ及び PDF 閲覧ソフトウエアを通じて電子交付がなされます。

2　当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。

(1)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

(2)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合

(銘柄の選定)

第 3 条　本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下「選定投資信託」といいます。)とします。

2　お客様は、選定投資信託の中から買付を行う投資信託を 1 銘柄以上指定するものとします。(以下、指定された買付を行う投資信託を「指定投資信託」といいます。)

(払込方法)

第 4 条　お客様は、指定投資信託の買付にあたって、あらかじめ指定投資信託申込日(以下「申込日」といいます。)を指定し、買付金額を設定するものとします。買付金額(以下「払込金」といいます。)は、証券総合口座の預り金(MRF 受益証券の自動換金を含む)又は信用取引保証金から振替える方法により払い込まれるものといたします。なお、1 銘柄あたりの払込金の最低額及び単位等は、選定投資信託毎に別途当社が定めるものとします。

(指定投資信託の買付)

第 5 条　お客様は、あらかじめ指定する申込日に、指定投資信託の払込金をもって指定投資信託の買付を行うよう指示します。(約定日は、投資信託により異なります。)

2　当社は前項の指示に基づき、申込日の前営業日の翌日の当社が定める時間に当社が計算した買付可能金額(以下「買付余力」といいます。)の確認を行った後、指定投資信託の買付注文の発注を行います。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込日にかかる指定投資信託の買付注文の発注は行わないものとします。

(1)　申込日が当社の定める営業日でない場合。この場合、翌営業日を申込日として取扱うものとします。

(2)　指定投資信託の買付に必要な買付余力が不足している場合。

(3)　買付余力の確認時において、転居先不明等の理由により、お客様の投資信託の取引を含む金融商品取引が停止されている場合。

3　前項第 2 号の状況が当社の定める一定回数を超過した場合に、本サービスは停止することがあります。

4　第 1 項及び第 2 項の申込日が、委託会社により指定投資信託の申込不可日に定められている場合、当初申込日の前営業日の翌日に買付注文の発注を行います。また、指定投資信託の委託者が申込日における買付注文の受付を中止又は取り消した場合、当社は、当初申込日の翌日に指定投資信託の買付注文の発注を行います。

5　当社の判断により当社が指定投資信託の買付注文の受託を停止又は取り消しした場合、お客様からの注文を失効させていただく場合があります。なお、この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

(申込内容の変更)

第 6 条　お客様は所定の手続に従って、払込の解除及び本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

(果実の再投資及び返還)

第 7 条　指定投資信託の果実の再投資及び返還については、各指定投資信託の目論見書及び累積投資取引約款に従うものとします。

(取引及び残高の通知)

第 8 条　当社は、本サービスにかかるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、「総合取引約款」第 13 条及び第 14 条に定める契約締結時等交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。

2　前項に定める契約締結時等交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供することもできるものとします。

(選定投資信託の除外)

第 9 条　当社の選定投資信託が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。

(1)　当該選定投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
(2)　その他当社が必要と認める場合

(解約)

第 10 条　この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、全部又は一部が解約されるものとします。

(1) お客様から解約のお申出があった場合
(2) お客様が当社の証券総合口座を解約された場合
(3) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合
(4) 目論見書の電子交付にご同意いただけなくなった場合(インターネット経由でお申し込みされたお客様に限る)
(5) お客様の指定投資信託が前条の規定に従い選定投資信託から除外された場合
(6) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
(7) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
(8) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合
(9) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合
(10) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

(その他)

第 11 条　当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、いかなる事由によっても利息その他の対価をお支払いいたしません。

2　「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款」に規定するつみたてNISA（累積投資勘定）による公募株式投資信託のお取引については、販売及び解約に係る手数料、並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管理料はいただいておりません。

3　お客様より届出のあった名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うものとします。

4　この約款に別段の定めがないときには、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「累積投資取引約款」等、当社の他の約款・規程の定めによるものとします。

(約款の変更)

第 12 条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 15 章　特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

(約款の趣旨)

第１条　この約款は、お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当社に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第４項第１号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

(源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

第２条　当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。

(1)　租税特別措置法第３条の３第２項に規定する国外公社債等の利子等（同条第１項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。）で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(2)　租税特別措置法第８条の３第２項第２号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第３項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(3)　租税特別措置法第９条の２第１項に規定する国外株式の配当等で同条第２項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの

(4)　租税特別措置法第９条の３の２第１項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの(累積投資取引により取得した株式のうち単元未満株の配当等を除く)

２　当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

第３条　お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第２項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第２項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。

２　お客様が租税特別措置法第 37 条の 11 の６第１項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の６第３項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第４項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第４条　源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)において処理いたします。

(所得金額等の計算)

第５条　源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第 37 条の 11 の６第６項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

(契約の解除)

第６条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1)　お客様から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の７第１項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき

(2)　お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

(3)　お客様の相続人から租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の８に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき

(4)　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(合意管轄)

第７条　お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(約款の変更)

第８条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 16 章　私設取引システム取引約款

(本約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、株式会社 SBI 証券(以下「当社」という。)を通じてジャパンネクスト証券株式会社及び大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下「PTS 運営業者」という。)の運営する私設取引システムにおける有価証券の売買取引(以下「取引」という。)を行うにあたり、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです(以下「本約款」という。)。

(自己責任の原則)

第 2 条　お客様は、金融商品取引法その他の法令、諸規則、決定事項及び慣行等に従い、私設取引システム取引の特徴、制度の仕組等について、本約款中に掲げる事項を承諾し、説明書並びに説明の内容を十分把握し、自らの判断と責任において私設取引システムにおける取引を行うものとします。

(用語の意義)

第 3 条　本約款における用語の意義は、金融商品取引法その他の諸法令、日本証券業協会、株式会社東京証券取引所、株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社証券保管振替機構等の定める諸規則、決定事項及び慣行(以下「法令等」という。)中、取引の条件に関連する条項に従うものとします。

(遵守すべき事項)

第 4 条　お客様は、当社との間で行う取引に関しては、法令等中、当該売買取引に関連する条項に従うとともに、当該証券の発行会社に適用される法令等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

(取引の内容)

第 5 条　当社における取引の内容は、お客様に対して別途交付する私設取引システム取引説明書に基づくものとします。

(決済条件の変更)

第 6 条　お客様は、天災地変、経済事情の激変、当社における規程の変更、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様との取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合は、その措置に従うものとします。

(受渡不履行の場合の措置)

第 7 条　お客様が、所定の時限までに、売付け有価証券又は買付け代金等を当社に交付しない場合、当社は当該取引に関してお客様の計算により反対売買等を行うことができるものとします。お客様が負担すべき損害が発生した場合には、当社がお客様のために占有する金銭及び有価証券をもってその損害に充当し、まだ不足が生じている場合には、お客様は直ちに当該不足額を当社に弁済するものとします。なお、お客様は、受渡不履行を起こした場合、当社の定める利率及び計算方法による遅延損害金及び損害違約金を当社に支払うことをあらかじめ同意するものとします。

(免責事項)

第８条　当社は、以下に掲げる事項によりお客様に生じる損害については、その責任を負わないものとします。

(1) 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システムの障害又は瑕疵、又は第三者による妨害、侵入、情報改変等により、私設取引システムの運営ができなくなった場合、又は当社が提供する情報の伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合。

(2) お客様の注文又は約定後の決済が、当社の重大な過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵等により有効とならなかった、あるいは誤った注文もしくは決済となった、又は実行されなかった場合(金融商品取引所等における障害、当社に株価等の情報提供を行う者における障害、又は回線障害によって当社が正常に株価等の価格情報を取得できなかったことに伴い、お客様からの条件付注文等が発注されなかった場合又は誤った発注となった場合を含みます。)。但し、本号の事態が発生した場合であっても、当社の重過失の有無に関わらず、それまでに約定成立した取引の有効性には、何ら影響が及ばないものとします。

(3) お客様からの注文の受付けに際し、入力されたお客様のユーザーネーム及びパスワードと、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を確認して当社が行った取引

(4) 取引に際し、当社が提供する情報の内容につき、誤謬、欠陥があった場合。但し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。

(5) 取引に際し、当社が提供する情報につき、PTS 運営業者が公正な価格形成又は円滑な流通を阻害している又は阻害する恐れがあると判断し、提供する情報の全部又は一部の変更又は中止を行った場合

(6) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受又は寄託等の手続きが遅延し又は不能となった場合。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(7) 当社又は PTS 運営業者の判断(金融商品取引所、日本証券業協会等が行う措置に基づく場合を含む)により、私設取引システム全体あるいは個別銘柄毎に売買停止、制限等の措置を実施した場合

(8) お客様による本約款に違反した取引。

(9) お客様と当社との間の通信回線の第三者による傍受等。

(10) その他当社の責めに帰すべからざる事由により損害が発生した場合。

２　当社は、いかなる場合にも、あらゆる種類の、お客様に関する営業の損失、得べかりし利益の喪失及び間接的損害について責任を負わないものとします。

(報告書等の作成及び提出)

第９条　**お客様は、PTS 運営業者が有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために当社に対してお客様の個人情報(氏名、年齢、住所、職業、内部者登録の有無、口座番号)、取引内容及びその他の情報、資料にかかる報告を依頼した場合には、当社が PTS 運営業者の依頼に基づく合理的な内容の報告書その他の書類を PTS 運営業者に対して提出することに同意するものとします。**

(本約款の解約)

第 10 条　次の各号のいずれかに該当したときは、本約款は解約されるものとします。但し、解約時においてお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款は効力を有するものとします。

(1)　お客様が当社に対して解約の申出をしたとき。

(2)　お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、当社が本約款の解約を通告したとき。

(3)　第 16 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。

(4)　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき

(5)　お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解約を申し出た場合

(6)　お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解約を申し出た場合

(7)　前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又はやむを得ない事由により、当社がお客様に対して解約の申出をしたとき。

(売買取引の臨時停止又は制限、あるいは規定時限外取引)

第 11 条　お客様は、次に掲げるような事由が生じた場合には、当社が、注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、また PTS 運営業者が、売買取引の全部もしくは一部を臨時に停止又は制限し、あるいは規定時限外に取引することに同意するものとします。

(1)　対象銘柄が上場している主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合、又は日本証券業協会(以下、「協会」という。)が取引所金融商品市場外取引を停止した場合

(2)　私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社又は PTS 運営業者が認める場合

(3)　対象銘柄について発行会社又はメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合等、売買を継続することが適当でないと当社又は PTS 運営業者が判断した場合

(4)　売買の状況に異常がある、又はその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社又は PTS 運営業者が認める場合

(5)　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延し又は不能となったとき

(6)　SOR サーバーの稼動に支障が生じた場合等、当社が SOR 注文の取扱いを停止した場合（SOR 対象銘柄に限る）

(7)　取引の公正性確保のため当社又は PTS 運営業者が必要と認めた場合

(8)　その他当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合

(臨時停止、臨時挙行の通知)

第 12 条　当社又は PTS 運営業者が、臨時休業日、臨時半休日又は売買取引の臨時停止もしくは臨時挙行を定めたときは、緊急やむを得ない場合を除きあらかじめその旨をお客様に通知するものとします。

(注文の執行)

第 13 条　当社は、お客様が取引を発注する際に、私設取引システムの注文である旨のお申し出があった場合及び当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき私設取引システムでの執行と判断された場合に、私設取引システムへ取次ぎます。

(PTS 運営業者におけるシステム障害時における注文の処理)

第 14 条　PTS 運営業者におけるシステム障害により売買取引を停止する場合には、当該システム障害が発生した PTS 運営業者の私設取引システムへの全ての受注を停止するものとします。

2　PTS 運営業者におけるシステム障害が発生する前に当該システム障害が発生した PTS 運営業者が受付けた注文で、システム障害発生時点でシステム上約定が成立していない注文については、原則として全て取消されるものとします。また、この取消し対象となる注文は、システム障害が発生した PTS 運営業者の私設取引システムへの注文とします。

3　PTS 運営業者におけるシステム障害が発生する前にシステム上正しく約定が成立している取引については、システム障害を原因として約定連絡が遅延することがあります。

4　PTS 運営業者のシステム障害を原因として、正しく執行されたものでない取引の約定連絡がお客様になされている場合には、原則としてその約定は無効な約定として取消されるものとします。

(総合取引約款等の適用)

第 15 条　本約款に別段の定めがないときは、金融商品取引法その他の法令、金融商品取引所の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則、日本証券業協会の諸規則、当社の約款・規程等の定めによるものとします。

(本約款条項の変更)

第 16 条　本約款は、法令の変更、監督官庁の指示、各金融商品取引所、日本証券業協会もしくは株式会社日本証券クリアリング機構が定める諸規則の変更がされたとき又は当社が必要と判断したときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

第 17 章　非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第 1 節　非課税口座

(約款の趣旨)

第 1 条　この約款は、お客様が当社において設定する租税特別措置法第 9 条の 8 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第 37 条の 14 に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号及び 6 号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2　お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、諸法令及び総合取引約款他当社の約款並びに規程の定めるところによるものとします。

(非課税口座開設届出書等の提出等)

第 2 条　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2　非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社もしくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

4　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

(1)　１月１日から９月 30 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき

(2)　10 月１日から 12 月 31 日までの間に受けた場合　非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

5　お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社もしくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年 10 月１日から設定年の９月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。

なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。

6　当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

7　当社が「非課税口座開設届出書」の提出を受けた日が 2024 年以降の場合で、当該届出書の非課税口座に設定しようとする勘定の種類等が非課税管理勘定もしくは累積投資勘定に該当するとき、当社は当該届出書を租税特別措置法第 9 条の 8 及び第 37 条の 14 第 1 項から第 4 項の規定の適用を特定非課税管理勘定及び特定累積投資勘定に係るものとして受理します。

(非課税管理勘定の設定)

第３条　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第１号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して

行うための勘定で、2014 年から 2023 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2　前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日(「非課税口座開設届出書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(累積投資勘定の設定)

第 3 条の 2　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018 年から 2023 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2　前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定累積投資勘定の設定)

第 3 条の 3　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は 2024 年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）においてのみ設けられます。

2　前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、これらの書類の提出、当該非課税口座開設届出書の提出又は当該廃止通知書等記載事項の提供（以下、「廃止通知の提出又は提供」といいます。）があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に当該廃止通知の提出又は提供があった場合には、同日）において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第３条の４　非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第３条の３の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)

第４条　非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

２　非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

３　特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第５条　当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされているものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

(1)　次に掲げる上場株式等で、第３条第２項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が 120 万円（(2)により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ　非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ　他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第 37 条の 14 の

２第５項第１号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第３号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下この条において同じ。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第１０項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第１１項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第１２項各号に規定する上場株式等（同施行令同項第 10 号に掲げる有償増資により取得する上場株式等を除く。）

2 前項各号の規定にかかわらず、当社の定めにより非課税管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社 WEB サイトにてご案内いたします。

(累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲等)

第５条の２ 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「累積投資上場株式等」といいます。）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

(1) 第３条の２第２項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 40 万円を超えないもの

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第１２項第１号、第４号及び第 11 号に規定する上場株式等

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第５条の３ 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第２号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定め

る要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

(1) 第３条の３第２項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号及び第 11 号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第５条の４ 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第２項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等（同施行令同項第 10 号に掲げる有償増資により取得する上場株式等を除く。）

2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

(1) その上場株式等が上場されている金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

(2) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第４条第１項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第１項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第３条第１号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の５第１項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第２号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

(3) 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第１号及び第３号の定めがあるもの以外のもの

3 第１項及び第２項の規定の他、当社の定めにより特定非課税管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社 WEB サイトにてご案内いたします。

(監理銘柄、整理銘柄に指定された場合の取扱い)

第５条の５ 第５条の４第２項第１号に掲げる上場株式等に指定された場合は、次の各号に定めるところにより取扱うものとします。

(1) 指定の公表以後、当社及び当社に指定情報等の情報提供を行う者が検知し、公表された指定期間に応じて当社が制限した期間は、特定非課税管理勘定による当該上場株式等の買付注文の受託を停止又は取り消し、お客様からの注文を失効いたします。

(2) 指定の公表を当社及び指定情報配信元が検知できず、当該上場株式等が特定非課税管理勘定に受け入れてしまった場合、当該上場株式等は一般預りで受け入れたこととして取扱うものとします。

(受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が所定の上限を超えた場合)

第６条 受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が第 5 条第 1 号に規定される上限額を超えた場合、当社が別に定める手順に従い、一部の上場株式等の約定を特定口座又は一般口座に振り替えるものとします。

(譲渡の方法)

第７条　非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第１項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第３項第 4 号又は第 37 条の 11 第４項第１号から第３号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

２　累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

３　特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第４号又は第 37 条の 11 第 4 項第１号から第３号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第８条　租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第５条第１号ロ及び第２号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第１２項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第４項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

２　租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上

場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第１２項第１号、第４号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第１号、第４号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第４項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

3　租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第１号、第４号及び第 11 号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項第１号、第４号及び第 11 号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第４項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

4　租税特別措置法第 37 条の 14 第４項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第４項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信

の技術を利用する方法により通知いたします。

5　前各項の払出しを行う場合には、払出しの事務処理の時点で、特定口座が開設されている場合は、特定口座に払い出すものとします(ただし、特定口座に受け入れ可能な上場株式等に限ります。特定口座内に受け入れができない上場株式等の場合は、一般口座に払い出すものとします。)。特定口座が開設されていない場合は、一般口座に払い出すものとします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第９条　本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の１月１日以降５年を経過する日に終了いたします。（第２条第６項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の２第３項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）

2　前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

(1)　お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第８項第２号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

(2)　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第９条の２　本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の１月１日以降 20 年を経過する日に終了いたします（第２条第６項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の２第３項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2　前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

(1)　お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第８項第２号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

(2)　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条　当社は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税

口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第６項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第７項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

(2) 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第１項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

第 10 条の２　当社は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」（「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から 10 年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の３第６項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第７項に規定する署名用電子証明

書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所

(2)　当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名及び住所

2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

(非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き)

第 11 条　お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

(非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取扱い)

第 11 条の 2　お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座又は非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合又は当該勘定が同条第 22 項の規定により特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設又は設定のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後も引き続き、一般口座にて保管することといたします。

(非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第 12 条　お客様が非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場 REIT（不動産投資信託）及び上場 JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(非課税口座取引である旨の明示)

第 13 条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非

課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して非課税口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

2　お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第２節　未成年者口座及び課税未成年者口座

(約款の趣旨)

第 14 条　この約款は、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号に規定する未成年者口座及び同項第５号に規定する課税未成年者口座を開設する者（以下、「お客様」といいます。）が、同法第９条の９に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の２に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第 37 条の 14 の２第５項第２号及び第６号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

2　当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第２号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第６号に規定する「課税未成年者口座管理契約」（以下、両者を合わせて「本契約」といいます。）を締結します。

3　お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、この約款に定めがある場合を除き、諸法令及び総合取引約款他当社の約款並びに規程の定めるところによるものとします。

(未成年者口座開設届出書等の提出等)

第 15 条　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日（当社ホームページ等に掲示）までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第１号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」もしくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の３第４項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第３項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生

年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の９月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

2　当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。

3　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。

4　お客様がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の２第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

5　当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年１月１日において 17 歳である年の９月 30 日又は 2023 年９月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が１月１日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の２第５項第８号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

第 16 条　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第１項第１号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 28 条から第 30 条、第 32 条及び第 38 条第１項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の１月１日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の１月１日に設けられます。

2　前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

3　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の１月１日において 18 歳未満である年に限ります。）の１月１日に設けられます。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第 17 条　未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託は、当該記載もしくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲等)

第 18 条　当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の２第１項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

(1)　次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 80 万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ　受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ　非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第３項第１号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）

(2)　租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされ

る上場株式等（この場合、5 年経過日の属する年の当社が定める日（当社ホームページ等に掲示）までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）

(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

(1) 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第 1 号ロに規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が 80 万円（(2)により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額 ）を超えないもの

(2) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

(3) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項の規定により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

3 第 1 項及び第 2 項の規定の他、当社の定めにより本条における非課税管理勘定又は継続管理勘定の受け入れ対象とならない上場株式等があり、その詳細は当社 WEB サイトにてご案内いたします。

(譲渡の方法)

第 19 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税未成年者口座等への移管)

第 20 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

(1) 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 18 条第 1 項第 1 号ロもしくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号もし

くは第２号の移管がされるものを除く）

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ　５年経過日の属する年の翌年３月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合　当該５年経過日の翌日に行う未成年口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該５年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

(2)　お客様がその年の１月１日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等　同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2　前項第１号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第１号ロ及び第２号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

(1)　お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第５項第２号、第６項第２号もしくは第７項において準用する同号に規定する書面を５年経過日の属する年の当社が定める日（当社ホームページ等に掲示）までに提出した場合又は当社に特定口座（租税特別措置法第 37 条の 11 の３第３項第１号に規定する特定口座をいい、前項第１号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管

(2)　前号に掲げる場合以外の場合　特定口座（前項１号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

(継続管理勘定等への移管)

第 20 条の２　非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る５年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

(非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

第 21 条　非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、お客様がその年の３月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1)　災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第８項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第２条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第８項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と

同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

(2) 当該上場株式等の第19条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第 30 条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第 37 条の 11 第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第 37 条の 12 の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第 25 条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第 57 条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

(3) 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第 37 条の 11 第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

(未成年者口座内上場株式等の配当等の受領方法)

第 22 条 お客様が支払を受ける未成年者口座内上場株式等の配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場投資信託）、上場 REIT（不動産投資信託）及び上場 JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下、「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 23 条 第 20 条もしくは第 21 条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返

還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

2　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

(1)　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日

(2)　お客様がその年の１月１日において 18 歳である年の１月１日

(3)　2026 年１月１日

(未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第 24 条　未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（租税特別措置法第 37 条の 14 第５項第１号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

(出国時の取扱い)

第 25 条　お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。

2　当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。

3　当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の５第２項第２号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第 25 条の 13 の８第 12 項第６号に規定する未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

(課税未成年者口座の設定)

第 26 条　課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の８第 １３項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座もしくは預金口座、貯金口座もしくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、２以上の特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられま

す。

(課税管理勘定における処理)

第 27 条　課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 28 条から第 30 条及び第 32 条において同じ。）の振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れもしくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載もしくは記録もしくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れもしくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載もしくは記録もしくは保管の委託又は預入れもしくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。

(譲渡の方法)

第 28 条　課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号もしくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法により行うこととします。

(課税管理勘定の管理)

第 29 条　課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

(課税管理勘定の金銭等の管理)

第 30 条　課税未成年者口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

(1)　災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

(2)　当該上場株式等の第 28 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ　租税特別措置法第 37 条の 10 第３項第１号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ　租税特別措置法第 37 条の 11 第４項第１号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ　租税特別措置法第 37 条の 12 の２第２項第５号又は第８号に掲げる譲渡

ニ　租税特別措置法施行令第 25 条の８第４項第１号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ　所得税法第 57 条の４第３項第１号に規定する取得請求権付株式、同項第２号に規定する取得条項付株式、同項第３号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第６号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

(3)　課税未成年者口座又は未成年者口座に記載もしくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第 31 条　第 29 条もしくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

2　次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

(1)　非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の１月１日から５年を経過する日の翌日

(2)　お客様がその年の１月１日において 18 歳である年の１月１日

(3)　2026 年１月１日

(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

第 32 条　お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の１月１日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2　前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

(出国時の取扱い)

第 33 条　お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 26 条から第 31 条（第 28 条を除く）の適用があるものとして取り扱います。

(課税未成年者口座の入出金処理)

第 34 条　お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

(1)　お客様名義の預貯金口座からの入金

(2)　お客様名義の当社証券口座からの入金

(3)　現金での入金（依頼人がお客様又はお客様の法定代理人である場合に限ります。）

2　お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は証券の移管（以下この条において「出金等」といいます。）を行う場合には、次に定める取扱いとなります。

(1)　お客様名義の預貯金口座への出金

(2)　現金での引出（窓口で行うものに限ります。）

(3)　お客様名義の証券口座への移管

3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとします。

4　お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5　前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

6　お客様本人が第 2 項第 2 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含む）が必要となります。

(代理人による取引の届出)

第 35 条　お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。

2　お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。

3　お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

4　お客様の法定代理人以外の者が第 1 項の代理人となる場合には、第 1 項の届出の際に、当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行うことについて、当該代理人の代理権を証する所定の書類を提出していただく必要があります。この場合において、当該代理人はお客様の 2 親等内の者に限ることとします。

5　お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取

引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。

(法定代理人の変更)

第 36 条　お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社に届出を行っていただく必要があります。

(取引残高の通知)

第 37 条　お客様が 15 歳に達した場合には、当社は未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)

第 38 条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第 16 条第 1 項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第 27 条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。

2　お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

(基準年以降の手続き等)

第 39 条　基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

(非課税口座のみなし開設)

第 40 条　2024 年以後の各年（その年 1 月 1 日においてお客様が 18 歳である年に限ります。）の 1 月 1 日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座が開設されます。

2　前項の場合には、お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第 6 号に規定する特定非課税

累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。

第３節　雑則

(契約の解除)

第 41 条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

(1) お客様が当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出したとき

(2) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）

(3) お客様又は法定代理人から当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出したとき

(4) 租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 2 号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6 号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じ、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされたとき

(5) 第 31 条第 2 項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合に、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 2 号の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

(6) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があったとき

(7) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 30 項に定める「未成年者出国届出書」の提出があったとき

(8) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

(9) お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客様が出国の日の前日までに第 25 条の出国移管依頼書を提出して、基準年の 1 月 1 日前に出国した場合を除きます。）に、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項第 1 号の規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされたとき

(10) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に規定する「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(11) 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項で準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に規定する「未成年者口座開設者死亡届出

書」の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

(12) お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解除を申し出たとき

(13) お客様又はお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者等反社会的勢力であると判明し、当社が解除を申し出たとき

(14) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動もしくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布もしくは偽計・威力により当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由により当社がお客様に解除を申し出たとき

(15) やむを得ない事由により当社が解除を申し出たとき

(合意管轄)

第 42 条 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店又は営業所の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

(個人番号未告知口座の取扱い)

第 43 条 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税管理口座に 2018 年以降の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設定されていない場合は、当社が定める日(当社ホームページ等に掲示)に当社に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

(約款の変更)

第 44 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

電子交付サービス利用規約

「電子交付サービス」とは、金融商品取引業者からお客様への交付が法令等により義務付けられております各種の契約締結前交付書面、契約締結時交付書面（取引報告書）又はその他書面を、「書面での交付（郵送)」に代えてウェブサイト上において「電子書面で交付し閲覧できるサービス」です。
当社におきましては、各種「契約締結前交付書面」・「契約締結時交付書面（取引報告書)」・「取引残高報告書」・「支払通知書」・「運用報告書」・「目論見書」・「特定口座年間取引報告書」・「特定口座払出通知書」・「少額投資非課税口座払出通知書」等（以下「報告書等」といいます。）を PDF ファイルで電子交付しております。
「電子交付サービス」をご利用いただく際は、以下の事項をご理解、ご承諾いただく必要があります。尚、当サービスのご利用は無料となっております。

※ 電子交付を行った際は、その交付毎に、ご登録いただいたＥメールアドレスまたはメッセージボックスに、交付の旨をご通知いたします。
※ 一部の書面については、書面で交付（郵送）する場合があります。
※ 報告書等の他、外国証券情報等についても電子交付サービスを行っています。
※ 当サービスのご利用開始の設定、及び通知先Ｅメールアドレスの変更等は、当社ウェブサイト上で随時お手続きいただけます。なお、利用停止（郵送交付への変更）は原則として当社カスタマーサービスセンターにて承ります。金融商品仲介業者（IFA）経由でお取引されているお客様は IFA サポート又はお取引のある各取扱店にて承ります。

電子交付サービスに係るご注意事項及び免責事項

【ご注意事項】

■「電子交付サービスの種類」

当社が行う報告書等の「電子交付サービス」は次の方法により行います。

・当社のウェブサイト内の認証（ユーザーネーム・パスワードを使用したログイン）が必要となるお客様サイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・契約締結前交付書面、契約締結時交付書面（取引報告書)、取引残高報告書、特定口座年間取引報告書、支払通知書、特定口座払出通知書、少額投資非課税口座払出通知書
・当社のウェブサイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法・・・運用報告書
・当社のウェブサイトに書面の記載事項を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録（ダウンロード）する方法・・・目論見書

■「電子交付サービス」の方式

「電子交付サービス」をご利用いただくには、PDF ファイル閲覧用ソフトとブラウザソフトが必要となります。(「電子交付サービス」で利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当社のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当社が任意に定めることができるものとします。)

【免責事項等】

・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」が停止される場合がございます。その場合、「電子交付サービス」停止に伴う損害について一切の責任を負いかねます。

・当社からお客様への通告をすることなく、「電子交付サービス」の内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合がございます。

・「電子交付サービス」は、年末年始並びに定期・臨時システムメンテナンス時間等、ご利用いただけない期間・時間がございます。また、「電子交付サービス」をはじめてお申し込みされた場合、システム処理の関係上、翌営業日（17:00 以降のお申し込みは翌々営業日）以降から閲覧が可能となりますのであらかじめご了承ください。

（定期・臨時システムメンテナンスの時間は当社ウェブサイトでご確認いただけます。）

・「電子交付サービス」の対象となる書面を追加する場合は、新たに対象となる書面について、当社の定める所定の方法により、「電子交付サービス」の承諾をいただけない場合には、既に「電子交付サービス」の承諾をいただいた書面につきましても、紙（郵送）による交付に変更させていただく場合がございます。

・電子交付を行った際に送付いたします当該通知Ｅメール（又はメッセージボックスへの連絡）等は、到着が遅れる可能性がございます。

・「電子交付サービス」をご利用いただいている場合でも、「電子交付サービス」に係る法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した際には、当社が書面の「電子交付サービス」に代えて、既に「電子交付サービス」で交付した書面も含めて、紙（郵送）による交付を行うことがございます。

・当社が提供する「電子交付サービス」に対しては、お客様は「ハッキング等」の不正アクセス・行為及び当社が合理的な理由を持って不適当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は、「電子交付サービス」のご利用を停止する場合がございます。

SBI 証券の勧誘方針

2024 年 2 月

SBI 証券は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」の定めに基づき、以下のとおり「勧誘方針」を定め、これを遵守いたします。

1. SBI 証券における情報提供・勧誘

本勧誘方針において、「当社の情報提供・勧誘」とは、当社が行うホームページ・メールマガジン・ダイレクトメール・新聞・雑誌・電話等のあらゆる媒体を通じた金融商品の案内等をいいます。

2. 情報提供・勧誘の基本方針

当社が情報提供・勧誘を行う場合は、以下の方針に基づいてこれを行います。

(1) 当社は、お客様の氏名、住所、投資目的、資産の状況、有価証券投資の経験の有無等を十分把握し、お客様のご意向と実情に適合した情報提供・勧誘を行うように努めます。

(2) 当社は、お客様のご迷惑となる方法や時間帯に、訪問・電話等による情報提供・勧誘は行いません。

(3) 当社は、金融商品の案内等において、商品内容、リスク内容及び取引に係る費用等について、誤解のないよう適切な説明・表示に努めるとともに、お客様がご自身の責任において適切な判断を行えるよう適正な情報提供に努めます。

3. サポート体制

当社は、ご注文からその決済までのプロセスにおいて円滑なサービスをご提供できるように、ホームページだけではなくコールセンター及び店舗等も重要視しております。お客様が満足できるサービスを提供すべく、お客様のサポートに努めます。

4. 社内研修

当社は、役職員に対して必要に応じた社内研修を行い、金融商品取引法その他の関係法令・諸規則並びに商品知識の習得等の研鑽に努めます。

5. 法令・諸規則の遵守

当社は、情報提供・勧誘に当たっては、常にお客様の信頼の確保を第一義とし、金融商品取引法その他関係法令・諸規則等を遵守します。

個人情報保護宣言

当社は、経営理念として掲げる「顧客中心主義」を徹底して貫きながら、「業界最低水準の手数料体系」、「豊富かつ良質な投資情報の提供」、「魅力ある投資機会（商品）の提供」、「取引の安全性の提供」に努めることにより、投資家の便益を高める金融サービスを創造するとともに、金融市場の発展と日本経済の活性化に貢献してまいりたいと考えております。お客様の情報は、そうしたサービス・商品・情報等を提供するためになくてはならないものであり、個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）を厳重に保護し適正に利用することは、当社の最も重要な社会的責任であると強く認識しております。当社は、下記の方針をもってお客様の大切な個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

株式会社 SBI 証券
東京都港区六本木一丁目６番１号
代表取締役社長　髙村 正人

1. 関係法令の遵守

当社は、個人情報等の保護に関する関係諸法令、個人情報保護委員会及び金融庁のガイドライン、認定個人情報保護団体の指針並びにこの個人情報保護宣言を遵守いたします。

2. 利用目的

当社は、お客様の同意を得た場合及び法令等により例外として取り扱われる場合を除き、別紙に定める利用目的の達成に必要な範囲内で、お客様の個人情報を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。

なお、別紙の当社における個人情報等の利用目的は、当社のホームページに掲載しております。

3. 安全管理措置

当社は、お客様の個人情報等の漏洩等を防止するため、別紙に定める必要かつ適切な安全管理措置を実施するとともに、役職員及び業務委託先の適切な監督を行ってまいります。

4. 正確性の確保

当社は、お客様の個人情報等を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

5. 継続的改善

当社は、お客様の個人情報等の適正な取扱いを図るため、この個人情報保護宣言を適宜見直し、継続的な改善に努めてまいります。

6. 開示等のご請求への対応

当社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示、訂正、利用停止、第三者提供記録の開示等のお申し出があった場合には、ご本人様であることを確認させていただいた上で、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。

なお、個人番号の保有の有無について開示のお申し出があった場合には、個人番号の保有の有無につ

いて回答いたします。

7. お客様の個人データを外国にある第三者に提供することに係る情報提供ご請求手続き

当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供することとなり、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

また、当社がお客様の個人データを、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして基準に適合する体制を整備している者に提供する場合は、お客様の同意は不要とされていますが、お客様は以下に掲げる情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

① 当該第三者における体制整備の方法
② 当該第三者が実施する相当措置の概要
③ 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容について、当社が確認する方法及び頻度
④ 当該外国の名称
⑤ 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
⑥ 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
⑦ ⑥の支障が生じたときに当社が講ずる措置の概要

8. ご質問・ご意見・苦情等

当社は、お客様からいただいた個人情報等の取扱いに関するご質問・ご意見・苦情等に対し、適切かつ誠実な対応に努めてまいります。

9. お問い合わせ窓口

開示等のご請求、個人情報等の取扱いに関するご質問・ご意見・苦情等は、以下の窓口までお申し出ください。

・ お問い合わせ担当部署　　カスタマーサービスセンター
・ お電話でのお問い合わせ　　0120-104-214（トーシ ニイーヨ）
※年末年始、土日祝祭日を除く 8:00～17:00
※携帯電話からは 03-5562-7530 をご利用ください。
・ インターネットでのお問い合わせ　　当社 WEB サイト下部（フッター）の「お問い合わせ」＞「インターネットでのお問い合わせ」＞「お問い合わせフォーム」からお申し出ください。

10. 認定個人情報保護団体

当社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会及び一般社団法人金融先物取引業協会の協会員です。各協会の個人情報相談室及び個人情報苦情相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

・苦情・相談窓口

日本証券業協会　個人情報相談室　　電話 03-6665-6784　　(https://www.jsda.or.jp/)
一般社団法人金融先物取引業協会　個人情報苦情相談室　電話 03-5280-0881
(https://www.ffaj.or.jp/hogodantai/index.html)

2022 年 4 月 1 日

株式会社 SBI 証券

なお、個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務については、当社ホームページからご確認いただけます。
外国にある第三者への個人データ等の提供については、当社ホームページからご確認いただけます。
個人データの安全管理のために講じた措置については、当社ホームページからご確認いただけます。

個人情報等の主な取得元および外部委託している主な業務について

【個人情報の主な取得元】

当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法な手段により、主に以下のような取得元等から、お客様の個人情報を取得いたします。

・口座開設申込書や実施するアンケート等に、お客様に直接、記入・入力していただいた情報
・お客様からの電話やメールによるお問合せ等を通じて提供いただいた情報
・商品やサービスの提供を通じて、お客様やご紹介者からお聞きした情報（※当社コールセンターへのお客様からの電話通話につきましては、お客様対応の正確さとサービス向上を目的として、通話録音を行っております。）
・市販の書籍等に記載された情報や、新聞やインターネット等で公表された情報

【外部委託をしている主な業務】

当社は業務の一部を外部委託しております。また、当社が個人情報等を外部委託先に取り扱わせている業務には主に以下のようなものがあります。

・情報システムの運用・保守に関する業務
・お客様の口座開設や各種報告書の送付等に係る事務処理の業務
・お客様の個人情報等の保管に関する業務
・金融商品仲介業務の委託

（別紙）

外国にある第三者への個人データ等の第三者提供について

当社がお客様の個人データを外国にある第三者に提供する場合には、個人情報保護法の規定により、同意取得の際に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等を予め公表することとされておりますが、将来にわたりお客様にお取引いただく金融商品は未定であり、また、どの外国当局・保管機関等から、お客様の個人データの提供要請を受けるかを予め把握することはできないため、事前に網羅的に当該国名や当該国の個人情報の保護に関する制度等をお知らせすることはできません。

一方で、外国証券又は預託証券の取引をする際には、発行者又は取引所の所在国等の法令等を遵守するため、又はお客様の配当金、利子及び収益分配金等の果実を円滑に受領いただくために、当該国等の求め若しくは所定の手続きに応じて、個人データの第三者提供を行わなければならない場面があります。このような場面において、法令等により定められた期限、手続きに応じた対応をできない場合には、最終的に、お客様に不利益が生じるおそれがあります。よって、お客様に円滑に外国証券又は預託証券の取引を行っていただくため、「SBI 証券の約款・規程集」の外国証券取引口座約款等に規定された場面に限り、あらかじめ、個人データの提供に関する同意を取得させていただきます。

なお、お客様の個人データを外国にある第三者に提供する場合において、提供先となる外国の候補は当社が外国株式取引の取次ぎ先としている以下の各国が挙げられます。

・アメリカ合衆国
・中華人民共和国
・大韓民国
・ロシア連邦
・ベトナム社会主義共和国
・インドネシア共和国
・シンガポール共和国
・タイ王国
・マレーシア

各国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/#gaikoku）に掲載しておりますのでご参照ください。

また、事後的に提供先の第三者を特定できた場合には、お客様は当該外国の名称、当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報について、当社に情報提供をご請求いただけます。

（別紙）

個人データの安全管理のために講じた措置について

1. 基本方針の策定

当社は、個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定しています。

2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

当社は、個人情報保護委員会及び金融庁により制定された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等、並びに金融商品取引業者として当社が加入する自主規制機関の定めに準拠した取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定しています。

3. 組織的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業者及び当該従業者が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。

2) 個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、監査部門や場合により外部の者による監査を実施しています。

4. 人的安全管理措置

1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施しています。

2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。

5. 物理的安全管理措置

1) 個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。

2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。

6. 技術的安全管理措置

1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。

2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. 外的環境の把握

当社は、経済安全保障の考え方に従い、国外にお客様の個人情報を保管することはしておりません。将来国外にお客様の個人情報を保管することになった場合は、当該国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」に記載された安全管理措置に相当する安全管理措置を実施し、そのことを公表またはご本人へ通知いたします。

（別紙）

お客様の個人情報等の利用目的

株式会社 SBI 証券

当社は、お客様の個人情報について、次の事業内容及び利用目的の達成に必要な範囲において取り扱います。なお、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（個人情報保護委員会・金融庁公示）等により、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的に、利用いたしません。

1. 事業内容

（1）金融商品取引業務（有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ及び媒介業務、有価証券の引受業務等）及びこれに付随する業務

（2）保険募集業務、貸金業、確定拠出年金法第 2 条第 7 項に規定する確定拠出年金運営管理業等、広告取扱業務等の法律により金融商品取引業者である当社が所定の届け出を行なうことにより営むことが出来る業務並びにこれらに付随する業務

（3）法律により金融商品取引業者である当社が所定の承認を受けたことにより営むことが出来る業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが承認される業務を含む。）

2. 利用目的

（1）金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため

（2）法令に基づく金融商品取引所や自主規制機関等の調査・報告要請に対応するため

（3）当社又は関連会社、提携会社の商品の勧誘・販売・サービスの案内を行うため

（4）適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため

（5）お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため

（6）お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

（7）お客様との取引に関する事務を行うため

（8）市場調査並びにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため

（9）他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

（10）お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため

（11）その他、お客様とのお取引を適切且つ円滑に履行するため

（12）前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用いたします。

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項のご説明

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」により、証券会社はお客さまに金融商品をご購入いただく際に、同法律で必要とされている重要事項についての説明が義務付けられております。つきましては、株式・債券・転換社債・投資信託についての重要事項を以下に記載いたしましたのでお客さまにおかれましては、これらのご説明をお読み頂き、重要事項についてご理解された上で、それぞれの商品をご購入下さい。なお、投資信託をご購入の際には「目論見書」をご覧になり、その内容をご確認下さい。

▼金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に係る重要事項のご説明

◇ 国内株式

株価の下落や発行会社の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。

◇ 外国株式

株価の下落や発行会社の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。
また、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

◇ 国内債券

金利の変動等による債券価格の下落や発行体の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。

◇ 外貨建て債券

金利の変動等による債券価格の下落や発行体の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。
また、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

◇ 国内転換社債

転換社債価格の下落（転換の対象となる株式の株価の下落や金利の変動等が主な原因となります。）や発行会社の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。
なお、株式への転換を請求できる期間には制限がありますので御留意下さい。

◇ 外貨建て転換社債

転換社債価格の下落（転換の対象となる株式の株価の下落や金利の変動等が主な原因となります。）や発行会社の信用状況の悪化等により損失を被ることがあります。
なお、株式への転換を請求できる期間には制限がありますので御留意下さい。
また、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

◇ 投資信託

投資信託は株式や債券を投資対象としています。そのため、組入れている株式や債券の値動きや発行体の信用状況の悪化等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
さらに、外貨建投資信託及び外貨建ての株式や債券等を投資対象としている投資信託については為替相場の変動により損失を被ることがあります。

※ 一部の投資信託については、原則としてご換金できない期間（クローズド期間）が設けられている場合があります。

最良執行方針

2025 年 12 月 13 日改定
株式会社 SBI 証券

この最良執行方針は、金融商品取引法第 40 条の 2 第 1 項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。
当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。ただし、別に定める場合には、お客様からの指示の有無に係わらず、当該銘柄が上場している金融商品取引所市場への注文の取次ぎ等はお受けできません。取次ぎをお受けできない具体的な内容は、当社 WEB サイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

1. 対象となる有価証券

（1）国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（上場投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）及び ETN（指標連動証券）等、金融商品取引法施行令第 16 条の 6 に規定される「上場株券等」
（2）フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券等、金融商品取引法第 67 条の 18 第 4 号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、上記 1.（2）を除き、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。なお、以下に表す用語の定義はそれぞれ次のとおりです。

・PTS【Proprietary Trading System】：金融商品取引所市場を介さず株式や債券を売買することのできる証券会社が開設している電子的な私設取引システムであり、当社ではジャパンネクスト証券株式会社（以下、「ジャパンネクスト社」という。）及び大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下、「大阪デジタルエクスチェンジ社」という。）が運営する PTS に取次ぎます。なお、ジャパンネクスト社の PTS は、第 1 市場（J-Market）と第 2 市場（X-Market）とに区分されます。

※PTS 運営業者との関係：ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社は当社が所属する SBI グループから出資を受けており、当社との間で資本関係を有します。両社を取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場以外の両社の PTS 市場を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能と

なること及び約定可能性が高まることが期待され、お客様に合理的なメリットがあると考えるためです。

※PTS 一般信用取引：PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、大阪デジタルエクスチェンジ社が運営するPTSには取次ぎができません。そのため、SORで発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品取引所市場及びジャパンネクスト社が運営するPTSに取次ぎいたします。

・ダークプール：ダークプールとは、金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の2第7項に規定される「社内取引システム」をいい、証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、マッチング可能な注文があれば、金融商品取引所の立会外市場（ToSTNeT）に発注し約定させるシステムです。ダークプールを取次ぎ先としている理由は、金融商品取引所市場及びPTS市場以外を取次ぎ先に追加することで、より有利な価格、より安価な取引コストでの約定機会の提供が可能となること及び約定可能性が高まることが期待され、お客様に合理的なメリットがあると考えるためです。ダークプールの利用条件や取引ルールの詳細は、当社WEBサイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。

※信用取引については、ダークプールは取次ぎ先の対象外となります。

・PTS市場等：ジャパンネクスト社及び大阪デジタルエクスチェンジ社が運営するPTS及びダークプールを指します。

・SOR【Smart Order Routing】：複数の市場から最良の市場を選択して注文を執行する形態をいい、当社では、金融商品取引所市場とPTS市場等で提示されている気配価格等を監視し、原則、最良気配価格を提示する取次ぎ先を判定して自動的に執行します。また、この判定を行うためのシステムを「SORシステム」といいます。ジャパンネクスト社の第2市場（X-Market）及び大阪デジタルエクスチェンジ社のPTS及びダークプールにはSORシステムにより取次ぎ先が自動判定された場合にのみ取次ぎます。

最良気配価格が同一である場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社のPTS、J-Market、金融商品取引所市場の順となります。これは注文執行時に適用される取引コスト（各PTS市場等並びに金融商品取引所市場へお客様の注文を取次ぐにあたり当社が負担するコストを含む）などを総合的に考慮して、上記優先順位とすることが最終的にお客様に合理的なメリットがあると考えるためです。なお、それぞれの具体的な内容は、当社WEBサイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその詳細をお伝えいたします。

・SOR対象銘柄：当社が選定しているSORシステムにより取次ぎ先が自動判定される銘柄です。なお、銘柄の詳細は、当社WEBサイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝

えいたします。

・IOC 注文（Immediate or Cancel order ）とは、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、成立しなかった注文数量を失効させる条件付注文です。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場又は PTS に関する約款等に定める方法により PTS 市場等に取次ぐこととし、PTS 市場への取次ぎを除き、取引所外売買の取扱いは行いません。

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

1) お客様から委託注文を受託しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、PTS 市場への取次ぎのご指示がない限り、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。 また、お客様から PTS 市場への取次ぎのご指示があった場合を除き、PTS 市場への取次ぎは行いません。

2) 1) において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(a) 上場している金融商品取引所市場が 1 箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取次ぎます。

(b) 上場している金融商品取引所市場が東京証券取引所を含む複数箇所である場合（重複上場）には、東京証券取引所に取次ぎます。なお、東京証券取引所以外の複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、当社 WEB サイト及び取引ツールの株価照会画面において最初に表示される金融商品取引所市場（名古屋、福岡、札幌の取引所の順）へ取次ぎます（このようにして決定される市場を、本最良執行方針において「優先市場」と称します。）。

なお、繰越注文等のお取扱いを考慮する必要があるため、具体的な金融商品取引所市場の変更のタイミング等につきましては、当社 WEB サイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。

【2】SOR 対象銘柄の場合

1) お客様からいただいた上場株券等に係る注文が SOR 対象銘柄に係るもので、別途定める時間【当社 WEB サイト（https://www.sbisec.co.jp）で掲載するものにおいてお示しするほか、当社にお問い合わせいただいたお客様にはその内容をお伝えいたします。】内の注文である場合は、委託注文の取次ぎは、当社の SOR システムに基づき、自

動判定された取次ぎ先に取次ぐこととといたします。別途定める時間外の注文である場合は、金融商品取引所市場（重複上場銘柄の場合は上記のとおり、優先市場となります。）に取次ぐこととといたします。なお、SOR 対象銘柄であってもお客様の任意で金融商品取引所市場を指定した注文が可能です。

2）1）において、取次ぎ先の自動判定は、次のとおり行います。

J-Market、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、ダークプール、金融商品取引所市場の最良気配価格を比較し、金融商品取引所市場の最良気配が有利な場合は、金融商品取引所市場に取次ぎます。PTS 市場又はダークプールの最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、PTS 市場又はダークプールに取次ぎます（複数の PTS 市場等において価格が同値の場合の取次ぎ先の優先順位は、ダークプール、X-Market、大阪デジタルエクスチェンジ社の PTS、J-Market の順となります。）。ただし、1 注文が複数単元で一部数量のみ PTS 市場等の最良気配価格が金融商品取引所市場の最良気配価格と同値又は有利な場合は、その一部数量のみを PTS 市場等に、残数量を金融商品取引所市場に、1 注文を分割して各市場に取次ぎます（単元未満となる分割発注はされません。）。そのため、1 注文が複数市場に跨って約定が成立する場合がございます。なお、SOR 判定により、各市場に取次ぐ際には IOC 注文で発注いたします。

SOR 判定により各市場に分割して取次ぐ場合、それぞれを同時に発注することで、注文の執行に要する時間の差により生じる市場間の格差を利用した取引戦略（いわゆるレイテンシーアービトラージ）が介入する余地を極力排除します。

3）2）において、PTS 市場等への発注は、次のとおり行います。

成行注文として発注いただいた注文については、金融商品取引所市場の最良気配価格の指値注文に変更させていただきます。指値の場合は指値と金融商品取引所市場の最良気配価格を比較して有利な価格で発注いたします。

4）2）において、各市場で約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、残数量を金融商品取引所市場へ当初の指値又は成行注文として発注いたします。

※ SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差があります。そのため、執行（約定）時点の金融商品取引所市場の最良気配価格と比較した場合に、不利な価格で約定する可能性がある点にご留意ください。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投

資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が 1 社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

【1】SOR 対象銘柄以外の場合

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

【2】SOR 対象銘柄の場合

近年、公設の金融商品取引所市場以外における上場株券等の売買の流動性は増加しており、SOR システムにおいて価格面及び約定可能性で比較を行い取次ぎ先を自動判定することにより執行することが、お客様にとって有利な結果をもたらす可能性があり最も合理的であると判断されるからです。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けしておりません。ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客様からいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

1)お客様から執行方法に関するご指示(当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、J-Market へ取次ぐことのご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引

当該ご指示いただいた内容で当社が合意した執行方法

2）投資一任契約等に基づく執行（当社が合意した場合に限ります。）
当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法
3）取引約款等において執行方法を特定している取引
当該執行方法
4）単元未満株等の取引
当社の単元未満株（S 株）取引ルールにおいて特定している執行方法
なお、1 株に満たない株については、取扱いしておりません。
5）適格機関投資家等との間で、あらかじめ執行方法についての別途の取り決めをしている場合、同取り決めでの範囲内で最も合理性が高いと当社が判断する方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。
また、上記 2.(1)【2】に記載のとおり、SOR 対象銘柄を PTS 市場等において執行する場合には、価格及び約定可能性の有利性の観点から PTS 市場等において執行するものですが、価格及び約定可能性の判定時と執行時の間には極めて微小ではありますが、時間差がある点にもあらかじめご留意のうえお取引ください。

付則

1. この改定は、2025 年 12 月 13 日から施行する。
2. 前項にかかわらず、この改定は、当社における改定内容に基づくシステム稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2025 年 12 月 13 日から施行することが適当でないと当社が認める場合には、同日後の当社が定める日から施行するものとします。

私設取引システム取引説明書

株式会社 SBI 証券

本説明書は、お客様が株式会社 SBI 証券(以下、「当社」という。)を通じてジャパンネクスト証券株式会社及び大阪デジタルエクスチェンジ株式会社(以下、「PTS 運営業者」という。)が運営する私設取引システムにおいて有価証券の売買取引を行うにあたり必要な事項を説明するものです。お客様は、本説明書(私設取引システム取引説明書)及び当社が別に定める「私設取引システム取引約款」の内容をお読みいただき、PTS の仕組みやリスク等を十分に理解の上、お取引くださいますようお願いいたします。

1. 私設取引システム取引の概要

PTS 運営業者が運営する私設取引システム(以下、「PTS」という。)における取引(以下、「PTS 取引」という。)は、金融庁の認可を受け、日本証券業協会の定める「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等に従って行われる取引所金融商品市場外取引です。PTS 運営業者が運営する PTS の場合、PTS 運営業者のコンピュータ・システム上お客様の提示した指値が、取引の相手方となる他の注文の指値と一致する場合に、当該お客様の提示した指値を用いて売買を成立させる取引になります。

2. 取引の方法

当社は、お客様から PTS 取引として受け付けた注文、並びに、当社が指定する SOR 対象銘柄について、当社の最良執行方針に基づき PTS に発注される注文を PTS 運営業者に取次ぎます(以下、「取次ぎ業務」という。)。PTS 運営業者では、原則として、PTS 取引を行なうにあたり当社又は他の取引参加証券会社から受付けた注文どうしが対当した時に約定を成立させます。なお、当社では、上述の取次ぎ業務とは別に、当該取次ぎ業務を行う部署から独立したトレーディング部門が、自己ポジションによる取引(自己売買)を行います。この場合、お客様の注文と当社自己売買が PTS において対当する場合があります。

3. 売買価格の決定

PTS 運営業者の運営する PTS 上での売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号のホ及び金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する顧客指値対当方式となります。すなわち、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。

PTS 運営業者では、当社又は他の取引参加証券会社から受け付けた注文を次の原則に従い取り扱います。

- 売り注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先する。
- 同じ値段の注文については、PTS 運営業者が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先する。

上記原則に基づき、すでに PTS 上で受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立することになります。すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値より、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値の方が高い(または低い)場合には、すでに受注している売り注文(または買い注文)の指値で売買が成立することになります。

【 約定の例 】

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
15,000	301	**5,000**
	300	3,000
	299	7,000
	298	25,000

301 円 15,000 株が最も安い売り注文、300 円 3,000 株が最も高い買い注文の時に新たに 301 円の買い注文 5,000 株を受注した場合、301 円の売り注文と値段が合致するので、301 円で 5,000 株の売買が成立します。

売り株数	値段	買い株数
4,000	302	
10,000	301	
	300	3,000
	299	8,000
15,000	298	12,000

次に、新たに 298 円 15,000 株の売り注文を受注した場合、すでに受注している買い注文の高い方から対当し、結果として 300 円 3,000 株、299 円 8,000 株、及び 298 円 4,000 株の約定が成立します。

4. 取引ルール

主な取引のルールは以下のとおりです。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>1.PTS 市場の種類</td><td>PTS は取引参加者の選別により次の 3 種類からなります。
1. ジャパンネクスト社 PTS 第 1 市場(J-Market)
2. ジャパンネクスト社 PTS 第 2 市場(X-Market)
3. 大阪デジタルエクスチェンジ社 PTS 市場（ODX）

各 PTS 市場の比較
<table>
<tr><th></th><th>J-Market</th><th>X-Market・ODX</th></tr>
<tr><td>価格決定方式</td><td>顧客注文対当方式</td><td>顧客注文対当方式</td></tr>
<tr><td>呼値の単位</td><td>※別表 2 参照</td><td>※別表 2 参照</td></tr>
<tr><td>取引参加者</td><td>金融商品取引法第 28 条第 1 項に基づく第一種金融商品取引業者</td><td>流動性を提供するリクイディティプロバイダーと個人投資家を中心としたオンライン証券</td></tr>
<tr><td>運営時間・取引時間</td><td>【現物取引】
毎営業日 8：20-16：30
（デイタイム・セッション）
毎営業日 17：00-23：59
（ナイトタイム・セッション）
【信用取引】
取引所に準じる</td><td>【現物取引】
X-Market
毎営業日 8：20-16：30
ODX
毎営業日 8：20-16：00
（デイタイム・セッション）
【信用取引】
取引所に準じる</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>2. 取扱銘柄</td><td>東京証券取引所に上場する銘柄のうち PTS 運営業者が指定する銘柄とします。</td></tr>
</table>

項　目	内　　容
	※但し、「4.取引ルール、13. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、当社では取扱いしない銘柄もございます。
3. 取引の種類	現物及び信用取引。
4. 運営時間・取引可能時間	【現物取引】 毎営業日の午前 8 時 20 分から午後 4 時 30 分まで(以下、「デイタイム・セッション」という。)及び午後 5 時 00 分から午後 11 時 59 分まで(以下、「ナイトタイム・セッション」という。)とします。各セッションにおける運営時間の開始時刻から注文受付を開始するとともに取引を開始し、取引は運営時間の終了時刻まで継続的に行われます。セッション間は、注文の受付を停止します。 ※デイタイム・セッションの取引量や市況の変動により、あるいは権利付最終売買日等の事情により、ナイトタイム・セッションの開始時刻を変更する場合がございます。 J-Market はデイタイム・セッション及びナイトタイム・セッションにおいて、 X-Market 及び ODX はデイタイム・セッションのみで運営されます。 【信用取引】 信用取引の取引可能時間は「デイタイム・セッション」内で東京証券取引所の立会市場に準じた取引時間となります。 前場:午前 9 時 00 分から午前 11 時 30 分まで 後場:午後 0 時 30 分から午後 3 時 30 分まで ただし、PTS に前場(または後場)に発注された未約定の指値注文は、前場終了時(または後場終了時)に失効されますのでご注意ください。 ※信用取引はナイトタイム・セッションでのお取引はできません。

項　目	内　　容
5. 注文の方法及び種別	お客様から当社システムを経由して電子的に売買の別、銘柄、数量、値段等の注文内容を受け付けます。値段に関しては、指値の注文のみを受け付けます。注文の有効期限は当日限りです。 現物取引は、デイタイム･セッション及びナイトタイム･セッションにおいて受け付けた「当日限り」の注文は、当該セッションの取引時間が終了するまで有効となります。デイタイム･セッションとナイトタイム･セッションの間で注文が引き継がれることはありません。 信用取引は、取引所に準じる取引時間に発注された注文が未約定の場合、前場終了時（または後場終了時）に注文が失効されます。 なお、J-Market への執行を希望される際には、必ずPTS取引で注文する旨を明示してください。 ※X-Market 及び ODX を指定したご注文を行うことはできません。 当社が指定する SOR 対象銘柄について、お客様が成行注文で発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、最良執行判定時における取引所（当社優先市場）最良気配価格の指値注文として執行いたします。その際には、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、証券取引所（当社優先市場）へ成行注文として執行いたします。 また、お客様が指値注文を発注し、当社の最良執行方針に基づき PTS での執行となった場合、取引所（当社優先市場）最良気配価格と指値を比較して、有利となる価格で発注いたします。その際についても、指定した値段かそれよりも有利な値段で、即時に一部あるいは全数量を約定させ、約定が成立しなかった場合、又は一部約定となった場合には、証券取引所（当社優先市場）へ当初の指値注文として執行いたします。 注文の種別は、新規、取消及び訂正(注文価格訂正のみ)とします。 取引時間終了時に当社システムにてご注文が受け付けられた場合でも、PTSシステムにおいて時間外となり受け付けられなかった新規注文は失効されます。また、現物取引においては、同様に時間外となり受け付けられなかった取消及び訂正注文はそれぞれ取消前、訂正前の状態に戻ります。この場合、あらためて新規注文、取消及び訂正注文を発注される場合は各セッション開始後にご発注ください。 「訂正中」のご注文が、訂正完了前に一部約定した場合、注文訂正は受け付けられず、未約定分は訂正前のご注文価格となります。この場合、未約定分について価格訂正をされる場合は、お客様よりあらためて注文訂正をご発注いただく必要がございますのでご注意ください。

項　目	内　　容
6. 注文に係る規制	当社がお客様から受け付ける注文に関して、PTS 運営業者では以下のように規制します。 ♦ 取扱う有価証券のうち、一回に受注する注文数量を銘柄毎の上場株式数の 5%以下に設定し、5%を超える場合には、当該注文を受け付けないこととします。 ♦ 注文値段が、下記 8.に記載する値幅制限を超える場合は、当該注文を受け付けないこととします。 ♦ 以上の規制のほか、当社が別に定め独自に行なう規制があります。
7. 売買価格の決定方法及び約定方法	運営時間中継続的に行われる取引における売買価格の決定方法は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 10 号ホ及び金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第 17 条第 1 号に規定する売買価格の決定方法であり、お客様の提示した指値が、他の注文の指値と一致する場合に、その指値を用いて売買を成立させる方法です。 すなわち、PTS 上ですでに受注している売り注文(または買い注文)の指値と、新たに受注した買い注文(または売り注文)の指値とが合致した際に売買が成立します。 この場合、売り指値注文については、値段の低い注文が値段の高い注文に優先し、買い指値注文については、逆に、値段の高い注文が値段の低い注文に優先します。また、同じ値段の注文については、PTS 運営業者が注文を受け付けた時間の先後によって、先に行われた注文が後に行われた注文に優先します。 PTS 運営業者は、原則として、PTS 取引を行なうにあたり取引参加証券会社を経由して発注された注文を媒介するものとし、PTS 上一方の取引参加証券会社から発注された注文と当該取引参加証券会社からの別の注文または他の取引参加証券会社からの注文とが対当した時に約定を成立させます。
8. 値幅制限	原則として、デイタイム･セッションにおける基準値段は東京証券取引所の基準値段に準じて決定し、ナイトタイム･セッションにおける基準値段は当日の東京証券取引所の最終値段をもとに決定し、両セッションとも当該基準値段からの制限値幅は別表 1 のとおりです。ただし、東京証券取引所において制限値幅の拡大措置がとられている銘柄で、PTS 運営業者が PTS 取引における制限値幅の拡大措置を必要と認めた銘柄については、取引所の措置に準じて制限値幅の上限ないし下限を拡大する場合があります。 なお、ナイトタイム･セッションにおける基準値段を決める際に、当日の東京証券取引所において特別気配が表示されている場合には、当該最終特別気配を基準値段とし、配当落ちや権利落ち等があった場合には、取引所の最終値段(または最終特別気配)をもとにした権利落修正理論価格を基準値段とします。 また、取引時間終了時に制限値幅まで株価が上昇したり、逆に制限値幅まで下落する場合における比例配分等の取扱は行なわれません。
9. 売買単位	原則として、発行会社が単元株式数を定めているときは当該単元株式数とし、定めていないときは 1 株(口)単位とします。 ただし、上場取引所での売買単位が 10 株(口)未満かつ基準値段が 6,000 円未満の銘柄(制限値幅の下限が拡大されている場合は、基準値

項　目	内　容
	段が 6,000 円以上であっても制限値幅の下限値が 5,000 円未満となるものを含む)については、PTS 第 1 市場(J-Market)における当該銘柄の売買単位を 10 株(ロ)単位とします。
10. 呼値	PTS 市場で適用する呼値の単位は別表 2 のとおりです。
11. 約定日と約定連絡	売買取引が成立した日を約定日とします。 売買成立後、ただちに約定内容を当社システムを通じてお知らせいたします。
12. 受渡し及び決済 (イ) 売買取引の決済日	デイタイム･セッションにおいて約定した取引の場合は約定日から起算して 2 営業日目に、ナイトタイム･セッションの場合は約定日から起算して 3 営業日目に、それぞれ決済を行ないます。(下図現物取引イメージ) (注) 取引所取引における権利付最終売買日の、取引所取引終了後に開始されるナイトタイム･セッションの場合、権利落ちでの取引となります。 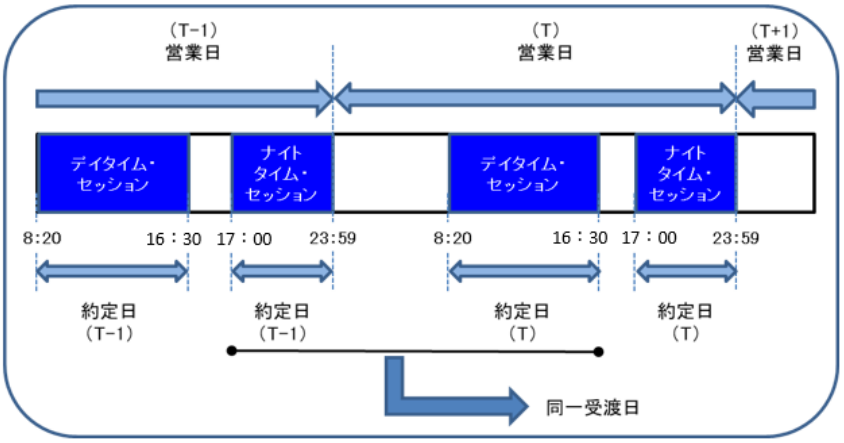
(ロ) 売買の決済方法	クリアリング機構が債務引受を行ないます。したがって、受渡し及び決済は、クリアリング機構と取引参加証券会社との間でクリアリング機構の業務方法書の定める方法により行ないます。なお、当社は原則として、PTS 取引における買付資金及び売却有価証券を事前にお預かりする前受制とさせていただき、決済日に決済いたします。
13. 売買取引の停止または制限 (イ) 売買取引の停止または制限	以下に該当する場合は、当社は PTS 運営業者への注文取次ぎを停止するなど売買取引を制限し、また PTS 運営業者は売買取引を停止または制限する場合があります。 ・ 日本証券業協会が取引所金融商品市場外取引を停止した場合 ・ 対象銘柄が上場されている主たる取引所が売買停止等の措置を行った場合で、当社または PTS 運営業者でも売買停止等の措置を行なう必要があると当社または PTS 運営業者が判断した場合 ・ 対象銘柄についてメディア等により発行会社に関する「重要事実」に関する報道がなされた場合で、当該情報の内容が不明確である場合又は情報の内容を周知させることが必要である場合

項　目	内　　容
	等、売買を継続することが適当でないと当社または PTS 運営業者が判断した場合 ・ 売買の状況に異常がある、またはその恐れがある場合等で売買取引を継続するのが適当でないと当社または PTS 運営業者が認める場合 ・ PTS 信用取引に関し、別に定める規則に従い規制措置が必要と当社または PTS 運営業者が判断した場合 ・ 私設取引システムの稼動に支障が生じた場合等において売買取引を継続するのが適当でないと当社または PTS 運営業者が認める場合 ・ 天災地変、政変、同盟非業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる理由により、取引の注文及び約定の執行、金銭及び有価証券の授受等が遅延しまたは不能となったとき ・ 取引の公正性の確保のため、当社または PTS 運営業者が必要と認めた場合 ・ SOR サーバーの稼動に支障が生じた場合等、当社が SOR 注文の取扱いを停止した場合（SOR 対象銘柄に限る） ・ その他当社が売買取引を停止又は制限すべきと判断した場合
（ロ） 注文の取扱	売買停止措置が行なわれた場合、お客様のご注文は次の通り取扱いいたします。 ① 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立していない場合 PTS 取引時間中に売買が停止された場合は、原則として注文は失効されます。 ② 売買停止措置実施時点で、既に PTS へ発注済みのご注文で約定が成立している場合 原則として約定成立としますが、日本証券業協会の指示に基づき売買を停止した場合はその指示するところに従って処理いたします。
（ハ） 停止後の対応	PTS 取引全体もしくは個別の取扱銘柄においてナイトタイム･セッション中に売買停止措置が実施された場合、当日の PTS 取引は再開されません。
14. 価格情報の開示	日本証券業協会の定めに従い、PTS 運営業者の気配情報及び約定情報は所定の時限内に日本証券業協会に報告され、日本証券業協会の WEB サイト「金融商品取引所上場銘柄の PTS における売買状況等」ページ上で公表されます。 （https://www.jsda.or.jp/shiryoshitsu/toukei/pts_toukei.html）
15. PTS 信用に関する事項	PTS 信用取引の制度設計は、基本的に東京証券取引所の開設する金融商品市場で行われる信用取引の制度と同じ仕組みとなります。 ■PTS 信用取引の種類について ・PTS 一般信用取引 ・PTS 制度信用取引 ただし、PTS 一般信用取引の新規注文については、「上場株券等の取

項　目	内　　容
	引所金融商品市場外での売買等に関する規則」により、大阪デジタルエクスチェンジ社が運営する PTS には取次ぎができません。そのため、SOR で発注された一般信用取引の新規注文は、金融商品取引所市場及びジャパンネクスト社が運営する PTS に取次ぎいたします。 ■PTS 信用取引に係る空売り注文について 空売り注文となる信用取引の売付注文は、取引所金融商品市場における信用取引の空売り注文と同様に、「適格機関投資家（これに類する外国法人を含む。）に該当しない者が行う信用取引（売付けの数量が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。）」は空売り価格規制の適用除外となります。 ※なお、この場合、「法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位」となるため、東京証券取引所と PTS の売買単位が異なる銘柄の場合は、PTS 運営業者の定める売買単位の 50 倍以内となります。

5. 手数料等

PTS取引を行なうに当たっては、当社所定の手数料を頂戴いたします。手数料は契約締結前交付書面集（上場有価証券等書面）に記載されているほか、当社のWEBサイト上でご案内しております。

6. PTS 取引のリスク

(1) 取引停止または取引が制限される場合があります。
PTS 取引のシステム障害が発生した場合、または「4.取引ルール、13. 売買取引の停止または制限」に記載された各事項に該当する場合など、PTS 取引における売買取引を停止又は制限する場合があります。

(2) 約定が取り消される場合があります。
PTS 取引時間中に個別銘柄の売買停止措置が実施された場合であって、日本証券業協会により取引停止直前の約定が認められない場合、約定が取り消しとなる場合があります。
また、システム障害等により株価等が異常値を表示した場合には、約定が取り消しとなる場合があります。

(3) 取引所取引における売買価格と大きく乖離する場合があります。
ナイトタイム・セッションにおける基準値段は当日の取引所取引の最終値段・最終気配等に基づき基準値段を定め、一定の値幅の範囲内でお取引いただきます。従いまして、当日の取引所取引の高値・安値の範囲内を越えて価格形成される場合もあります。また、制限値幅は取引所取引における制限値幅と異なる場合があります。

(4) その他

1. 情報開示・ニュース等
PTS 取引の取引時間等における情報開示・ニュース等により価格が大きく変動する場合があります。

2. 流動性、値動き
PTS 取引は、取引所取引における取引と比べて取引の参加者が限定されますので、一般に流動性が低くなり、値動きが大きくなる可能性があります。

3. 提示された価格による約定可能性

本 PTS は、PTS 取引に参加される方の買い注文と売り注文の注文条件が合致した際に売買が成立します。従いまして、お客様が発注した注文条件に見合う反対の注文が発注されていない場合には売買が成立しません。

7. 誤注文等による異常な取引の管理方針

誤注文等により異常な取引(過誤取引)(注)が成立した場合、PTS 運営業者の方針に従い当該取引を取消す場合がございます。この場合は、当該取引は初めから成立しなかったものとみなします。

(注) 誤注文等による異常な取引(過誤取引等)とは、価格、数量、銘柄等を誤って注文したこと等により、市場価格から大幅に乖離した値段や明らかに理論的な範囲を超える値段や数量の約定がなされた取引。

8. その他ご留意事項

(1) 本説明書でご説明する事項のほかに当社ウェブサイトの「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面において詳細をご説明させて頂いている事項もありますので、お取引にあたっては当該「ヘルプ」画面及び「Q&A」画面もご確認くださいますようお願いいたします。

(2) PTS 運営業者は、金融庁の認可を受けて営む PTS の運営業務の一環として、有価証券の売買その他の取引の適切な管理及び取引の公正性確保のために売買審査を行なうことが求められており、よって、取引参加証券会社に対して当該取引参加証券会社の取引内容その他の情報、資料にかかる報告を依頼することがあります。この場合、当社は PTS 運営業者の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成及び提出に関する必要な協力を行ないます。

9. 本説明書の変更について

本説明書の内容については、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更する場合があります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2025 年 12 月 13 日)

別表 1:制限値幅

基準値段	制限値幅(上下)
100 円未満	30 円
100 円以上 200 円未満	50 円
200 円以上 500 円未満	80 円
500 円以上 700 円未満	100 円
700 円以上 1,000 円未満	150 円
1,000 円以上 1,500 円未満	300 円
1,500 円以上 2,000 円未満	400 円
2,000 円以上 3,000 円未満	500 円
3,000 円以上 5,000 円未満	700 円
5,000 円以上 7,000 円未満	1,000 円
7,000 円以上 10,000 円未満	1,500 円
10,000 円以上 15,000 円未満	3,000 円
15,000 円以上 20,000 円未満	4,000 円
20,000 円以上 30,000 円未満	5,000 円
30,000 円以上 50,000 円未満	7,000 円
50,000 円以上 70,000 円未満	10,000 円
70,000 円以上 100,000 円未満	15,000 円
100,000 円以上 150,000 円未満	30,000 円
150,000 円以上 200,000 円未満	40,000 円
200,000 円以上 300,000 円未満	50,000 円
300,000 円以上 500,000 円未満	70,000 円
500,000 円以上 700,000 円未満	100,000 円
700,000 円以上 1,000,000 円未満	150,000 円
1,000,000 円以上 1,500,000 円未満	300,000 円
1,500,000 円以上 2,000,000 円未満	400,000 円
2,000,000 円以上 3,000,000 円未満	500,000 円
3,000,000 円以上 5,000,000 円未満	700,000 円
5,000,000 円以上 7,000,000 円未満	1,000,000 円
7,000,000 円以上 10,000,000 円未満	1,500,000 円
10,000,000 円以上 15,000,000 円未満	3,000,000 円
15,000,000 円以上 20,000,000 円未満	4,000,000 円
20,000,000 円以上 30,000,000 円未満	5,000,000 円
30,000,000 円以上 50,000,000 円未満	7,000,000 円
50,000,000 円以上	10,000,000 円

別表 2:呼値の単位

<table>
<tr><th rowspan="2">株価水準</th><th colspan="3">X-Market 及び ODX</th><th colspan="2">J-Market</th></tr>
<tr><th>TOPIX100</th><th>TOPIX Mid400</th><th>左記以外</th><th>TOPIX100
TOPIX Mid400</th><th>左記以外</th></tr>
<tr><td>3,000 円以下</td><td rowspan="4">0.1 円</td><td rowspan="2">0.1 円</td><td>0.1 円</td><td rowspan="2">0.1 円</td><td>0.1 円</td></tr>
<tr><td>3,000 円超
5,000 円以下</td><td>0.5 円</td><td>0.5 円</td></tr>
<tr><td>5,000 円超
10,000 円以下</td><td rowspan="2">1 円</td><td rowspan="2">1 円</td></tr>
<tr><td>10,000 円超
30,000 円以下</td><td>0.5 円</td><td>0.5 円</td></tr>
<tr><td>30,000 円超
50,000 円以下</td><td rowspan="2">1 円</td><td>5 円</td><td rowspan="2">1 円</td><td>5 円</td></tr>
<tr><td>50,000 円超
100,000 円以下</td><td rowspan="4">1 円</td><td rowspan="2">10 円</td><td rowspan="2">10 円</td></tr>
<tr><td>100,000 円超
300,000 円以下</td><td>5 円</td><td>5 円</td></tr>
<tr><td>300,000 円超
500,000 円以下</td><td rowspan="2">10 円</td><td>50 円</td><td rowspan="2">10 円</td><td>50 円</td></tr>
<tr><td>500,000 円超
1,000,000 円以下</td><td rowspan="2">100 円</td><td rowspan="2">100 円</td></tr>
<tr><td>1,000,000 円超</td><td>100 円</td><td>100 円</td></tr>
</table>

インサイダー取引について

▼インサイダー取引とは

株式等の有価証券の発行会社の役職員等は、公表されれば投資者の投資判断に影響を及ぼすような会社の重要情報を入手しやすい特別の立場にあります。もし、これらの人たちが会社の重要情報を知って、その情報が一般の人々に公表される前に、その会社の有価証券の売買を行ったとしたらどうでしょうか。公表されなければその情報を知ることができない一般の投資者に比べて、著しく有利となり、一般の投資者にとってきわめて不公平なことになってしまいます。

このような特別の立場にある人たちが重要情報を知り、それが公表される前に行う取引が、インサイダー取引と呼ばれるものです。

▼なぜ、インサイダー取引が規制されているのでしょうか

インサイダー取引が行われるようであれば、金融商品市場に対する投資家の信頼は損なわれ、ひいては、金融商品市場における円滑な資金調達が阻害される要因ともなるでしょう。このため、投資者が安心して投資できる、より健全で公正な金融商品市場を確立することを目的として、インサイダー取引の規制が行われているのです。

▼インサイダー取引規制のポイント

◆金融商品取引法第 166 条により、金融商品取引所の上場会社等の役職員や上場会社等と契約を結んでいる者等の会社関係者が、その職務等に関し、会社の業務等に関する重要事実を知って、その公表前にその会社の株券等の売買やその他の有償の譲渡もしくは譲受け又はデリバティブ取引（以下「売買等」といいます。）を行うことは禁止されています。また、これらの会社関係者から重要事実の伝達を受けた者も、同様にその公表前にその会社の株券等の売買等を行うことは禁止されています。

◆金融商品取引法に違反してインサイダー取引が行われた場合は、処罰の対象となります。

◆なお、上場会社等の株券等の公開買付者等関係者の売買等についても、金融商品取引法第 167 条に同様の規定が置かれています。

1. 規制の対象有価証券

インサイダー取引の規制の対象となる有価証券は、上場会社等が発行する株券又は新株予約権証券、社債券及び優先出資証券並びに上場投資法人の発行する投資証券等（いわゆる J-REIT）（以下「株券等」といいます。）です。

2. 規制の対象者

インサイダー取引の規制の対象となる者は、(1)上場会社等（親会社・子会社及び上場投資法人とその資産運用会社・主な特定関係法人を含みます。）の役職員、会社の取引先等の会社関係者、(2)会社関係者から重要事実の伝達を受けたいわゆる情報受領者、(3)公開買付者等関係者及びその者から公開買付け等の実施又は中止に関する事実の伝達を受けた情報受領者です。

(1)会社関係者

会社関係者で、以下に掲げるところにより、未公表の重要事実を知ったときは、規制の対象となります。

(注)子会社の会社関係者については、子会社の重要事実を知ったときのみ規制の対象となります。

①上場会社等の役員等

上場会社等の役員、代理人、従業員(パート、派遣職員等も含みます。)等・・・その者の職務に関して知ったとき。

②会計帳簿閲覧権を有する株主

上場会社等に対して、会社法上の会計帳簿閲覧権を有する株主・・・その権利の行使に関して知ったとき。

(注) 会社法第 433 条第 1 項は、会社又はその親会社の総株主の議決権の 3%以上の議決権を有する株主又は発行済株式の 3%以上の数の株式を有する株主(法人株主の場合は、その法人の役員等を、法人株主以外の場合はその代理人又は使用人を含みます。)に、その会社の会計帳簿閲覧権を認めています。

③法令に基づく権限を有する者

上場会社等に対して、許認可権、立入検査権等法令上の権限を有する公務員等・・・その権限の行使に関して知ったとき。

④契約を締結している者又は締結の交渉をしている者

取引銀行、引受金融商品取引業者、仕入先・売上先等の取引先、公認会計士、税理士、弁護士、会議の通訳等上場会社等と契約を締結している者又は締結の交渉をしている者・・・その契約の締結もしくはその交渉又は履行に関して知ったとき。

⑤会計帳簿閲覧権を有する法人や契約を締結又は締結の交渉をしている法人の役員等

上記の②又は④に掲げた者が法人である場合は、その法人の役員等・・・その者の職務に関して知ったとき。

⑥元会社関係者

上記①～⑤に掲げる会社関係者が、それぞれ上記に述べるところにより未公表の重要事実を知ったときは、退職等により会社関係者でなくなった後でも、1 年以内は規制の対象となります。

(2)情報受領者

上記の(1)に掲げた会社関係者以外の者が、これらの会社関係者からその上場会社等の未公表の重要事実の伝達を受けたとき又はその者が属する法人の他の役職員が職務に関連して未公表の重要事実を知ったときは、規制の対象となります。(いわゆる情報受領者です。)

(3)公開買付者・公開買付け等の情報受領者

上場会社等の株券等の公開買付等関係者(上記の(1)に準じて、例えば、公開買付け等を行う会社(親会社を含みます。)の役員、従業員、会計帳簿閲覧権を有する株主、法令に基づく権限を有する公務員等、会社と契約を締結している者等です。)が、未公表の公開買付け等の実施又は中止の事実を知ったときは、規制の対象となります。また、公開買付等関係者以外の者が、これらの公開買付等関係者から未公表の公開買付け等の実施又は中止に関する事実の伝達を受けたときは、上記(2)と同様に情報受領者として規制の対象となります。

3. 重要事実

金融商品取引法及びその関係法令では、規制の対象となる上場会社等の業務等に関する重要事実の内容を定めています。

この重要事実は、(1)上場会社等に関する重要事実及び(2)上場会社等の子会社に関する重要事実に分けられ、それぞれはさらに①会社が意思決定したもの、②会社の意思にかかわりなく発生したもの、

③会社の決算情報に関するもの及び④①～③以外で上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものに分けられます。

▼インサイダー（内部者）登録について

当社では、インサイダー取引の未然防止に努めるため、お客様が上場会社等の役職員等の会社関係者に該当される場合には、インサイダー取引規制の対象者として、インサイダー（内部者）登録のお手続きをお願いしております。

インサイダー（内部者）登録が必要なお客様

①	役員	・上場会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役 ・上場投資法人等の執行役員又は監督役員 ・上場投資法人等の資産運用会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役
②	主要株主	・上場会社等の株式を 10%以上保有する株主
③	役員の配偶者及び同居者	・上記①の配偶者及び同居者
④	大株主	・上場会社等の株式の保有割合が上位 10 位内の株主
⑤	関係会社	・上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人 ※法人口座のみ
⑥	執行役員･その他役員に準ずる役職	・上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員（上場投資法人等の執行役員を除く）その他役員に準ずる役職にある者 （例）執行役員、顧問、部長職等
⑦	重要事実関係部署職員	・上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（上記⑥を除く） （例）経理部、財務部、人事部、総務部、経営企画部、研究員等
⑧	退任役員	・上記①に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者
⑨	親会社の役員･退任役員･重要事実部署職員	・上場会社等の親会社又は主な特定関係法人の取締役、会計参与、監査役又は執行役 ・上場会社等の親会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にあたる者 ・上場会社等の親会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者 ・上記に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者
⑩	子会社の役員･退任役員･重要事実部署職員	・上場会社等の子会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役 ・上場会社等の子会社の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にあたる者 ・上場会社等の子会社の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者 ・上記に掲げる者でなくなった後 1 年以内の者

⑪	一般職員	・上場会社等又は上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者 （例）社員、契約社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー等
⑫	上場会社の親･子会社の一般職員	・上場会社等の親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の従業者
⑬	その他	・3%以上保有の株主で上位 10 位内に該当しない者 ・役員以外の配偶者及び同居者 ・担当公認会計士、顧問弁護士、許認可の権限等を有する公務員等

※「資産運用会社」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第19項に規定する資産運用会社をいいます。

※「主な特定関係法人」とは、上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人（金融商品取引法第166条第５項に規定する特定関係法人をいう。）のうち主なものとして、日本証券業協会のホームページに掲載されたものをいいます。

相場操縦的行為とは

相場操縦的行為とは、本来公正な価格形成が行われるべき相場に、人為的に作為を加えて、これをゆがめる行為をいいます。
これらの行為は、金融商品市場の公正な価格形成をゆがめる行為であり、法令諸規則等により禁止されています。
なお、相場操縦的行為は各法令等により罰則が規定されています。
相場操縦的行為には、主に次のような行為が該当します。

現実取引によるもの
現実に売買取引を行い、恣意的に相場を形成する行為。
　　仮装売買、馴合売買、相場操縦、見せ玉

虚偽の表示（売買取引等を行うことなく）によるもの
虚偽の表示により、相場を変動させる目的により行われる行為。
　自己または他人の操作による相場変動の流布
　虚偽表示による相場操縦
　風説の流布
その他不公正取引
　空売り価格規制

現実取引によるもの
現実に売買取引を行い、恣意的に相場を形成する行為。

■仮装売買
　上場有価証券等について、その売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、売買取引等の状況に関し、他人に誤解を生じさせる目的をもって、同一の投資者が売買両方の当事者となり、権利の移転を目的としない取引を行うこと。
　具体的には、同一の投資者が、自己の売付け（買付け）と同時期に、それと同価格で買付け（売付け）を行うような行為。

■馴合売買
　上場有価証券等について、その売買が繁盛に行われていると誤解させるなど、売買取引等の状況に関し、他人に誤解を生じさせる目的をもって、自己の売付け（買付け）と同時期に、それと同価格において他人が買付ける（売付ける）ことをあらかじめその者と通謀のうえ、当該売付け（買付け）を行うような行為。
■相場操縦
　故意に、上場有価証券等について、その売買が繁盛に行われていると誤解させ、または当該有価証券等の相場を変動させるべき、市場価格を工作するために行う一連の行為をいいます。
　具体的な取引態様としては、主に次のようなものが考えられます。

・寄付き前から前日終値より高い指値で買注文を出す
・ザラバの気配をみて直近値段より高い指値買注文を出したり、買注文の残りの指値を高く変更したり、または成行きに変更し買い上がる
・時間を追って、順次指値を高くした注文を出す
・指値を 1 円刻みに高くした買注文を同時刻にまとめて出す
・比較的高い値段で仮装売買を行う
・買指値注文により、株価の値下がりをくい止める
・終値近辺での取引に反覆して関与する

■見せ玉

金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号（有価証券の相場を変動させるべき一連の有価証券の売買）に該当するとの疑念が持たれる発注及びその取消。

例

株式について、自己の買付注文又は売付注文が約定した後に、他者からの買付注文又は売付注文を誘うことにより当該銘柄の株価を自己に有利に動かすことを意図して、約定させる意思のない大量の一連の指値の買付注文又は売付注文を行うと、見せ玉との疑いが持たれる可能性があります。

乙は、A 銘柄を 120 円で 1 万株を買付けた後、下の表にあるような大量の買い注文を、複数回に分けて発注し、その後 121 円で売りつけ、これらの買い注文を全て取消しました。このような買付注文の発注・取消を複数回行い株価形成に影響を与える行為は見せ玉との疑いが持たれる可能性がある。

売り注文	値段	買注文	内乙の発注株数
2 千株	121		
	120	58 千株	5 万株
	119	54 千株	5 万株
	118	58 千株	5 万株
	117	85 千株	7 万株

虚偽の表示によるもの

虚偽の表示により、相場を変動させる目的により行われる行為。

■自己または他人の操作による相場変動の流布

上場有価証券等の買付け（売付け）を誘引するため、自己または他人の市場操作によって相場が変動する旨を流布すること。

■虚偽表示による相場操縦

上場有価証券等の買付け（売付け）を誘引するため、重要な事項について、虚偽であり、または誤解を生じさせるべき表示を故意に行うこと。

■風説の流布

相場の変動を図る目的で、合理的な根拠のない噂を流布すること。

指数等の情報利用に関するご注意事項/ご同意事項

弊社 WEB サイト、取引ツール、スマートフォンアプリ等にて証券投資に有益な情報提供の一環としてお客さまに配信している指数（例：NY ダウ、CME 日経平均先物、FTSE100）等につきまして、データ提供元（FTSE、CME、S&P DJI）との契約上、下記の内容をご確認・ご同意のうえご利用くださいますようお願いいたします。

◆ FTSE の指数等の情報利用に関して

1. 本情報の利用者（ノン・プロフェッショナル顧客）である私は以下の事項について確認します：
   - 配信される情報は個人的な使用の範囲内で利用すること
   - 現在いずれの国または州の取引所、規制当局、または専門家団体の専門家（プロフェッショナル）として登録または資格を有していないこと
   - いかなる場合でも投資顧問として行動をしないこと
   - 個人的な資金管理のためのみに本サービスを利用すること
   - いかなる第三者にも本サービスの情報を再配布、再発行、または提供をしないこと
2. 私は、上記の事項が適切に履行されていることを確認するための情報および/または書類を提出することに同意します。
3. 私は、この申告で確認された状況が変化した場合、7 日以内に通知することに同意します。
4. 私は、本サービスに係る情報を利用する者が投資の専門家ではないこと（ノン・プロフェッショナルであること）を、この申告の有効性を条件として認めます。
5. 私は、この申告で確認された状況が変化した場合、またはこの申告の条件に違反した場合に、追加料金および料金を請求する可能性があることを認めます。
6. 私は、この申告に含まれるデータが 3 年以内の期間保存され、保存期間中にお客さま、またはライセンサーに代わる監査人による検査のために閲覧される可能性があることを認めます。

◆ Chicago Mercantile Exchange Inc（以下「CME」）の指数等の情報利用に関して

1. サブスクライバー（CME の指数等のマーケット情報利用者であるお客さま（以下「利用者」））は、

a) 利用者を含むグループ外に情報を再配信してはなりません。ただし、以下のような場合においては、CME の情報ポリシーの範囲内で、抜粋された情報の一部を臨時的に配布することが可能です。
   (i) 最良気配のみの提供で板情報が付随していない場合
   (ii) 自動化されていない方法での配信の場合
   (iii) プッシュベースでの配信のみである場合。
   なお、CME は、その配信方法が本規定の要件を満たすかどうかを独自の裁量で判断する権限を保有します。

b) 偽った情報の配信、または情報とともに送信された商標の改ざん、削除をしてはなりません。

c) 違法な目的で情報を使用してはなりません

d) ライセンス上許可されていない限り、画面に表示される情報を閲覧利用する以外に、損益計算、ポートフォリオ評価、注文処理、自動売買など（ただしこれらに限られません）の内部処理などに利用してはなりません。

e) CME によって許可されている場合を除き、いかなる派生業務・商品（金融商品、インデックス、気

配値、スポット価格、カーブ・サーフェス等のテクニカル分析、差金決済取引（CFD）およびその他レバレッジ商品、最適化ポートフォリオ価値の気配値（IOPV）、純資産価値（NAV）、または分析参照値またはファンド管理およびポートフォリオ管理サービス、リスク管理サービス、またはバリュエーションサービスに利用する目的で算出された情報等を含みますが、これらに限定されません）の作成、配布、決済、または管理に、本件情報またはその一部を使用してはなりません。

f） ライセンシー（ライセンス保持者、以下「SBI 証券」）と CME の間で認められているすべての知的財産権について認識する必要があります。

g） SBI 証券が記録の保存、報告、および CME への支払い義務を果たすために、SBI 証券及び SBI 証券を含むグループの各事業体が必要とするすべての記録を維持し、すべての情報を提供しなければなりません。

h） すべての利用者アグリーメントは、利用者に対して利用者アグリーメントを基にアクセスされ利用された情報について直近 5 年分の完全かつ正確なすべての記録を保存することを利用者に対して要求する必要があります。

i） CME または CME を代行する監査人が、加入者の記録および情報の使用を監査できるようにする必要があります。

j） CME または CME を代行する監査人が、SBI 証券の CME に対する義務の検証または順守を保証することを CME が要求した場合や、規制当局から要求された場合、有効な裁判所の命令や召喚状、その他の法的手段に対応する場合に、利用者または SBI 証券のグループの代表者に関する個人データなどを審査し受領するために必要となる同意について、EU 一般データ保護規則（GDPR）を含む適用されるすべての準拠法が要求する定めに応じて、同意のうえ提供する必要があります。

k） SBI 証券もしくは SBI 証券を含むグループが利用者アグリーメントの条項のいずれかに違反していると疑われるに理由がある場合や CME が何らかの理由でそれを要求した場合、他の措置に加え、SBI 証券は利用者に対して情報の配信を停止または終了することに同意します。

l） 米国財務省外国資産管理局（OFAC）による包括的な制裁の対象となる国に所在する事業体、および/または米国財務省の SDN リスト（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List）に記載されている事業体に情報を配布したり、配布を許可したりしてはなりません。

m） 法律で認められている最大限の範囲内で、CME グループの事業体およびその役員、取締役、会員、従業員、代理人、コンサルタントまたはライセンサーは、利用者を含むグループに対して情報の使用に起因するいかなる事象に対しても責任を負わないことを認識し同意する。

n） CME が利用者アグリーメントの第三者受益者であり、同契約に基づく権利を保有するとともに同契約から利益を受ける権利を有し、CME が契約の当事者であるかのように、契約の条項を利用者に対して直接履行できることを認識し、同意するものとする。

2. 市場データは、CME または該当する場合はそのライセンサーの所有物であり、すべての権利は、CME が保有、または使用の許可がなされています。

『Chicago Mercantile Exchange Inc の指数等の情報利用に関して』の追加のご同意事項

このご同意事項は、株式会社 SBI 証券（以下「配信者」）と CME の指数等のマーケット情報利用者であるお客さま（以下「利用者」） の間でなされます。配信者と利用者はそれぞれ「当事者」であり、総称して「両当事者」といいます。

1.背景

A) 配信者は、シカゴ・マーカンタイル取引所株式会社またはその後継者もしくは譲受人(以下「CME グループ」といいます）と契約を締結し、これにより CME グループは、CME がライセンスする特定の市場データおよびその他の財務情報（以下「CME ライセンス情報」といいます）を配信者が受領し、それを利用者および利用者の特定の関連会社(以下「利用者グループ」といいます）に再送信する権利を配信者（CME により承認された他の配信者の関連会社を含む場合があります）に付与しました。

B) 次に、配信者と利用者は契約(以下「配信契約」といいます)に合意し、これにより配信者は利用者グループに対して CME ライセンス情報を提供し、同じ契約の下で他の取引所からサブライセンスされた他の市場データを提供する場合があります。

C) この本追加のご同意事項は、前述の配信契約に関するものであり、利用者グループが CME ライセンス情報を受領し、アクセスするための追加条件を規定します。ただし、配信契約に基づき、CME 以外の取引所に代わって利用者グループにサブライセンスされるその他の市場データには適用されません。

そこで、本契約に定める相互の誓約および合意を約因として、また、その他の正当かつ価値ある対価（その受領および十分性が本契約により確認される）を約因として、配信者および利用者グループ双方は以下のとおり合意します。

2.定義

以下の定義は、本追加のご同意事項に記載される用語にのみ適用されます、その他の目的のために配信契約を修正するものではありません。本追加のご同意事項で使用されるその他のすべての大文字の用語は、本契約に別段の記載がない限り、配信契約に定義されているものと同じ意味を持ちます。

関連会社:当事者を支配し、当事者によって支配され、または当事者と共通の支配下にある事業体。支配とは、取締役またはその他の統治機関の選出のための投票権を有するすべての議決権株式（またはその他の証券または権利）の少なくとも 50%以上を、直接的または間接的に所有または支配することを意味します。

自動取引システム:配信者が運用するシステムまたはソフトウェアであって、注文の生成、送信、または確認に人的操作を一切必要とせず、または最小限の人的操作のみで、注文を電子的に生成またはルーティングするもの。

ベンチマーク情報: 情報ポリシーに基づきベンチマーク情報として供される CME ライセンス情報

CME グループ:CME およびその関連会社。

CME ライセンス情報商品:CME ライセンス情報の特定の商品。情報商品料金表に記載されているとおり、1 つのデータ商品としてグループ化されています。

秘密情報:本追加のご同意事項に関連して両当事者により開示されたすべての情報。CME ライセンス情報を含むがこれに限定されない、その性質および開示方法により、合理的に秘密とみなされるべきもの。

日:暦日。

デバイス:本サービスを通じて、全体または一部を問わず、CME ライセンス情報にアクセスし、受信し、処理し、または表示する能力を有するディスプレイ装置（固定またはポータブル）。CME のみが、デバイス構成の定義について決定する権利を有します。

配信者グループ:配信者およびその関連会社。

先物情報に関する先物およびオプション:1936 年商品取引法(改正を含みます)またはその他の同等の法律で定義されている指定契約市場(DCM)を起源とする CME ライセンス情報。このような DCM には、CME、NYMEX、COMEX、CBOT および DME、DCM が含まれますが、これらに限定されません。

情報ポリシー:CME のウェブサイト(www.cmegroup.com/informationpolicies)に記載されている CME ライセンス情報に適用されるポリシー。随時改訂される場合があります。

情報商品料金表:配信者が利用者に発行する文書。配信者が CME に代わってライセンスした CME ライセンス情報とそれに対応する料金が記載されています。

内部統制:電子システム（ソフトウェアおよびハードウェアを含む)、ネットワーク構成、規則、手順、およびポリシー。これらを総合して CME が提示する(i)～(iv)の条件を満たすもの。

(i) CME ライセンス情報へのアクセス能力を特定する。
(ii) 定義されたカウント単位を使用して CME ライセンス情報にアクセスできる。
(iii) CME ライセンス情報への不正アクセスを防止する。
(iv) 前述の監査可能な記録を保持する。

知的財産権:特許、商標、サービスマーク、商号およびサービス名、ドメイン名、著作権、地誌権、データベース権、意匠権、営業秘密およびその他の知的財産権、所有権または人格権（登録されているかどうかにかかわらず、すべての出願および登録を申請する権利を含みます)、および世界中のすべての類似または同等の権利。

管理対象ユーザーの非表示:個人の自然人である利用者による CME ライセンス情報の非表示使用を促進する、CME によって承認されたサービス。

非表示使用:表示のために CME ライセンス情報を表示または配布する以外の、あらゆるシステム、プロセス、プログラム、機械または計算における CME ライセンス情報の非表示使用。このような使用には、損益計算、ポートフォリオ評価、注文処理、自動取引システム内での使用、および自動注文ルーティン

グが含まれますが、これらに限定されません。

個人:自然人、企業、法人、パートナーシップ、有限責任会社、またはその他の組織を意味します。

個人データ:特定または識別可能な自然人に関する情報。

プライバシーセンター:CME の Web サイト（http://www.cmegroup.com/privacy-policy.html）にある CME Group Inc.のプライバシーセンター。随時変更されることがあります。

サービス:配信者または配信者グループ企業により、または配信者グループ企業に代わって提供される媒体。この媒体を通じて CME ライセンス情報が利用可能になります。

カウント単位:料金の査定または報告に使用される測定単位。CME から特に指示がない限り、デバイスは CME ライセンス情報に関するデフォルトのカウント単位です。デバイスが複数のサービスにアクセスするように設定されている場合、そのデバイス上のサービスにアクセスする各機能は 1 つのカウント単位になります。例えば、3 つのサービスを実行しているラップトップは、3 つのデバイスとしてカウントされます。

また、文脈上別の必要がない限り、本追加のご同意事項は次の条件で記載されます。

- 単数形を意味する語は複数形を含み、その逆もまた同様とします。
- ある性別を意味する言葉は、他の性別を含むものとし、その逆もまた同様とします。
- 「含む」という用語は、「含むがこれに限定されない」を意味します。
- 使用されている見出しは参照目的のみであり、本追加のご同意事項の解釈に影響を与えるものではありません。

3.追加のご同意事項の期間

3.1 本追加のご同意事項は、CME ライセンス情報が配信者によって利用者グループに最初に提供された日から有効であり、本契約の規定に従って終了されるまで継続します（「追加のご同意事項の期間」）。

4.利用者グループによる CME ライセンス情報の受領

4.1 ご同意事項が有効となる期間中、利用者グループは、本サービスを介して CME ライセンス情報にアクセスし、自身の内部ビジネス活動のためデバイスに CME ライセンス情報を表示することが許可されます。

4.2 CME ライセンス情報の非表示使用には、CME との直接のライセンスが必要です。

5.内部統制

5.1 利用者は（利用者自身および利用者グループの残りのメンバーを代表して）、追加のご同意事項の期間中、常に CME の情報ポリシーに従って、配信者および CME 双方に対して以下のとおり保証する。CME のカウント単位を使用して有効な内部統制を整備し、維持すること。利用者が内部統制の運用に関する監査可能な証拠を維持すること。利用者が常に情報ポリシーに精通すること。

6.CME ライセンス情報

6.1 利用者は、利用者グループを代表して、以下の事項に同意します。

a) 利用者グループは、利用者グループ外に CME ライセンス情報を再配布してはなりません。上記にかかわらず、利用者グループが利用者グループ外に CME ライセンス情報を配布することを希望する場合、利用者は CME から直接許可を求めなければなりません。そのような要求が CME によって（CME の単独の裁量で）承認された場合、該当する利用者グループの各エンティティは、CME ライセンス情報を配布する権利について、CME との個別のライセンス契約に基づいて直接契約を締結しなければなりません。

b) 利用者グループは、CME ライセンス情報を偽って伝えたり、CME ライセンス情報と共に送信された商標を汚損または削除したりしてはなりません。

c) 利用者グループは、いかなる違法な目的や意図をもって CME ライセンス情報にアクセスしたり使用したりしてはならず、利用者グループの各事業体は、事業を行う法域の法令諸規則に従ってのみ CME ライセンス情報にアクセスまたは使用することに同意します。

d) 利用者グループは、利用者グループが CME からライセンスを受けていない限り、派生的著作物（金融商品、指数、気配、スポット価格、カーブ、サーフェス、差金契約（CFD）その他のレバレッジ商品、先物、先物オプション、指標最適化ポートフォリオ価値（IOPV）、純資産価値（NAV）、または CME ライセンス情報に基づいて計算されるファンド管理等を目的とした分析参照数値（価値）を含み、これらに限定されない。）の作成、配布、決済、または保守に CME ライセンス情報またはその一部を使用してはなりません。

e) CME および CME のライセンサーは、CME ライセンス情報、CME ライセンス情報に関する知的財産権、および CME によって CME ライセンス情報が送信される形式に対するすべての権利を保有します。本追加のご同意事項で明示的に付与されている限定的なライセンスを除き、本追加のご同意事項で明示的にライセンスされていないすべての権利は、CME および CME のライセンサーが所有します。CME グループエンティティおよび他の CME ライセンサーの所有権および知的財産権は、本追加のご同意事項によって移転、譲渡、またはいかなる形でも影響を受けることはありません。利用者は、EU 指令 2017/790 で定義されているテキストマイニングおよびデータマイニングを利用者グループが実行しないことを保証します。利用者は利用者グループに代わって、本追加のご同意事項を理解し、CME および CME のライセンサーがすべての権利を所有することを確認します。

f) 利用者は、CME グループがプライバシーセンターに記載されたとおりに個人データを使用することに同意し、CME グループが本追加のご同意事項で想定されているとおりに、また適用法に従って個人データを処理できるように、各利用者グループ事業体が、個人データに関連する個人から有効な同意を取得しているか、またはすべての適用法に従って該当する法的根拠を満たしていることを CME グループに対して表明し、保証します。利用者は、利用者グループ事業体から CME グループへの個人データの移転が、個人が個人データを提供した国以外への移転である場合、すべての適用法を満たすようにするものとする。

g) 上記6.1（a）項に従ってCMEが利用者グループにCMEライセンス情報の再配布を許可した場合、外国資産管理局による包括的制裁の対象となっている国、および/または米国財務省の特別指

定国籍者および禁止対象者リストに指定されている国に所在するエンティティに対して、利用者グループはCMEライセンス情報を配布または配布を許可してはなりません。

h) 利用者グループは、1つ以上のデバイスでの表示以外にベンチマーク情報を使用してはなりません。

i) 利用者が、CMEライセンス情報（ベンチマーク情報は含まれません）の管理者による非表示についてライセンスを付与されている場合、利用者は、CMEまたは配信者と別途ライセンスを締結することなく、CMEライセンス情報をその他の目的（デバイス上でのCMEライセンス情報の閲覧、および／または派生著作物の作成を含みます）で使用することはできません。

6.2 利用者は、利用者グループが本追加のご同意事項の条件を遵守する責任を負い、利用者グループを追加のご同意事項の条件を遵守させるものとします。

7.利用者の報告義務

7.1 利用者グループは、CMEライセンス情報にアクセスできるすべてのカウント単位に関する完全かつ正確な帳簿および記録(以下「記録」といいます)を保持し、当該記録を直近5年間保持します。

7.2 疑義を避けるため、先物情報の先物およびオプションのデフォルトのカウント単位は常にデバイスです（CMEが別途通知しない限り）。

7.3 利用者が配信者に報告する必要があるその他のカウント単位に加えて、利用者は、利用者と配信者の間で合意した日に、各CMEライセンス情報商品をカバーする各サービスを介して毎月CMEライセンス情報にアクセスできる利用者グループ内のデバイスの最大数を配信者に報告する必要があります。例えば、CMEライセンス情報が先物および先物情報のオプションを構成する場合、利用者がCBOT DCMにアクセスできる10台のデバイスを持ち、そのうち5台がNYMEX DCMにもアクセスできる場合、利用者はCBOTに10台のデバイス、NYMEXに5台のデバイスを報告する必要があります。

デバイスがCMEライセンス情報のデフォルトのカウント単位である場合は、次のルールが適用されます。

a) 利用者グループは、デバイスが実際にCMEライセンス情報にアクセスしたかどうかに関係なく、CMEライセンス情報にアクセスするために内部統制によって承認された一意のデバイスごとのサービスの合計数を報告する必要があります。例えば、3つのサービスを実行している1台のラップトップは、3つのデバイスとして報告されるものとします。

b) 利用者グループは、デバイスのカウントと報告の手段として「使用量ベース」の記録システムを使用することを固く禁じられています。

c) 同じデバイスが表示用と非表示用の両方に使用されている場合、利用者は本契約のご同意事項に基づいてかかるデバイスを配信者に報告します。
ただし、利用者は、非表示使用についてCMEが直接ライセンスを付与する義務（利用者が管理者非表示用のライセンスを配信者から直接付与されていない場合)および非表示使用に関する追加の報告義務を免除されるものではありません。

d) アクセスIDが複数のデバイスを介してCMEライセンス情報に同時にアクセスできるようになっている場合、利用者は、各アクセスIDがCMEライセンス情報にアクセスできるようになっているデバイスの総数をサービスごとに報告しなければなりません。例については、CMEの市場データポリシー教育センター https://www.cmegroup.com/market-data/license-data/market-

data-policy-education-center.html で入手できるカウント単位ガイドを参照してください。

e) 利用者グループは、CME の書面による明示的な許可なしに、サービスまたは固有のユーザー間でデバイスのカウント単位を相殺することを固く禁じられています。

7.4 利用者は、CME ライセンス情報にアクセスできることが確認された未報告のカウント単位について、CME および配信者に対して責任を負うものとします。

8.監査

8.1 配信契約の規定にかかわらず、追加のご同意事項期間中およびその後少なくとも 24 か月の期間において、利用者は要求に応じて、直近 5 年間の内部統制に関する記録および完全かつ正確な帳簿および記録を提出しなければなりません。配信者、CME またはその権限を与えられた代理人(「監査人」)は、機器、ソフトウェアおよび記録を検査して、本追加のご同意事項の遵守を確認することができます。

8.2 監査人は、利用者グループの任意の場所で、本追加のご同意事項期間中およびその終了後 24 か月以内の営業時間中に実施することができます。

a) 30 日以上前の通知により、12 か月ごとに一度

b) 配信者または CME が、利用者グループによる追加のご同意事項に対する重大な違反が合理的に疑われる場合、事前の通知なく 12 か月の間に複数の監査を行うことができます。監査中に観察された全ての情報は、本契約の秘密保持規定に従って取り扱われ、追加のご同意事項の遵守を確認するためにのみ使用されます。CME もしくは配信者、またはそれらの代理人は、監査期間中、利用者グループの所在地にいるときは、常に利用者の合理的な安全規則およびセキュリティ規則に従うものとします。

8.3 利用者は、監査によって明らかになった未払いの料金を、CME または配信者から請求書を受け取ってから 30 日以内に CME および配信者に支払わなければならず、月間 1.5%または法律で認められている上限の利子率いずれか低い方の金利が適用されます。

8.4 監査人が、監査期間中に CME ライセンス情報へのアクセスが過少に報告されていること、および適用される料金が合理的な確実性をもって確定できない、または両当事者が合意できないような記録の欠如または内部統制の不備を発見した場合、CME または配信者は、配信者または CME に支払うべき料金を決定するために、利用者の単独の費用負担で独立した専門監査人を指名することができる。配信者または CME、そして利用者は、指名された独立した専門監査人の決定を受け入れるものとする。

8.5 監査によって過少支払いが明らかになった場合、利用者は監査に要した合理的な費用を負担する。

9.契約の終了

9.1 いずれの当事者も、本追加のご同意事項またはライセンスを個別に終了することができます。

(b) 30 日前の書面による通知

(c) 以下の場合は、書面による通知により直ちに効力を生じる。

i) 他方当事者が強制清算または任意清算を開始し、管財人が選任され、清算の申立書が提出された場合(または債権者から当該申立書が提出された場合)

ii) 他方当事者が本追加のご同意事項のいずれかの条項に重大かつ回復不能な違反を犯した場合。これには、利用者による以下の違反が含まれますが、これらに限定されません。

- CME ライセンス情報の不実表示
- 有効な内部統制の不使用

・ CME ライセンス情報の無許可の使用、配布、または再配布の防止、特定、または停止の不履行

iii)相手方が重大な違反を是正する旨の書面による通知から 30 日以内に是正しなかった場合。

9.2 本追加のご同意事項または個別のライセンスは、配信者が CME ライセンス情報の一部または全部をサブライセンスする権利が取り消された場合、即時に自動的に終了するものとします。

9.3 本追加のご同意事項は、配信契約自体が満了した場合、または何らかの理由で終了した場合、自動的に終了するものとします。

10.料金

10.1 利用者は、配信契約の条件に従って、CME ライセンス情報を受け取る権利の対価を配信者に支払うものとします。

10.2 場合によっては、利用者は、本契約に基づいてライセンスされた CME ライセンス情報へのアクセスおよび使用について、CME に直接支払う必要がある場合があります。このような場合、CME に支払われる料金は、CME と利用者との間の別個の書面による契約によってカバーされるものとしますが、その別個の契約で特定された CME ライセンス情報の受領のみを対象とし、配信契約の条件に従って利用者グループが受け取るその他の市場データは対象としません。

11.利用者による誓約、表明および保証

11.1 利用者は、利用者自身および他の利用者グループのために、以下のことを誓約し、表明し、保証します。

a) 利用者グループは、(CME が書面で別途承認しない限り) CME ライセンス情報を配布する事業に従事しておらず、合理的な調査の後に知る限り、CME が CME ライセンス情報の配布を許可した配信者から CME ライセンス情報を受け取っていること。

b) 利用者グループは、いかなる違法な目的のために CME ライセンス情報を使用したり、他者に使用を許可したりしないものとし、利用者グループの各事業体は、事業を行う法域の法律および規則に従ってのみ、CME ライセンス情報にアクセスし、使用すること。

12.第三者受益者としての CME グループ

12.1 配信者および利用者は、CME グループ(のみ)が本追加のご同意事項の第三者受益者であり、本追加のご同意事項に基づくすべての権利および利益を享受する権利を有し、配信者および利用者グループに対し、あたかも本追加のご同意事項の当事者であるかのように、本追加のご同意事項の規定を直接行使することができることを認め、これに同意します。

13.責任および損害の制限

13.1 利用者（利用者グループのために、かつ、利用者グループを代表して）および配信者（配信者グループのために、かつ、配信者グループを代表して）は、以下に同意するものとします。

A) 法律で認められている最大限の範囲で、いかなる CME グループの事業体、その役員、取締役、メンバー、従業員、代理人、コンサルタント、またはライセンサーも、以下の結果として生じる損失または損害について責任を負わないものとします。

(a) CME ライセンス情報に関するあらゆる種類の遅延、不正確、誤り、脱落、中断、またはその結

果として生じる損失または損害。

(b) CME ライセンス情報への不正アクセスまたは不正使用から生じる損失または損害。

B) 本セクションに明示的に記載されている場合を除き、CME グループの事業体および CME グループのライセンサーは、CME ライセンス情報の商品性、品質、特定目的への適合性、中断のないサービスまたはエラーのないサービス、または CME ライセンス情報の順序、適時性、正確性または完全性に関して、明示的または黙示的を問わず、一切表明および保証せず、また責任を負わないものとします。CME ライセンス情報は、利用者グループの単独のリスクで「現状有姿」ベースで提供されます。

C) 法律で認められている最大限の範囲で、いかなる状況においても、いかなる利用者グループ、利用者グループの事業体、直接的または間接的に CME ライセンス情報を使用する者に対して、いかなる逸失利益、間接損害、偶発損害、特別損害、懲罰的損害、または派生的損害について、いかなる利用者グループまたは利用者グループの事業体がその可能性について知らされていたとしても、また、CME グループの誤り、不作為、または過失によるものであっても、いかなる責任も負わないものとします。

D) 上記の免責事項および責任の制限が管轄権を有する裁判所によって無効と判断または見做された場合、CME グループ、またはその各メンバー、取締役、役員、従業員、または代理人は、実際の損失または損害の額または 50 米ドルの金額のいずれか低い方を超えて上記の責任を負わないものとします。

14.機密性

14.1 機密情報は情報受領者によって秘密に保持され、CME グループの事業体、CME グループのライセンサー、配信者グループまたは利用者グループの事業体、およびそれぞれのエージェント、コンサルタント、および第三者アドバイザーを除き、関係者の同意なしに第三者に対して開示されることはありません。このご同意事項に規定される守秘義務規定と実質的に同様の拘束を受けることになります。

14.2 秘密情報には、以下の情報は含まれません。

(a) 既に公開されている

(b) 開示される前に当事者の間で既に知られている

(c) 情報受領者の過失なく開示が公に利用可能後となったとき

(d) 別の情報源から制限されることなくいずれかの当事者が正当に知ることになったとき

(e) 開示者からの秘密情報を入手することなく独自に情報を入手した場合

(f) 法律または規制当局の命令等により開示が要求されたもの。ただし、受領者が開示者に対して開示が要求されたことを合理的に通知し、開示者がかかる開示を防止または制限することに合理的に協力することを条件とします。

15.変更

15.1 このご同意事項の内容と相違することがあったとしても、配信者および CME は、随時、ご同意事項を変更および修正することができ、利用者は、通知により利用者グループがかかる条件に拘束されることに同意します。かかる変更または修正に関して 10 日前の電子的または書面による通知により、利用者はご同意事項を終了することができます。配信者または CME がご同意事項の変更について利用者に通知した後も、CME ライセンス情報へのアクセスまたは使用を継続することにより、利用者は、利用者

グループを代表して、利用者グループが変更されたご同意事項に従うことに同意したことを意味します。

16.雑則

16.1 本追加のご同意事項の内容のいずれかの部分が違法、無効、または執行不能と判断された場合でも、ご同意事項の残りの部分の有効性または執行可能性は影響を受けないものとします。

16.2 いずれかの当事者(CME グループを含む)が本追加のご同意事項または法律に基づく権利または救済措置を行使しなかった場合でも、その後の権利または救済措置の行使を妨げないものとします。

16.3 本追加のご同意事項の条件と、利用者による CME ライセンス情報の利用に関するその他の契約(『Chicago Mercantile Exchange Inc の指数等の情報利用に関して』を含むがこれに限定されない)との間に矛盾が生じた場合は、ご同意事項の条件が優先します。この規定にかかわらず、CME は少なくとも 30 日前に書面による通知を行うことで、いつでも情報ポリシーを変更することができ、配信者および利用者グループは、変更後のご同意事項に従う必要があります。

16.4 追加のご同意事項が終了した場合、利用者グループは、CME ライセンス情報の使用を中止し、保存されている CME ライセンス情報を含め、本追加のご同意事項に基づき受領したすべての CME ライセンス情報を削除するものとします。この規定にかかわらず、利用者グループは、利用者グループにおける規則を遵守する必要があることのみを目的として、必要な期間に限り CME ライセンス情報を保持することができますが、CME ライセンス情報を他の目的で使用することは一切できません。

17.存続

17.1 定義、第 12 条、第 13 条、第 17 条、第 18 条、CME ライセンス情報に関する知的財産権に関するセクション、およびその性質上存続することが妥当と考えられるセクション、および前述の条項修正は、ご同意事項の終了または契約満了後も存続します。

18.準拠法および管轄権

18.1 本追加のご同意事項は、抵触法の原則にかかわらず、イリノイ州法および米国連邦法に準拠するものとします。配信者グループおよび利用者グループは、イリノイ州クック郡に所在する州裁判所およびイリノイ州北部地区連邦地方裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意し、これに従うものとします。

◆ S&P DJI の指数等の情報利用に関して

サブスクライバー（S&P DJI の指数等のマーケット情報利用者であるお客さま（以下「利用者」））は、

a) 利用者を含むグループ外に情報を再配信してはなりません。

b) 偽った情報の配信、または情報とともに送信された商標の改ざん、削除をしてはなりません。

c) 違法な目的で情報を使用してはなりません。

d) S&P DJI よりライセンス上許可されていない限り、内部処理など、情報を画面に表示させ閲覧利用する以外の用途に使用することは許可されていないほか、派生商品（指数、指標、純資産価値、投資商品、金融契約（差金決済やスプレッドベッティング等)、決済価額、投資戦略を含むがこれに限定されない）の作成をしてはなりません。

e) ライセンシー（ライセンス保持者、以下「SBI 証券」）と S&P DJI の間で認められているすべての知的財産権について認識する必要があります。

f） SBI 証券が記録の保存、報告、および S&P DJI への支払い義務を果たすために、SBI 証券及び SBI 証券を含むグループの各事業体が必要とするすべての記録を維持し、すべての情報を提供する必要があります。

g） S&P DJI または S&P DJI を代行する監査人が、利用者の記録および情報の使用を監査できるようにする必要があります。

h） S&P DJI または S&P DJI を代行する監査人が、EU 一般データ保護規則（GDPR）を含む適用されるすべての準拠法下において、利用者に関する個人データ、または SBI 証券のグループの代表者などを含むがこれらに限定されない対象に関する個人データを受領し審査するために必要な同意を提供する必要があります。この個人データの取得等は、S&P DJI の求めに応じて SBI 証券の S&P DJI に対する義務の遵守を検証または保証するために必要となる場合、規制当局から要求された場合、有効な裁判所の命令や召喚状、その他の法的手段に対応する必要がある場合に行われます。

i） SBI 証券と S&P DJI の間で遵守が求められる利用者アグリーメントの条項のいずれかに利用者が違反していると疑われるに足る理由があると SBI 証券もしくは SBI 証券を含むグループが判断する場合、または、S&P DJI が何らかの理由で SBI 証券に対してそれを要求した場合、他の措置に加え、SBI 証券が利用者に対して情報の配信を即座に停止または終了することに同意します。

j） 米国財務省外国資産管理局（OFAC）による包括的な制裁の対象となる国に所在する事業体、および/または米国財務省の SDN リスト（Specially Designated Nationals and Blocked Persons List）に記載されている事業体に情報を配布したり、配布を許可したりしてはなりません。

k） 法律で認められている最大限の範囲内で、CME Group の事業体および S&P DJI の事業体やその役員、取締役、会員、従業員、代理人、コンサルタントまたはライセンサーは、利用者を含むグループに対して情報の使用に起因するいかなる事象に対しても責任を負わないことを認識し同意する。

l） S&P DJI が利用者アグリーメントの第三者受益者であり、同契約に基づく権利を保有するとともに同契約から利益を受ける権利を有し、S&P DJI が契約の当事者であるかのように、契約の条項を利用者に対して直接行使できることを認識し、同意するものとする。

「おことわり」

契約締結前交付書面集及び手数料一覧、上場有価証券等書面（外国株式取引）は、

- 「契約締結前交付書面集及び手数料一覧」
- 「上場有価証券等書面（外国株式取引）」

の順で掲載しております。
※両書面をご確認のうえお取引いただきますようお願いいたします。

契約締結前交付書面集

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面集は、下記有価証券の売買等を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

ー 目　次 ー

第１章　上場有価証券等書面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2章　金銭･有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明 ・・・・・・ 3
第3章　新規公開株式の契約締結前交付書面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第4章　円貨建て債券の契約締結前交付書面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
第5章　外貨建て債券の契約締結前交付書面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第6章　個人向け国債の契約締結前交付書面 ・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第7章　上場有価証券等書面（国内上場新株予約権証券取引） ・・・・・・・・16

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年９月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年３月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。
住所　　：〒１０６-６０１９ 東京都港区六本木 １-６-１
電話番号：株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター
固定電話：0120-104-214（無料）
携帯電話：0570-550-104（有料）
受付時間：平日（年末年始を除く）8:00-17:00

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上

の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
住所　　：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号：0120-64-5005
（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
受付時間：月曜日～金曜日　９時００分～１７時００分（祝日、年末年始を除く）

2026 年４月

株式会社 SBI 証券

第1章　上場有価証券等書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※１)を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。
- 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、原則として、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における手数料、及び公租公課その他の賦課金が発生します(※２)。
- 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※３)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。なお、レバレッジ型・インバース型 ETF（ETN 含む）等は、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品であり、その仕組みや内容を十分理解し、取引に伴うリスク・コストを十分に認識したうえでお取引いただくことが重要です(※4)。
- 上場有価証券等の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件、または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

·取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ、または代理
·私設取引システムへの媒介、取次ぎ又は代理
·当社が自己で直接の相手方となる売買
·上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ、または代理
·上場有価証券等の募集、若しくは売出しの取扱い、または私募の取扱い
·上場有価証券等の売出し
·上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN(※4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、2 営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引、及び発行日取引は含まれません。

※2 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し 1 日に一度価額が算出される上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）1 を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス 1 倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。ETF 及び ETN に係る商品の特性とリスクについては下記ページのリーフレットをご確認・ご理解の上お取引ください。
（リーフレット　https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/home/2021risk_levetf.html）

※5 本書面上の各有価証券には、外国、または外国の者の発行する証券、または証書で同様の性質を有するものを含みます。

〇その他留意事項
外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

第 2 章　金銭･有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しする書面です。）

この書面をよくお読みください。

〇当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭、及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の財産と分別し、記帳、及び振替を行います。

手数料など諸費用について

・ 当社では、有価証券や金銭のお預かりについては、原則として、料金をいただいておりません。
・ お客様がお持ちの有価証券を当社にお預けの口座から移管（振替）する場合には、別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。

この契約は、クーリング･オフの対象にはなりません

・ この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

金銭･有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭、及び有価証券をお預かりし、法令にしたがって当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令にしたがって当社の固有財産と分別して記帳、及び振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいたうえで、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款･規程等に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年９月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年３月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

第 3 章　新規公開株式の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、新たに金融商品取引所に上場される株式(以下「新規公開株式」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇新規公開株式のお取引は、主に募集、または売出しの取扱い等により行います。
〇新規公開株式は、国内外の事業会社が発行する株式であり、金融商品取引所への上場後は、株式相場の変動や当該事業会社等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・新規公開株式を購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

・新規公開株式のお取引にあたっては、株式相場等の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件、または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

有価証券の発行者等の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

・新規公開株式の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場後の新規公開株式の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・新規公開株式のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件、または権利が付されている場合において、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場後の新規公開株式の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。

新規公開株式のお取引は、クーリング･オフの対象にはなりません

・新規公開株式のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

新規公開株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における新規公開株式のお取引については、以下によります。
・新規公開株式の募集、若しくは売出しの取扱い、または私募の取扱い
・新規公開株式の売出し

金融商品取引契約に関する租税の概要

新規公開株式の募集又は売出しに際して課税はされません

なお、上場後の株式に係る課税は次のとおりです。
個人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。
・上場株式の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・上場株式の配当金は、原則として、配当所得として申告分離課税の対象となります。
・上場株式の配当、譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当、及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する上場株式の課税は、以下によります。
・ 上場株式の譲渡による利益、及び配当金については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において新規公開株式のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。
・ お取引にあたっては、保護預り口座、または外国証券取引口座の開設が必要となります。
・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部、または一部(前受金)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
・ 前受金を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金をお預けいただきます。
・ ご注文いただいた新規公開株式のお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年９月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年３月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

〇その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

第４章　円貨建て債券の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○円貨建て債券のお取引は、主に募集･売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
○円貨建て債券は、金利水準の変化や発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・円貨建て債券を募集･売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

・円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
・金利水準は、日本銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
・円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
・円貨建て債券が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は 10 年国債の金利の上昇・低下に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

＜発行体等の信用状況の変化に関するリスク＞

・円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、円貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場

合があります。
・円貨建て債券の発行体または円貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。
また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げや利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は円貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。
＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞
・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

<u>その他のリスク</u>
＜適用利率が変動するリスク＞
・円貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って決定されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。
＜流動性に関するリスク＞
・円貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
・国外で発行される円貨建て債券（ユーロ円債）は、原則として、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

<u>企業内容等の開示について</u>
・円貨建ての外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

<u>円貨建て債券のお取引は、クーリング･オフの対象にはなりません</u>
・円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

<u>無登録格付に関する説明書について</u>

・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

・円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
・当社が自己で直接の相手方となる売買
・円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

・円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
・円貨建て債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・円貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

・円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
・国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

・振替債(我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
・利付国債は、当社では原則として、その償還日の３営業日前の日を、その他の円貨建て債券はその償還日の４営業日前を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出い

ただく場合があります。
・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214) 又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

〇その他留意事項
　日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

第 5 章　外貨建て債券の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇外貨建て債券のお取引は、主に募集･売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
〇外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・外貨建て債券を募集･売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。
・外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

＜市場価格が変動するリスク＞
・外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変動するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
＜為替相場に関するリスク＞
・外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
・外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
・通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

＜発行体等の信用状況の変化に関するリスク＞

・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。

・外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。
また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。

・金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

・主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

＜償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク＞

・弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

＜適用利率が変動するリスク＞

・外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

＜流動性に関するリスク＞

・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。

・外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。

・外貨建て債券は、原則として、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

企業内容等の開示について
・外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング･オフの対象にはなりません
・外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について
・当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。
・外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
・当社が自己で直接の相手方となる売買
・外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。
・外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
・外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
・割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。
・外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
・国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

・振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
・外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の３営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。
・国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。

・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。
・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

〇その他留意事項
日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

第 6 章　個人向け国債の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

・ 個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・ 個人向け国債を中途換金する際、原則として下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります(※１)。
　●変動１０年：直前２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５
　●固定５年：２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５
　●固定３年：２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５

※１　発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。詳しくは、カスタマーサービスセンター（0120-104-214）またはお取引のある取扱店までお問い合わせください。

個人向け国債のお取引は、クーリング･オフの対象にはなりません

・ 個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当社における個人向け国債のお取引については、以下によります。
・ 個人向け国債の募集の取扱い
・ 個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。
・ 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
・ 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

・ 個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、または大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。
・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。
・ 個人向け国債は、当社では原則として、その償還日の３営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第１項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において個人向け国債のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。
・ お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金、または有価証券の全部、または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金、または有価証券をお預けいただきます。
・ご注文にあたっては、銘柄、応募、または中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送、または電磁的方法による場合を含みます。)。

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年 9 月 30 日現在)
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和 19 年 3 月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

第７章　上場有価証券等書面（国内上場新株予約権証券取引）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます。）の売買等（※１）を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます（コース毎に手数料が異なります。）。
・ 上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、原則として、購入対価のみをお支払いただきます。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等（以下「裏付け資産」（※２）といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・ 上場有価証券等の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者、または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される（できる）旨の条件、または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

・ 取引所金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ、または代理
・ 私設取引システムへの媒介、取次ぎ又は代理
・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ、または代理
・ 上場有価証券等の募集、若しくは売出しの取扱い、または私募の取扱い
・ 上場有価証券等の売出し
・ 上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長（金商）第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日

	本商品先物取引協会、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年９月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年３月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店までご連絡ください。

※１「上場有価証券等」には、国内の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。なお、当社で行う上場新株予約権証券取引においては、銘柄により買付注文の受付けを行わない場合があります。

※２ 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

（注）本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

手数料一覧(インターネット、コールセンター取引)

株式会社ＳＢＩ証券

≪国内株式等現物取引≫

国内現物株式、ETF(上場投資信託)･ETN（指標連動証券）･REIT(不動産投資信託)･証券投資法人等の受益証券、優先出資証券、新株予約権証券等の取引手数料です。

■ 国内株式等委託手数料(上限)

１.「電子交付」設定済の場合（国内株式取引手数料無料化条件※を達成した場合の適用手数料）

･インターネット取引(モバイル端末取引含む)

➢ スタンダードプラン

スタンダードプランは1注文の約定代金に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1注文の約定代金	委託手数料
約定代金にかかわらず	0円

➢ アクティブプラン

アクティブプランは1日の約定代金合計額に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1日の約定代金合計額	委託手数料
約定代金合計額にかかわらず	0円

※ 「電子交付」設定は日次での切り替えが可能です。インターネット取引における手数料無料化適用を受けるための「電子交付」設定方法やその適用タイミング等の詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

２.「電子交付」未設定の場合（以下通常の委託手数料（有料）が適用）

･インターネット取引(モバイル端末取引含む)

➢ スタンダードプラン

スタンダードプランは1注文の約定代金に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1注文の約定代金	委託手数料
5万円以下の場合	50円（税込55円）
5万円を超え　10万円以下の場合	90円（税込99円）
10万円を超え　20万円以下の場合	105円（税込115円）
20万円を超え　50万円以下の場合	250円（税込275円）
50万円を超え　100万円以下の場合	487円（税込535円）
100万円を超え　150万円以下の場合	582円（税込640円）
150万円を超え　3,000万円以下の場合	921円（税込1,013円）
3,000万円を超える場合	973円（税込1,070円）

➢ アクティブプラン

アクティブプランは1日の約定代金合計額に応じて手数料が決まる手数料体系です。

1日の約定代金合計額(注1)	委託手数料
100万円以下の場合	0円
100万円を超え　200万円以下の場合	1,126円（税込1,238円）
200万円を超え　300万円以下の場合	1,538円（税込1,691円）

	以降、約定代金合計金額 100 万円増加毎に +269 円（税込 295 円）

（注 1）当社が指定する取引手数料が無料となる国内 ETF のお取引の約定代金は加算されません。

※ インターネット取引では、スタンダードプラン及びアクティブプランのいずれにおいても、当社が指定する国内 ETF の現物取引手数料は無料です。対象銘柄の詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※ 新規に口座開設されたお客様は、プランの変更をされるまでは「スタンダードプラン」となります。

※ アクティブプランでは「国内株式等現物取引」、「国内株式等制度信用取引」、「国内株式等一般信用取引」の「約定代金合計額」・「手数料」は各々別口として計算いたします。

※ 成行・指値・逆指値の区分及び執行条件にかかわらず同じ手数料体系となります。

※ コールセンターでのご注文は、1 日の株式約定代金合計額の対象となりません。

※ NISA（少額投資非課税制度）でのインターネット取引手数料は無料です。ただし、ジュニア NISA における課税ジュニア NISA 口座でのお取引には上記の手数料（「電子交付」未設定の場合の通常の委託手数料（有料））が適用されます。

※ スタンダードプランをご利用のお客様は、最良執行方針に基づき SOR 判定により 1 注文が複数市場（証券取引所（当社優先市場）、PTS 市場、ダークプール）に跨って約定が成立した場合、PTS 等取引手数料（「電子交付」未設定の場合の通常の委託手数料（有料））が適用されます。

※ 詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。

3．「電子交付」設定有無にかかわらずコールセンター取引は以下委託手数料（有料）が適用

・コールセンター取引

1 注文の約定代金	委託手数料
50 万円以下の場合	2,000 円（税込 2,200 円）
50 万円を超え 100 万円以下の場合	3,600 円（税込 3,960 円）
100 万円を超え 150 万円以下の場合	4,400 円（税込 4,840 円）
150 万円を超える場合	6,400 円（税込 7,040 円）

※ NISA（少額投資非課税制度）でのコールセンター取引手数料は無料です。ただし、ジュニア NISA における課税ジュニア NISA 口座でのお取引には上記の手数料が適用されます。

※ 最良執行方針に基づき SOR 判定により 1 注文が複数市場（証券取引所（当社優先市場）、PTS 市場、ダークプール）に跨って約定が成立した場合、PTS 等取引手数料が適用されます。

■ **PTS 等取引手数料（上限）** ※PTS 等取引手数料は PTS 市場及びダークプールでの約定が適用されます

1．「電子交付」設定済の場合（国内株式取引手数料無料化条件※を達成した場合の適用手数料）

・インターネット取引（モバイル端末取引含む）

1 注文の約定代金	委託手数料
約定代金にかかわらず	0 円

※ 「電子交付」設定は日次での切り替えが可能です。インターネット取引における手数料無料化適用を受けるための「電子交付」設定方法やその適用タイミング等の詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

2．「電子交付」未設定の場合（以下通常の委託手数料（有料）が適用）

・インターネット取引（モバイル端末取引含む）

1注文の約定代金	委託手数料
5万円以下の場合	47円（税込51円）
5万円を超え　10万円以下の場合	86円（税込94円）
10万円を超え　20万円以下の場合	100円（税込110円）
20万円を超え　50万円以下の場合	238円（税込261円）
50万円を超え　100万円以下の場合	462円（税込508円）
100万円を超え　150万円以下の場合	553円（税込608円）
150万円を超え　3,000万円以下の場合	876円（税込963円）
3,000万円を超える場合	924円（税込1,016円）

※ 上記にかかわらず、夜間（ナイトタイム・セッション）のPTS等取引手数料は無料です。また、インターネット取引では、当社が指定する国内ETFの現物取引手数料は無料です。対象銘柄の詳細は当社ウェブサイトにてご確認ください。

3．「電子交付」設定有無にかかわらずコールセンター取引は以下委託手数料（有料）が適用

・コールセンター取引

1注文の約定代金	委託手数料
50万円以下の場合	1,900円（税込2,090円）
50万円を超え　100万円以下の場合	3,420円（税込3,762円）
100万円を超え　150万円以下の場合	4,180円（税込4,598円）
150万円を超える場合	6,080円（税込6,688円）

※ アクティブプランをご利用のお客様は、最良執行方針に基づきSOR判定が行われた結果、PTS市場及びダークプールで約定が成立した場合であっても、適用される手数料は、上記「■国内株式等委託手数料」における1日の約定代金合計額に応じて手数料体系が決まるアクティブプランの手数料となります（お客様の「電子交付」設定状況により適用される手数料が異なりますのでご留意ください）。

※ NISA（少額投資非課税制度）でのPTS等取引手数料は無料です。ただし、ジュニアNISAにおける課税ジュニアNISA口座でのお取引には上記の手数料（「電子交付」未設定の場合の通常の委託手数料（有料））が適用されます。

■ 単元未満株(S株)手数料(上限)

・インターネット取引(モバイル端末取引含む)

1注文の約定代金	委託手数料
約定代金にかかわらず	0円

※ 「電子交付」設定有無にかかわらず単元未満株(S株)のインターネット取引手数料は売り・買いともに無料となります。

・コールセンター取引

1注文あたりの約定代金×6%(税込6.6%)(最低手数料：2,000円(税込2,200円))

※ 売却の約定代金が最低手数料に消費税を加算した金額未満の場合は、全額が手数料･消費税となり受渡代金は「0円」となります。

※ コールセンターでの単元未満株(端株)の「買取請求」・「買増請求」の手数料は、1 銘柄あたり 500 円(税込 550 円)となります。

■ 新規上場、株式公募・売出し、立会外分売手数料

株式を募集、売出し、立会外分売により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただくことになります。

■ 立会外市場取引（クロス取引）手数料(上限)

・ コールセンター取引

1 注文につき委託手数料 5,000 円（税込 5,500 円）

※ 手数料は、売り・買いの別にそれぞれ計算いたします。
※ 詳細はカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
※ 立会外トレードにより取得する場合には、購入対価のみをお支払いいただくことになります。

≪債券手数料≫

■ 債券手数料＜インターネット、コールセンター取引＞

債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。適用される為替レートには為替スプレッドが含まれております。各通貨の為替スプレッドは「為替取引に関する説明書」をご確認ください。

■ 転換社債型新株予約権付社債＜コールセンター取引＞(上限)

1 注文の約定代金	委託手数料
100 万円未満	4,000 円（税込 4,400 円）
100 万円以上	約定代金の 0.4%（税込 0.44%）

≪その他の費用≫

サービス		費用等
口座開設料 口座管理料	証券総合口座	無料
	外国証券取引口座	
	特定口座	
	NISA（少額投資非課税制度）	
	外国株式取引口座	
	外国為替保証金取引口座	
	先物・オプション取引口座	
	信用取引口座	
	CFD（くりっく株 365）取引口座	
	商品先物取引口座	
国内株券等入庫	移管	無料
外国株券等入庫	移管	無料
その他の有価証券の入庫	移管	無料
国内株券等出庫	同一名義間の移管	無料

	異名義間の移管（相続手続は除く）	1銘柄につき2,000円(税込2,200円)(上限) ただし、受贈者1人あたりの上限は10,000円（税込11,000円）
外国株券等出庫	同一名義間の移管	無料
	異名義間の移管（相続手続は除く）	1銘柄につき2,000円(税込2,200円)(上限) ただし、受贈者1人あたりの上限は10,000円（税込11,000円）
投資信託出庫	移管	1銘柄につき3,000円(税込3,300円)(上限)
その他の有価証券の出庫	移管	1銘柄につき1,000円(税込1,100円)(上限)
名義書換等の手続き代行	名義書換手数料	1銘柄につき10単元までは500円(税込550円)、10単元以上1単元増すごとに50円（税込55円）加算、上限10,000円（税込11,000円）
株主事務関係	個別株主通知	1銘柄につき3,000円(税込3,300円)(上限)
	新株予約権付社債の株式への転換	額面100万円まで560円（税込616円)、100万円増すごとに60円（税込66円）
	新株予約権証券の新株予約権の行使	無料
	単元未満株式の買取･買増請求	1銘柄につき500円(税込550円)(上限)
	配当金の振込先指定(株式数比例配分方式･登録配当金受領口座方式･個別銘柄指定方式)	無料
	振替口座簿記録事項証明書 (お客様による請求)	半期(3･9月)毎につき1,000円（税込1,100円）(上限)
	振替口座簿記録事項証明書 (利害関係人による請求)	半期(3･9月)毎につき2,000円（税込2,200円）(上限)
	株主総会資料の書面交付請求	1銘柄につき500円(税込550円)(上限)

※ 外国株式、海外ETF等の売買、償還等にあたり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて、当社が決定した為替レートによるものとします。為替レートの詳細につきましては、当社ウェブサイトをご覧ください。

※ 資産状況や取引状況等を踏まえ、所定の審査を経て当社が手数料等の個別割引を承認する場合には、コース毎に規定される通常手数料等に関わらず割引手数料等が適用される場合があります。割引手数料等の適用を希望される場合には当社へ申し出いただく必要があります。

以上

(2026年4月)

上場有価証券等書面（外国株式取引）

（この書面は、金融商品取引法第37条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、国外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

手数料など諸費用について

・上場有価証券等の売買等にあたっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別紙「手数料一覧」に記載の手数料をいただきます。
・上場有価証券等を募集等により、または当社との相対取引により購入する場合は、原則として、購入対価のみをお支払いただきます。
・外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
・外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

・上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3)といいます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。なお、レバレッジ型・インバース型 ETF（ETN 含む）等は、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品であり、その仕組みや内容を十分理解し、取引に伴うリスク・コストを十分に認識したうえでお取引いただくことが重要です(※4)。
・上場有価証券等の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
・上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生ずるおそれがあります。
・また、新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご留意ください。
・外国証券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国証券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国証券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
・外国証券は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国証券の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。
・外国証券は、国内の金融商品取引所に上場している場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。
·取引所金融商品市場又は外国金融商品市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
·私設取引システムへの媒介、取次ぎ又は代理
·当社が自己で直接の相手方となる売買
·上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
·上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
·上場有価証券等の売出し
·上記のほか、売買等の媒介、取次ぎ又は代理

当社の概要

商　号　等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会、 一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会、 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
資　本　金	54,323,146,301 円(2025 年９月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年３月
連　絡　先	カスタマーサービスセンター(０１２０－１０４－２１４)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。

レバレッジ型、インバース型ＥＴＦ及びＥＴＮのお取引にあたっての留意点

上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN(※4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。

- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN の価額の上昇率・下落率は、２営業日以上の期間の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。
- 上記の理由から、レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。
- レバレッジ型、インバース型の ETF 及び ETN は、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく、又は窓口にてお尋ねください。

※1「上場有価証券等」には、国外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラントなど、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。
※2 外国取引に係る現地手数料・現地諸費用の額は、その時々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
※3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
※4 「上場有価証券等」には、特定の指標（以下、「原指数」といいます。）の日々の上昇率・下落率に連動し１日に一度価額が算出され

る上場投資信託（以下「ETF」といいます。）及び指数連動証券（以下、「ETN」といいます。）が含まれ、ETF 及び ETN の中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が＋（プラス）１を超えるものを「レバレッジ型」といい、－（マイナス）のもの（マイナス１倍以内のものを含みます）を「インバース型」といいます。ETF 及び ETN に係る商品の特性とリスクについては下記ページのリーフレットをご確認・ご理解の上お取引ください。
（リーフレット　https://search.sbisec.co.jp/v2/popwin/info/home/2021risk_levetf.html）

※5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

〇その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ（https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html）でご確認いただけます。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所　　：〒１０６-６０１９ 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号：株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンター

固定電話：0120-104-214（無料）

携帯電話：0570-550-104（有料）

受付時間：平日（年末年始を除く）8:00-17:00

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所　　：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日　９時００分～１７時００分（祝日、年末年始を除く）

（2026 年４月）

手数料一覧

株式会社ＳＢＩ証券

■インターネットコース

≪外国株式等≫

外国株式及び海外 ETF(上場投資信託)等の受益証券等の取引手数料です。

（※当社所定の条件を満たす一部の取引は手数料無料となる場合があります。詳細は当社ウェブサイト「ホーム > 手数料」ページ等にてご確認ください。）

■ 米国株式手数料<インターネット取引>(上限)

1 注文あたりの約定代金×0.45%(税込 0.495%)

(最低手数料：0 ドル、上限手数料：20 ドル(税込 22 ドル))

■ 中国株式手数料<インターネット取引>(上限)

1 注文あたりの約定代金×0.26%(税込 0.286%)

(最低手数料：47 香港ドル(税込 51.7 香港ドル)、上限手数料：470 香港ドル(税込 517 香港ドル))

■ 韓国株式手数料<インターネット取引>(上限)

1 注文あたりの約定代金×0.9%(税込 0.99%)

(最低手数料：9,000 韓国ウォン(税込 9,900 韓国ウォン))

■ ロシア株式手数料(上限)

<インターネット取引>

1 注文あたりの約定代金×1.2%(税込 1.32%)

(最低手数料：500 ロシアルーブル(税込 550 ロシアルーブル))

<コールセンター取引>

1 注文あたりの約定代金×1.48%(税込 1.628%)

(最低手数料：700 ロシアルーブル(税込 770 ロシアルーブル))

■ ベトナム株式手数料(上限)

<インターネット取引>

１注文あたりの約定代金×2%(税込 2.2%)

(最低手数料：1,200,000 ベトナムドン(税込 1,320,000 ベトナムドン))

※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

<コールセンター取引>

１注文あたりの約定代金×2.66%(税込 2.926%)

(最低手数料：1,200,000 ベトナムドン(税込 1,320,000 ベトナムドン))

※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

■ インドネシア株式手数料(上限)

<インターネット取引>

１注文あたりの約定代金×1%(税込 1.1%)
(最低手数料：238,000 インドネシアルピア(税込 261,800 インドネシアルピア))
※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

■ シンガポール株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
１注文あたりの約定代金×1%(税込 1.1%)
(最低手数料：28 シンガポールドル(税込 30.8 シンガポールドル))
※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

■ タイ株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
１注文あたりの約定代金×1%(税込 1.1%)
(最低手数料：761 タイバーツ(税込 837.1 タイバーツ))
※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

■ マレーシア株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
１注文あたりの約定代金×1%(税込 1.1%)
(最低手数料：76 マレーシアリンギット(税込 83.6 マレーシアリンギッド))
※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%(税込 55%)

※ 資産状況や取引状況等を踏まえ、所定の審査を経て当社が手数料等の個別割引を承認する場合には、コース毎に規定される通常手数料等に関わらず割引手数料等が適用される場合があります。割引手数料等の適用を希望される場合には当社へ申し出いただく必要があります。

■ダイレクトコース、ＩＦＡコース

≪外国株式等≫

外国株式及び海外ETF（上場投資信託）等の受益証券等の取引手数料です。
（※当社所定の条件を満たす一部の取引は手数料無料となる場合があります。詳細は当社ウェブサイト「ホーム ＞ 手数料」ページ等にてご確認ください。）

■ 米国株式手数料（上限）

＜インターネット取引＞

1 注文あたりの株数	委託手数料
1,000 株以下の場合	30 米ドル（税込 33 米ドル）
1,000 株を超える場合	1 株毎に 2 セント（税込 2.2 セント）追加

＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞(注 1)

1 注文あたりの約定代金×0.9%（税込 0.99%）
（最低手数料：25 米ドル（税込 27.5 米ドル））

■ 中国株式手数料（上限）

＜インターネット取引＞

1 注文あたりの約定代金×0.5%（税込 0.55%）
（最低手数料：47 香港ドル（税込 51.7 香港ドル）、上限手数料：470 香港ドル（税込 517 香港ドル））

＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞(注 1)

1 注文あたりの約定代金×0.9%（税込 0.99%）
（最低手数料：200 香港ドル（税込 220 香港ドル））

■ 韓国株式手数料（上限）

＜インターネット取引＞

1 注文あたりの約定代金×1.1%（税込 1.21%）
（最低手数料：11,000 韓国ウォン（税込 12,100 韓国ウォン））

＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞

1 注文あたりの約定代金×1.1%（税込 1.21%）
（最低手数料：25,000 韓国ウォン（税込 27,500 韓国ウォン））

■ ロシア株式手数料（上限）

＜インターネット取引＞

1 注文あたりの約定代金×1.4%（税込 1.54%）
（最低手数料：600 ロシアルーブル （税込 660 ロシアルーブル））

＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞

1 注文あたりの約定代金×1.6%（税込 1.76%）
（最低手数料：1,200 ロシアルーブル （税込 1,320 ロシアルーブル））

■ ベトナム株式手数料(上限)

＜インターネット取引＞
1注文あたりの約定代金×2.4%（税込 2.64%）
（最低手数料：1,200,000 ベトナムドン（税込 1,320,000 ベトナムドン））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）
＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞
1注文あたりの約定代金×3%（税込 3.3%）
（最低手数料：2,400,000 ベトナムドン（税込 2,640,000 ベトナムドン））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

■ インドネシア株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
1注文あたりの約定代金×2.4%（税込 2.64%）
（最低手数料：285,000 インドネシアルピア（税込 313,500 インドネシアルピア））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）
＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞
1注文あたりの約定代金×3%（税込 3.3%）
（最低手数料：761,000 インドネシアルピア （税込 837,100 インドネシアルピア））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

■ シンガポール株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
1注文あたりの約定代金×2.4%（税込 2.64%）
（最低手数料：38 シンガポールドル （税込 41.8 シンガポールドル））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）
＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞
1注文あたりの約定代金×3%（税込 3.3%）
（最低手数料：95 シンガポールドル（税込 104.5 シンガポールドル））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

■ タイ株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
1注文あたりの約定代金×2.4%（税込 2.64%）
（最低手数料：952 タイバーツ （税込 1,047.2 タイバーツ））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）
＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞
1注文あたりの約定代金×3%（税込 3.3%）
（最低手数料：2,380 タイバーツ （税込 2,618 タイバーツ））
※売却代金が最低手数料に満たない場合、1注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

■ マレーシア株式手数料(上限)
＜インターネット取引＞
1注文あたりの約定代金×2.4%（税込 2.64%）
（最低手数料：95 マレーシアリンギット （税込 104.5 マレーシアリンギット））

※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

＜SBI ダイレクト取引・IFA サポート取引＞

１注文あたりの約定代金×3%（税込 3.3%）

（最低手数料：238 マレーシアリンギット （税込 261.8 マレーシアリンギット））

※売却代金が最低手数料に満たない場合、１注文あたり約定代金×50%（税込 55%）

※旧 SBI 証券株式会社でご購入された外国株式のご売却に関しましては以下の手数料が適用されます。

売買金額	委託手数料
75,000 円以下の場合	売買金額の 10%（税込 11%）
75,000 円を超え 75 万円以下の場合	一律　7,500 円（税込 8,250 円）
75 万円を超え 500 万円以下の場合	売買金額の 1%（税込 1.1%）
500 万円を超え 1,000 万円以下の場合	売買金額の 0.8%（税込 0.88%）+10,000 円（税込 11,000 円）
1,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合	売買金額の 0.6%（税込 0.66%）+30,000 円（税込 33,000 円）
5,000 万円を超え 1 億円以下の場合	売買金額の 0.4%（税込 0.44%）+140,000 円（税込 154,000 円）
1 億円を超える場合	売買金額の 0.2%（税込 0.22%）+330,000 円（税込 363,000 円）

注）売買金額は、現地における約定代金に、買いの場合は外国の有価証券市場における売買手数料、有価証券取引税、その他の賦課金を加算した額とし、売りの場合は、これらの手数料を減額した額とします。

注）上記手数料表の適用を受けず、インターネット等ではお取扱いしていない一部外国株式等のご売却に関しては、当社所定の手数料が必要となります。（手数料の詳細については、外国の有価証券市場により異なることから記載しておりませんので、弊社連絡先までお問合せください。）

※ 資産状況や取引状況等を踏まえ、所定の審査を経て当社が手数料等の個別割引を承認する場合には、コース毎に規定される通常手数料等に関わらず割引手数料等が適用される場合があります。割引手数料等の適用を希望される場合には当社へ申し出いただく必要があります。

以上

（2026 年４月）

「おことわり」

・「外国株式取引に関する説明書」
・「為替取引に関する説明書」

の順で掲載しております。

※「外国株式取引に関する説明書」及び「為替取引に関する説明書」の両書面をご確認のうえお取引いただきますようお願いいたします。

SBI証券

外国株式取引に関する説明書

外国株式取引に関する説明書　目次

Ⅰ　外国株式取引概要 1
1　SBI 証券の外国株式取引の特徴 1
2　外国株式取引について 1
(1)　取引開始基準 1
(2)　取引開始までの流れ 1
(3)　取引方法の概要 2
(4)　取引に関するご注意事項 2
(5)　売買に関する税金 2
(6)　配当にかかわる税金 3
(7)　外国源泉税の還付請求 3
3　外国株式取引における注意事項等 3
(1)　リスクについて 3
(2)　手数料 4
(3)　諸通知 4
(4)　上場廃止について 4
(5)　総合取引約款等の適用 4
(6)　外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更 4
4　コーポレートアクションについて 5
(1)　外国株式にかかわるコーポレートアクション対応について 5
(2)　特定口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について 6
(3)　NISA 口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について 7
5　移管・入出庫 7
(1)　入庫 7
(2)　出庫 8
Ⅱ　外国株式取引の受渡代金の決済方法について 9
(1)　外貨決済 9
(2)　円貨決済 9
Ⅲ　外国株式の特定口座でのお取引について 10
Ⅳ　米国株式取引 11
(1)　取扱銘柄 11
(2)　取引方法 11
(3)　取引時間等 12
(4)　注文受付時間・約定日・受渡日 12
(5)　ADR について 13
(6)　成行注文のご注意事項 13
(7)　取次先について 14

Ⅴ 中国株式取引 15
(1) 取扱銘柄 15
(2) 取引方法 15
(3) 取引時間等 15
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日 15
(5) HDR について 16
(6) 臨時の売買停止について 16
Ⅵ 韓国株式取引 16
(1) 取扱銘柄 16
(2) 取引方法 16
(3) 取引時間等 17
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日 17
(5) KDR について 17
Ⅶ ロシア株式取引 17
(1) 取扱銘柄 17
(2) 取引方法 17
(3) 取引時間等 18
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日 18
Ⅷ ベトナム株式取引 18
(1) 取扱銘柄 18
(2) 取引方法 18
(3) 取引時間等 19
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日 19
Ⅸ インドネシア株式取引 20
(1) 取扱銘柄 20
(2) 取引方法 20
(3) 取引時間等 20
(4) 注文受付時間・約定日・受渡日 20
(5) 臨時の売買停止について 21
Ⅹ シンガポール株式取引 21
(1) 取扱銘柄 21
(2) 取引方法 21
(3) 取引ルール 22
(4) 取引時間等 22
(5) 注文受付時間・約定日・受渡日 23
Ⅺ タイ株式取引 23
(1) 取扱銘柄 23
(2) 取引方法 23
(3) 取引時間等 23

(4)　注文受付時間・約定日・受渡日 24
XII　マレーシア株式取引 24
(1)　取扱銘柄 24
(2)　取引方法 24
(3)　取引時間等 24
(4)　注文受付時間・約定日・受渡日 24

外国株式取引に関する説明書

（インターネット取引）

お取引にあたっては、本説明書の内容を十分にご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客様ご自身の責任と判断において行っていただくようお願いいたします。なお、本説明書では「外国株式の現物取引（以下「外国株式取引」といいます。）」について説明しています。米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。

以下、本説明書の時刻の表記は 24 時制（24 時間表記）を採用しております。

Ⅰ　外国株式取引概要

1　SBI 証券の外国株式取引の特徴

当社が提供する外国株式取引[注]は、インターネット技術を活用して日本と海外の株式市場を接続し、海外市場における取引時間中にリアルタイムで株式の取引（ロシア株式、およびベトナム株式を除く）を行うことができます。

(注)上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託（REIT）の取引を含みます。なお本説明書の内容は、株数について説明した箇所は口数と、配当金について説明した箇所は分配金とそれぞれ読み替えて ETF および REIT の取引に適用されるものといたします。

2　外国株式取引について

(1) 取引開始基準

当社の外国株式取引は、インターネット取引サービスを利用されているお客様を対象といたします。
海外勤務等により出国し「（本邦）非居住者」に該当される場合や、米国籍、グリーンカード（米国永住権）保有、米国居住のお客様は、お取引いただけません。

(2) 取引開始までの流れ

外国株式取引の開始にあたり、次のお手続きが必要となります。

（a）当社に口座を開設されていないお客様は、口座の開設をお願いいたします。(当社ウェブサイトのトップページにある口座開設画面からお申込みができます。)

（b）本説明書および「為替取引に関する説明書」をご精読いただき、ご理解ご承諾のうえで、当社ウェブサイトにログイン後の「外国株式取引の口座開設はこちら」ボタンよりお申込みください。

（c）お客様のお申込内容を審査後、お客様のメッセージボックス（重要なお知らせ）に、「外国株式取引(および付随する為替取引)開始手続」完了のお知らせを配信いたします。

（d）上記「重要なお知らせ」をご確認いただきますと、外国株式取引(および為替取引)がご利用いただけるようになります。

＜留意事項＞

審査の結果、書面によるお申込みが必要なお客様には、お申込翌営業日にその旨を「メッセージボックス」にお知らせするとともに、外国株式取引の開設に必要な書類（告知書）をお客様宛てに郵送いたします。
書類が到着いたしましたら、ご記入・捺印（押印欄のある場合）のうえ、必要書類をご返送ください。当社に書類到着後 3 営業日程度で外国株式取引口座を開設し、当社より「メッセージボックス」へお知らせいたします。（外国株式取引につきましては、「重要なお知らせ」確認後に、お取引いただけるようになります。）

目次に戻る

(3) 取引方法の概要

当社ウェブサイト上での取引開始手続き完了後のお取引(買い注文の場合)方法の概要は以下のとおりです。

(a) ログイン後に【外国株式】メニューをご選択ください。（こちらのページでは株価やチャートなどの銘柄情報、外国株式の「取引」・「注文照会」、外貨建商品の「口座サマリー」等をご利用いただけます。）

(b) 「外国株式　取引メニュー」内の【取引】メニューから取引の種類「現物」「米株積立」「米株信用（米国株式信用取引口座を開設している場合にのみ表示されます。）をご選択ください。お取引いただく市場は、「現物」選択後の注文入力画面でご選択ください。

(c) 注文入力画面では「外貨決済」をご選択の場合には外貨の買付余力の範囲において、「円貨決済」をご選択の場合には日本円買付余力の範囲においてご注文いただけます（ベトナム株式およびインドネシア株式は現地通貨による「外貨決済」のみ。）。

(4) 取引に関するご注意事項

(a) 当社の取扱銘柄は、個別銘柄の売買の推奨、または勧誘を目的としたものではありません。投資にあたっての最終判断はお客様ご自身でお願いします。

(b) 年末年始、ゴールデンウィーク、旧正月、ラマダン近辺など、現地受渡日と国内受渡日のずれが大きい場合は、各市場の営業日に該当していてもお取引の取扱いを行わないことがあります。なお、その際には当社ウェブサイト上で事前に告知いたします。

(c) 当社、または取次先等の事由によりご注文を受け付けできない場合もあります。また、注文受注後であっても、取引所・取次先等の事由により失効される場合もあります。

(d) 個別の取引および結果報告について誤りがあったと取引所等が判断もしくは認定した場合、一旦取引所等より約定報告を受けた取引であっても、事後的にその約定単価、約定数量が変更されること、またはそれ以外の調整・修正が行われることがあります。また約定自体が取り消されることがあります。また、一旦「不出来(失効)」の報告を取引所等より受けた取引について、事後的にその取引が約定したとされること、またはそれ以外の調整・修正が行われることもあります。上記の事後的な調整・修正等が行なわれた場合は、当社外国株式 My メニュー＞取引照会＞注文照会(取消・訂正)＞画面内の「約定取消確認」にて表示いたします。

(e) 外国株式取引により購入された外国株式は、原則として国内株式信用取引の委託保証金代用有価証券とはなりません。

(f) 各市場の取引ルールの詳細は、当社のウェブサイトにてご確認ください。

(5) 売買に関する税金

外国株式を売買した場合、取引をした金融商品取引業者等（証券会社等）が公表する為替レートで換算した邦貨（円）の額により取得費および譲渡収入の計算を行います。邦貨換算後の譲渡損益の計算は、国内株式と同様のお取扱いとなり、譲渡益は他の所得と分離して、株式等の譲渡に係る譲渡所得等として課税されます。

※ 韓国株式は売却時に売却約定金額に対して、取引税および農漁村特別税等がかかります。当該税金は約定代金から控除されます。各税率については当社ウェブサイトの「外国株式」＞「韓国」にてご確認ください。

※ ベトナム株式はキャピタルゲイン課税として、損益に関わらず、売却代金の 0.1%が控除されます。

※ インドネシア株式は売却税として損益に関わらず、売却代金の 0.1%が控除されます。

【外貨決済でお取引した場合の邦貨換算】

お買付時の取得費の計算およびご売却時の譲渡収入の計算は、外貨から円に換算し直して、計算する必要があります。お買付時は国内約定日の東京外国為替市場の TTS 為替レートを、ご売却時は同 TTB 為替レートを用いて計算を行います。

【円貨決済の場合】

国内約定日に当社が決定した為替レートを用いて計算を行うことができます。

(6) 配当にかかわる税金

(a) 各市場の株式等への配当にかかわる課税は以下のとおりです。

米国	現地での課税は租税条約により、原則として 10%と定められています。ADR については発行者の母国で源泉徴収され、米国での課税はありません。税率はそれら母国と日本の間で結ばれた租税条約によります。
中国	現地での課税は銘柄によって異なります。
韓国	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められています。なお、KDR や ETF 等の銘柄では異なる現地源泉税率が適用される場合があります。
ロシア	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められています。
ベトナム	現地での課税はありません。
インドネシア	現地での課税は租税条約により、原則として 15%と定められていますが、当局の運用によっては適用されない場合があります。
シンガポール	現地での課税はありませんが、ETF や外国企業の配当金では課税される場合があります。
タイ	現地での課税はタイ国内法により 10%と定められています。
マレーシア	現地での課税はありません。

(b) 海外で税金が差し引かれた後（課税されない場合も含む）の配当に対する国内での課税は、基本的に国内株式と同様です。

(c) 当社からお客様への配当金等のお支払い後に海外で税金が徴収された場合には、外貨の現金残高にかかわらずお客様の口座より当該金額を差し引きます。

なお、米ドルの現金残高が当該差引金額に満たなかった場合には、米ドル預り金不足が発生します。米ドル預り金不足の発生日の 2 国内営業日後の 17:30 時点で米ドル預り金不足が解消していなかった場合、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで当該米ドル預り金不足に充当いたします（他の通貨では自動的に為替取引を行いません。）。当該為替取引の結果、証券総合口座（円貨）に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

(7) 外国源泉税の還付請求

当社は、外国株式において租税条約に定める限度税率（もしくは制限税率）を超えて外国源泉税が課された場合の、限度税率超過分（もしくは制限税率超過分）の還付請求は対応しておりません。

3 外国株式取引における注意事項等

(1) リスクについて

(a) 外国株式の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。なお、**レバレッジ型・インバース型 ETF 等は、主に短期売買により利益を得ることを目的とした商品であり、その仕組みや内容を十分理解し、取引に伴うリスク・コストを十分に認識したうえでお取引いただくことが重要です。**

(b) 外国株式の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

(c) 外国株式は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外国株式を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外国株式を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。

(d) 外国株式は、当該国の政治情勢や経済情勢、金融商品市場等に起因する諸問題に伴い、外国株式の価格や為替相場が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。

(e) 外国株式は、国内の金融商品取引所に上場している場合や、国内で募集・売出し等の届出が行われた場合等を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

(f) その他のリスクは上場有価証券等書面（外国株式取引）をご確認ください。

(2) 手数料

外国株式の取引手数料は、「上場有価証券等書面(外国株式取引)」および当社ウェブサイトにてご案内しております。また、米国株式以外では、最低手数料を設定しておりますので、約定代金によっては最低手数料が適用されます。なお、中国株式においては配当金等の受領時においても現地で手数料が発生いたします。

(3) 諸通知

外国証券取引口座約款の定めにかかわらず、寄託に係る外国証券についての諸通知は、届出住所宛ての送付に代え、当社ウェブサイト上への掲載等、電子媒体による方法等により行うことがあります。

(4) 上場廃止について

(a) 当社取扱銘柄が上場廃止となった場合、当社での取扱いを停止することがあります。また、この場合、株券をお客様にお返しすることはできません。

(b) 取引所が売買制限を設けた場合に加え、当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けることがあります。

(5) 総合取引約款等の適用

外国株式取引は、本説明書の他、「総合取引約款」、「証券総合サービス取扱規程」、「インターネット取引取扱規程」、「外国証券取引口座約款」および「為替取引に関する説明書」等によるものとします。

(6) 外国株式取引に関する説明書(本説明書)の変更

(a) 本説明書は、法令の制定・変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。

(b) 本説明書の変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取扱います。

(c) (b)の通知は、お客様のメッセージボックスへの配信による方法により行うことができるものとします。

(d) (b)の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法により行うことができるものとします。

4 コーポレートアクションについて

(1) 外国株式にかかわるコーポレートアクション対応について

(a) 配当金等は、当社がお客様に代わって受領し、金銭にてお客様にお支払いします。この際、当社の受領手続において、当社が当該株式の発行者の所属する国の諸法令、または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様のご負担とし当該配当金等から控除するなどの方法により徴収し、その残額をお支払いいたします。

(b) 外国株式に関し、新株引受権、または新株予約権が付与される場合は、原則として全て売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理します。

(c) 株式配当、株式分割、無償交付、減資、または合併による株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理いたします。ただし、各市場における取引単位未満の株式は、原則として全て売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。

(d) 前(c)の規定により割当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定および「外国証券取引口座約款」の規定に関わらず、原則として全て売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。

(e) 外国株式に関し、CVR（Contingent Value Right、不確定価額受領権）またはこれに類する権利が付与される場合は、原則としてお客様の口座に入庫いたします。

(f) 外国株式に関し、前(a)～(c)または(e)以外の権利が付与される場合は、原則として全て売却処分のうえ、その売却代金を前(a)の規定に準じて処理いたします。

(g) 中国株式では株式分割、株式併合を行った銘柄の売買は、権利落ち日から当面の間、仮コードによって実施されます。この措置に伴い、お客様の保有株式は一旦出庫され分割後の株数が仮コードにより入庫されます。入庫後は仮コードにより売買が可能となります。また、元コードでの売買が再開された場合には、お客様の保有株式は全て元コードに変更します。取引所においては、当面の間、元コードと仮コードでの売買が存在しますが、当社においては、元コードでの売買のみをお取扱いいたします。なお、コードの変更処理等に伴い、当社が独自に売買を制限することがあります。

(h) 外国株式は現地保管機関に当社名義で混合保管しています。コーポレートアクションが発生した場合、お客様は当社で保有する数量に応じて権利を取得し、その結果、生じた端数については切り上げされることなく、端数相当の対価をお支払いいたします。

(i) 外国株式にコーポレートアクションが発生し、当該一のコーポレートアクションについて外国株式の発行者等が複数の選択肢を提示していた場合でも、お客様に選択いただくことはできず、また、当社も選択を行わず、選択を行わなかった場合に適用される方法にて割り当て等を受けます。

(j) 当社では、お客様からお預りしている株式を、外国証券取引口座約款の第 15 条（外国証券の保管、権利及び名義）の規定により、お客様から保管の委託を受け、一括して現地の保管機関に当社名義で保管を行っております。このため、お客様名義で株主総会、債権者集会、受益権者集会、または所有者集会等における議決権の行使、または異議申立てを行うことはできず、株主総会等や申し出手続きが必要となる集団訴訟（クラスアクション）にご参加いただくこともできません。なお、議決権行使については、お客様ご自身で株主総会の議案回号の賛否等の意思表示をいただく場合で、お客様持分において投票が可能な場合は、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をされない場合には、当社は議決権の行使、または異議の申立てを行いません。

(k) 当社がコーポレートアクションの処理・対応等に必要と認める場合、当該処理・対応等に必要な期間中の売却および/または買付注文の受付を停止します。

(l) 市場変更を国内祝日に当社が検知し同日に市場変更が行われた場合、受け付け済みの期間指定注文は取消となる場合があります。

(m) コーポレートアクションを現地の権利落ち日当日に当社が検知した場合、受け付け済みの期間指定注文や現地の権利落ち日当日の注文は、取消となります。

(n) 当社がコーポレートアクションの公表または訂正を事後に検知した場合には、必要な範囲において約定単価または約定数量の変更等の所要の調整・修正を行い、もしくは約定を取り消すことがあります。

(o) 事前に予定されていたコーポレートアクションが急遽変更され、既に当社にて特定口座または NISA 口座の残高を一般口座の残高に振替していた場合、原則として、過去に遡って、当該処理を修正する対応は行いませんので、あらかじめご了承ください。

(p) 米国株式積立サービス設定銘柄にコーポレートアクションが発生した場合は、当該銘柄の積立設定を解除する場合があります。詳細は当社ウェブサイトをご確認ください。

(2) 特定口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について

コーポレートアクションの種類により、特定口座での預りが継続されるか一般口座に払い出されるかが決まります。下表をご確認ください。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、特定口座上での取得単価の調整処理ができないため、一般口座に払い出されます。

ただし、コーポレートアクションの結果、発生する取引単位未満の株の売却代金は、特定口座のままとなり、特定口座内で損益通算されます。

コーポレートアクションの種類	特定口座対応
銘柄コード変更	可
株式分割（非整数倍含む）	可
株式併合（非整数倍含む）	可
無償割当（非整数倍含む）	可
株式配当	可
スピンオフ	親株：可（※1）、子株：不可
ライツイシュー	可
キャピタルゲイン配分等の権利処理	可
企業買収	不可（※2）
資本返還	不可
上場廃止	不可（※3）

※1 子株の税務上の取扱いにより、特定口座での預りが継続できない場合があります（一般口座に払い出されます。）。

※2 株式のみでの買収の場合は特定口座での預りが継続されます。現金のみ、現金＋株式での買収の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

※3 OTC 市場への移行は特定口座での預りが継続されます。ハノイ UpCom 市場（未上場公開株取引市場）への移行の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

（注1） 特定口座から一般口座に払い出された場合、特定口座での取得単価は、一般口座の参考単価として引き継がれます。

（注2） 当社では特定口座内で処理できないコーポレートアクションが予定されていて、現地権利落ち日が国内祝日の場合、現地約定日が現地権利付最終売買日となる特定口座のご注文は受け付けることができません（一般口座ではお取引いただけます。）。

国内で祝日が続くような場合等においては、当社でコーポレートアクションが検知できないため、既に現地で約定している場合があります。その場合は国内約定日において特定口座で約定している場合でも、一般口座での約定に訂正いたしますのでご了承ください。（詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。）

(3) NISA 口座の場合のコーポレートアクション対応可否等について

コーポレートアクションの種類により、NISA 口座での預りが継続されるか一般口座に払い出されるかが決まります。下表をご確認ください。また、税務上の取扱いが明確でない権利が付与された場合も、NISA 口座上での簿価の調整処理ができないため、一般口座に払い出されます。

コーポレートアクションの種類	NISA 口座対応
銘柄コード変更	可
株式分割（非整数倍含む）	可
株式併合（非整数倍含む）	可
無償割当（非整数倍含む）（新 NISA）	親株：可、子株：不可
無償割当（非整数倍含む）（旧 NISA）	親株：可、子株：可
株式配当	可
スピンオフ（新 NISA）	親株：可（※1）、子株：不可
スピンオフ（旧 NISA）	親株：可、子株：不可
ライツイシュー	可
企業買収	不可（※2）
資本返還（新 NISA）	不可
資本返還（旧 NISA）	可
上場廃止	不可（※3）

※1 子株の税務上の取扱いにより、NISA 口座での預りが継続できない場合があります（一般口座に払い出されます。）。

※2 株式のみでの買収の場合は NISA 口座での預りが継続されます。現金のみ、現金＋株式での買収の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

※3 OTC 市場への移行は NISA 口座での預りが継続されます。ハノイ UpCom 市場（未上場公開株取引市場）への移行の場合は継続できません（一般口座に払い出されます。）。

（注1） 当社では NISA 口座内で処理できないコーポレートアクションが予定されていて、現地権利落ち日が国内祝日の場合、現地約定日が現地権利付最終売買日となる NISA 口座でのご注文は受け付けることができません（一般口座ではお取引いただけます。）。

（注2） 複数の預り区分（特定・一般・NISA）で残高があり、合計で 1 株となる場合は、NISA 口座の残高が一般口座に払い出された上で、1 株となります。

5 移管・入出庫

米国株式および中国株式は、下記のとおり移管・入出庫を承っております。米国株式・中国株式以外は、本券の入出庫および証券会社間の移管を行っておりません。

(1) 入庫

当社への入庫は当社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社からであれば移管ができます。当社への米国株式または中国株式の入庫をご希望される場合は、あらかじめ当社ウェブサイトの米国株式または中国株式のサービス概要ページなどから「取扱銘柄一覧」をご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。

① 移管元証券会社にご連絡いただき、移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求ください。各社様式が異なるため、当社では、移管元証券会社に提出する「外国証券移管依頼書」のご請求を受け付けておりません。

② 移管元証券会社より入手された移管元証券会社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ移管元証券会社へご提出ください。

③　移管元証券会社に同申込書が届き次第、移管元証券会社と当社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了しますとお客様の口座に、当該外国株式が保有残高として反映されますのでご確認ください。

(2) 出庫

当社からの出庫は移管先証券会社取扱銘柄に限り、日本国内の証券会社であれば移管を承っております。当社からの米国株式または中国株式の出庫をご希望される場合は、あらかじめ移管先証券会社に取扱いが可能かご確認のうえ、以下の手続きを行ってください。他の証券会社への外国株式の移管出庫は同一名義間のみ無料で受付けております。

①　当社ウェブサイトの移管出庫ページにて、「外国証券移管依頼書（特定口座間）」または「外国証券移管依頼書（一般口座間）」の PDF ファイルを印刷のうえでご利用ください。当社カスタマーサービスセンターに、当社仕様の「外国証券移管依頼書」をご請求いただくこともできます。

②　印刷した、または当社より郵送された当社仕様の「外国証券移管依頼書」に必要事項を記載し、ご署名・ご捺印のうえ当社までご返送ください。

③　当社に同申込書が届き次第、当社と移管先証券会社にて必要な手続きを行います。なお、処理が完了したか否かについては移管先証券会社にご確認ください。

※ お手元にお持ちの株券の入庫や、海外ブローカーからの移管は行っておりません。

※ 米国株式「Microcap Stock＊」に該当する銘柄は入庫することができません。移管元証券会社での移管手続き時に「Microcap Stock」に該当していない場合でも、当社での移管用紙受入時点、または取次先での確認時点で「Microcap Stock」に該当した場合、移管入庫を受け付けすることができませんので、あらかじめご了承ください。

＊ Microcap Stock とは、NYSE American・NASDAQ 上場の株価が 5 米ドル以下かつ時価総額が 3 億米ドル以下の株式（ADR 銘柄は除きます。）をいいます。ただし、一度 Microcap Stock に該当すると 30 日連続して株価が 5 米ドルを超え、かつ 30 日連続して時価総額が 5 億米ドルを超えるまで Microcap Stock に該当し続けます。Microcap Stock に該当するかご確認が必要な場合は、カスタマーサービスセンターにお問い合わせください。

※ 取引単位未満の株式の入庫はできません。各銘柄の取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※ 移管（出庫）する米国株式が、米国株式信用取引の代用有価証券である場合、当社ウェブサイトにてお客様ご自身で事前に保護預りへの振替を行ってください。代用有価証券である場合は受け付けできませんのでご注意ください。

※ 当社、および移管元または移管先証券会社での照合手続き、事務処理等により移管完了までにかなりの日数を要する場合があります。

※ 移管入庫にかかる日数は、移管元証券会社の移管出庫スケジュールによるため、移管元証券会社にお問い合わせください。移管元証券会社から「外国証券移管依頼書」を受領した後、通常 7 営業日程度を要しますが、海外の休日等を挟んだ場合や移管入庫を希望される銘柄にコーポレートアクションが予定されている場合等は 2 週間以上かかる場合があります。移管終了後に売却を希望されるお客様は、その期間につきまして十分にご注意ください。

※ 本券の入出庫は行っておりません。

※ 取扱銘柄の上場廃止・破産等が現地で発表された場合など、状況により移管について制限を設けることがあります。

Ⅱ　外国株式取引の受渡代金の決済方法について

お取引は前受制です。外国株式取引の受渡代金の決済方法は、現地通貨による「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」をお選びいただけます。ただし、ベトナム株式取引およびインドネシア株式取引は現地通貨による「外貨決済」のみとなります。

(1) 外貨決済

「外貨決済」による買い注文を発注される際には、事前に当社にて為替取引を行っていただき、現地通貨で当該発注額に相当する額の預り金をご用意ください。現地通貨の買付余力の範囲内でご注文いただけます。

※ 外貨入出金サービス
米ドルおよび香港ドルは、提携銀行との外貨入出金サービスをご利用いただけます。提携銀行以外はお取扱いできません。なお、提携銀行は当社ウェブサイトにてご確認ください。米ドルおよび香港ドル以外の通貨の入出金はお取扱いしておりません。

※ 外貨の残高(預り金)には金利がつきません。

※ 為替取引については、「為替取引に関する説明書」をご参照ください。

※ 外貨決済での外国株式取引の売却代金により他国の外国株式を買付ける場合は、為替取引により売却代金を一旦円に換金し、当該国の通貨に換金する必要がありますので、それぞれの為替取引において手数料が発生します。したがって、換金に係る手数料相当額は直接外国通貨間で換金する場合に比べて一般的に大きくなります。また、一旦円に換金した後、再度外貨に換金する際は、次回以降の為替取引をご利用いただく必要がありますので、一定の日数がかかります。

※ 一般に為替差益は、個人のお客様の場合、雑所得(またはその他の所得)として総合課税の対象となりますが、詳しくは税理士、または税務署等にお問合せください。

(2) 円貨決済

「円貨決済」による買い注文を発注される際は、日本円の買付余力の範囲内でご注文いただけます。ご注文発注時に、日本円の買付余力から概算受渡金額（円貨）を拘束いたします。なお、「期間指定」注文においては、繰越時に概算受渡金額（円貨）が再計算されます。参考レートの変動により拘束する金額に不足が発生した場合は、当該注文は繰越されず失効となります。「期間指定」による買い注文発注の際は、余裕を持った資金のお預入れをお願いいたします。

※ 概算受渡金額(円貨)には、為替レートの変動による不足金が発生しないよう、各通貨の直近の参考レート（対円レート）に通貨ごとに定めたレート〔米ドル・香港ドル・ロシアルーブル・シンガポールドル・タイバーツ・マレーシアリンギットは 105%、韓国ウォンは 110%〕を上乗せして算出いたします。実際の受渡金額とは異なりますので、ご注意ください。なお、上乗せするレートは、為替の変動状況などを考慮のうえ、当社の独自の判断により変更することがあります。

※ 各通貨の直近の参考レートとは、シンガポールドルは直前の日本時間 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリンギットは直前の日本時間 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは直前の日本時間 10:30、タイバーツは直前の日本時間 11:30 の当社適用為替レートとなります。

※ 為替相場が大きく変動した場合、不足金が発生することがあります。不足金が発生した場合には受渡日までにご入金ください。

- 約定後の受渡金額（円貨）の算出について
  円貨決済ご選択の場合、現地約定日の翌国内営業日〔シンガポールドルは日本時間 9:30、米ドル・香港ドル・マレーシアリンギットは日本時間 10:00、韓国ウォン・ロシアルーブルは日本時間 10:30、タイバーツは日本時間 11:30〕に当社が決定した為替レートを基に受渡代金（円貨）を算出いたします。

➢ 日本円の買付余力への反映タイミングについて

約定後、日本円の買付余力に反映するのは、現地約定日の翌国内営業日の受渡金額（円貨）算出後、日本時間 11:30 頃となります。（タイ株式は 12:30 頃）

現地約定時点では日本円の買付余力に反映いたしませんので、当該買付余力を基にご注文を発注される際はご留意願います。

➢ その他留意事項

・ご注文を発注した時点では当社適用為替レートは確定されません。

・ご購入された外国株式に配当金等が発生した場合の受取通貨は現地通貨となります。

・当社の事由により、円貨決済注文を受け付けできない場合があります。

Ⅲ 外国株式の特定口座でのお取引について

当社では、当社取扱いの 9 ヵ国（米国、中国、韓国、ロシア、ベトナム、インドネシア、シンガポール、タイ、マレーシア）の外国株式、海外 ETF および REIT の全てにおいて「特定口座」内でお取引することができます。

特定口座を開設いただき、特定口座内でお取引いただくことでお客様ご自身での煩雑な計算作業等をすることなく、当社からお送りする譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を用いて簡易に確定申告を行うことができます。また、「源泉徴収あり」を選択いただきますと、特定口座での売買における所得税・住民税を、当社が源泉徴収しお客様に代わって納付いたします。

（a） 特定口座でのお取引の取扱い開始前に当社でお買付けいただいた外国株式を、特定口座のお預りとすることはできません。また、他社から当社の特定口座へ移管（入庫）できるのは、他社の特定口座でお預りの銘柄に限ります。

（b） 特定口座で保有されている外国株式を一般口座に振替えることや、NISA 口座から特定口座に振替えることはできますが、一般口座で保有されている外国株式を特定口座に振替えることはできません。

（c） 「源泉徴収あり」を選択され、ご売却時に譲渡益が発生した場合、当社にて円貨ベースで源泉徴収税額相当分を計算し、お客様の円貨口座の預り金から徴収いたします。

（d） 外貨決済で譲渡され、譲渡益税が発生した際に、お客様の円貨口座の預り金で充当できない場合は、外貨の売却代金の内、拘束していた概算譲渡益税相当分の全部または一部について外貨から円貨への為替取引（強制円転）を行い不足金額に充当します。

（e） 徴収すべき譲渡益税（円貨）を算出し直した結果、不足金がある場合には、当社が定める外貨の優先順位で外貨⇒円貨への為替取引を行い不足金に充当いたしますので、あらかじめご了承ください。

（f） 為替取引の変動等により不足金が解消しない場合や、為替取引の休場等により、外貨から円貨への為替取引受渡日が通常より長くなり、当該外貨建商品の譲渡等の受渡日までに、譲渡益税を円貨で徴収できない場合には、お客様の口座状況によっては、出金余力不足のためお取引に制限がかかることもありますのでご留意ください。

（g） 円貨決済においては、国内約定日の為替レート確定日に受渡金額が確定いたしますので、損益通算後、国内約定日の夜間に売却代金から譲渡益税を徴収いたします。（詳細は当社ウェブサイトをご覧ください。）

（h） 特定口座内で損益通算した際の還付金は円貨にて支払われます。

Ⅳ 米国株式取引

米国株式は、現物取引に加えて信用取引を行うことができますが、本説明書では現物取引について説明しています。米国株式信用取引については、「米国株式信用取引の契約締結前交付書面」、「米国株式信用取引口座設定約諾書」および「米国株式信用取引口座約款」をご確認ください。

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、ニューヨーク証券取引所(NYSE、NYSE Arca および NYSE American)、ナスダック(NASDAQ)、シーボー（Cboe）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

なお、当社は米国株式のご注文を現地証券会社である Interactive Brokers LLC または Alpaca Securities LLC に取り次ぎを行っています。Alpaca Securities LLC は、大口注文等の一部の注文を除き、原則として Virtu Americas LLC、Citadel Securities LLC 等の複数のマーケットメイカーに回送しています。Alpaca Securities LLC に取り次ぎを行っている銘柄は、当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」からご確認ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引（米株積立を含む）
価格	指値・成行・逆指値 ※新規上場銘柄は上場日に初値が確定するまで、成行注文および逆指値注文（成行価格）は受け付けできません。指値注文および逆指値（指値価格）注文のみ承ります。 ※米国株式積立サービスは成行での注文となります。 ※逆指値注文は、参照価格と注文価格を指定する注文方法です。参照価格とは「注文する銘柄の株価があらかじめ指定した価格になること」を指します。注文価格は指値と成行を指定いただけます。 ※取引時間中の指値注文は、以下のとおり、取次先、取引所または注文回送先のマーケットメイカーで注文が受け付けられず失効となる場合があります。なお、回送先のマーケットメイカーによって受付可能範囲が異なる場合があります。 ✓基準値を上回る買い注文または基準値を下回る売り注文は、下記に該当する場合には原則として失効となります。 基準値 25 ドル以下：10%以上乖離する指値 基準値 25 ドル超 50 ドル以下：5%以上乖離する指値 基準値 50 ドル超：3%以上乖離する指値 ※上記に該当する指値注文でも、回送先のマーケットメイカーによっては注文が受け付けられる場合があります。 ✓基準値を下回る買い注文または基準値を上回る売り注文は、回送先のマーケットメイカーにおいて、リスク管理の観点から受付可能範囲が設定されている場合があり、現在値と著しく乖離する場合には失効となる場合があります。 （例）基準値 100 ドルに対し、指値価格 1 ドルの買付注文は失効となる場合があります。
有効期限	当日中または期間指定 ※期間指定の有効期間は発注日を含めて最長 90 現地営業日まで指定することができます。成行の場合は当日中のみとなります。

	※米株積立は設定（申込）日の当日中のみの注文となります。なお、申込日が取引所の休場等により指定米国株式の申込不可日に定められている場合または当社の定める営業日でない場合、翌営業日を申込日として取扱います。
当社取引単位	1 株以上、1 株単位 1 注文の上限数量（当社）：250,000 単位 1 注文の上限金額（取次先）：2,000 万ドル ※米国株式積立サービスは、金額指定、株数（口数）指定を承ります。金額指定は円貨決済の場合、1 円以上 1 円単位、外貨決済の場合 0.01 ドル単位または 0.05 ドル単位での設定が可能で、設定額以内の単元株数で発注いたします。（米株積立設定銘柄の最小取引価格に満たない場合は注文を発注いたしません）。
呼値	0.01 ドル単位
決済方法	米ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ **米国の市場では日本の市場と異なり、個別銘柄ごとのストップ高、ストップ安がありません。従って、成行注文の場合、現在値と著しく異なる値段で約定する可能性があります。**なお、成行注文の注意点は下記（6）「成行注文のご注意事項」を必ず参照いただきますようお願いいたします。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	標準時間：23:30～6:00（現地時間 9:30～16:00） サマータイム：22:30～5:00（現地時間 9:30～16:00）

※　日本と米国東部時間との時差は 14 時間（サマータイム 13 時間）です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜通常注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜米国株式積立サービス受付時間＞

新規設定/設定変更/設定解除：設定時間等は当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

お客様の積立設定をもとに、日本時間 12:00 頃に当日夜間の米国市場向け注文として発注いたします。積立設定日の 12:00 時点で、積立設定銘柄の指定金額または発注株数（口数）に対して、買付余力が不足している場合等は注文が発注されません。また、米国市場に発注した注文が値付かず等で約定しなかった場合、設定銘柄の当該注文は失効いたします。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定した米国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

※ 当社の米国株式取引は、お客様からのご注文を、現地証券会社を通じて、米国の各金融商品取引所や、ECN(電子証券取引ネットワーク)と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、 原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行します。 そのため、株式が上場している市場以外に発注されることもありますので、あらかじめご了承ください。

※ 配当等の権利付最終日をまたぐ「期間指定」注文を承ることはできません。権利付与が急に決定、あるいは公表された場合など、当社の定める事項に該当した際には、有効期間中のご注文であっても、原則として権利付最終日をもってご注文は失効いたします。

※ 円貨決済のご注文において、米国市場の休場等により国内受渡日が米国注文日から起算して5営業日を超える日を指定する期間指定注文は、当社事由により受け付けされません。

(5) ADR について

(a) 当社では ADR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。

(b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の ADR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(6) 成行注文のご注意事項

成行注文においては、米国市場寄付前の買付注文時には前営業日の終値に対して、取引時間中の買付注文時には直近価格に対して、当社で定めた一定のレートを上乗せし買付余力を拘束いたします(※1)。

約定時点で買付余力の拘束額を超えて約定し、かつ米ドルの現金残高がなかった場合、米ドル預り金不足が発生いたします。この場合、当社では、不足金発生銘柄に関して「売却注文停止」の措置を取り、お客様のメッセージボックス（重要なお知らせ）に「対象銘柄」「不足金額」「不足金解消方法」等をご連絡しております。米ドル預り金不足は、国内受渡日 17:30 までに解消してください（※2）。期限までに解消が確認できない場合は（※3）、証券総合口座内の円貨の残高の有無にかかわらず自動的に為替取引（リアルタイム為替取引）が行われ（1 米ドル当たり 0.25 円の為替スプレッドがかかります。）、円貨を米ドルに転換のうえで米ドル預り金不足に充当いたします。為替取引の結果、証券総合口座（円貨）に預り金不足が発生した場合には、その金額を円貨でご入金いただく必要があります。

なお、売却注文停止の措置は、国内受渡日以降、毎国内営業日 9 時時点で米ドル預り金不足の解消（受渡日到来済みの米ドルでの解消）が確認できた場合、解除いたします（※4）。お取引をお急ぎの場合は、各コースのお問い合わせ先までご連絡ください。

※1 注文発注時の買付余力、NISA 枠の拘束額は以下の計算式にて行います。上乗せレートは、当社ウェブサイトをご参照ください。

※2 当社で為替取引を行って解消させる場合には、為替取引の受渡日が解消期限と同日となるときまでにお取引いただく必要があります。

※3 当該不足以外にも、米国株式信用取引などで米ドル預り金不足が発生している場合は、全ての米ドル預り金不足の解消が必要です。

※4 自動的に行われた為替取引により円貨で預り金不足が発生していた場合は、円貨預り金の解消が確認できるまで、売却注文停止の措置は解除されません。

①【特定/一般口座/NISA 口座での買付余力の拘束】

外貨決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数＋手数料(米ドル)
	寄付後ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数＋手数料(米ドル)
円貨決済	寄付前	{前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数＋手数料(米ドル)} ×注文時概算為替レート×105%
	寄付後ザラ場中	{注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数＋手数料(米ドル)} ×注文時概算為替レート×105%

②【NISA 口座での NISA 枠の拘束】

外貨決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時為替レート×105%
	寄付後ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時為替レート×105%
円貨決済	寄付前	前営業日の終値(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時概算為替レート×105%
	寄付後ザラ場中	注文時点の直近価格(米ドル)×上乗せレート(%)×株数×注文時概算為替レート×105%

※逆指値注文（成行価格）の場合、寄付前の注文時は前営業日の終値（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。寄付後・ザラ場中の注文時は、注文時点の直近価格（米ドル）と参照価格を比較して、値段が高い価格をもとに計算いたします。参照価格とは「注文する銘柄の株価があらかじめ指定した価格になること」を指します。

※NISA 枠より、買付余力が少ない場合、買付余力を上限に余力拘束いたします。NISA 枠よりも買付余力が大きい場合は、NISA 枠を上限に余力拘束いたします。

※新規上場銘柄は上場日に初値が確定するまで、成行注文は受け付けできません。指値でのみ注文いただけます。

※NISA 口座でのご注文は、お客様の NISA 投資可能枠を上限に、上記買付余力の拘束にて買付可能株数を算出してご注文いただきます。国内約定日にて受渡精算金額が NISA 投資可能枠を超過した場合には、NISA 口座のお預りではなく、特定口座または一般口座に預り区分が変更となりますのでご注意ください。NISA 口座での約定を希望される場合には、成行注文ではなく、NISA 投資可能枠の上限に達しないよう投資枠に余裕をもった指値注文にて発注いただくことをお勧めいたします（NISA 口座での約定を保証するものではありません）。

(7) 取次先について

米国株式のご注文は、現地証券会社である Interactive Brokers LLC（以下「IB 証券」といいます。）または Alpaca Securities LLC（以下「Alpaca 証券」といいます。）に取り次ぎます。当社が銘柄ごとに取次先を決定しますので、お客様ご自身で取次先を選択いただくことはできません。Alpaca 証券に取り次ぎを行う銘柄は当社ウェブサイト「米国株式取扱銘柄一覧」でご案内しますが、当該銘柄にコーポレートアクションが発生した場合等、当社が必要と判断した場合には適宜、当社が適当と考える期間中のご注文の取次先を IB 証券に切り替えることがあります。

【各取次先の注文執行方針の概要】

<IB 証券>

米国の各金融商品取引所や、ECN（電子証券取引ネットワーク）と呼ばれる一種の私設証券取引システム等から、原則として最良気配価格を提示する市場を自動的に判定して執行されます。その結果、取引所以外で約定する場合もございます。

＜Alpaca 証券＞

大口注文等の一部の注文を除き、原則として、マーケットメイカーに回送されます。マーケットメイカーに回送された注文は、取引所における単位株の最良気配（National Best Bid and Offer、NBBO）よりも良い価格または同等の価格で執行されます。なお、寄付前の注文等、取引所よりも良い価格または同等の価格での執行が困難な場合は、取引所に回送されます。注文回送先での執行状況は、各社が開示するレポートで確認することができます。

なお、IB 証券および Alpaca 証券は、マーケットメイカーへの注文回送によりリベートを受領する場合があり、その金額は各社のウェブサイトで開示されています。

Ⅴ 中国株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、香港証券取引所メインボード、GEM に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「中国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	各銘柄に定められた取引単位 取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量：3,000 単位 1 注文の上限金額（取次先）：3,000 万香港ドル
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
決済方法	香港ドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ クロス取引とみなされる注文（同一顧客が同一銘柄を同一株数により買い注文と売り注文を同時に発注）、および既に発注済みの注文ステータスが未約定または一部約定の時点で同一顧客が同一銘柄の買い（売り）の反対注文を発注する行為は、現地法令で禁止されるウォッシュ・トレード（不公正取引の一種）とみなされるため当該注文は受け付けておりません。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション：10:00～10:30（現地時間 9:00～9:30） 前場：10:30～13:00（現地時間 9:30～12:00） 後場：14:00～17:00（現地時間 13:00～16:00） クロージングオークションセッション：17:00～17:10（現地時間 16:00～16:10）

※ プレオープニングセッションとは、前場開始 30 分前から始まる公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ価格入札のことです。

※「クロージングオークションセッション」は、当日終値を算出するための時間になります。対象銘柄は、ハンセン指数構成銘柄(大型、中型)、A 株・H 株重複上場銘柄、香港上場 ETF 全銘柄となります。

※ 日本と香港との時差は 1 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

<注文受付時間>

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した香港営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(5) HDR について

(a) 当社では HDR から現物株への交換、現物株の引出しはできません。

(b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の HDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

(6) 臨時の売買停止について

(a) 香港では重要事項発表の控えた企業の株式などを香港証券取引所が一時的に売買停止とすることがあります。その他当社が必要であると判断した場合、当社での売買に制限を設けることがあります。

(b) 香港では台風の強度によって臨時に取引開始時刻が遅れたり、休場になる措置がとられる場合があります。台風等によって市場の開始時刻が遅れる場合、ご注文は当社の取引システム内に保留され、取引開始と同時に取引所に発注されます。

しかし休場となった場合には、それまでに既に当社にて受け付けた注文は全て失効となります。

臨時に取引開始時刻が遅れる場合は、前記(4)注文受付時間、約定日・受渡日の記載とは異なり、取引開始まで取消・訂正注文が受け付けできない場合があります。

(c) 通常取引時間中に、5 分前の価格を参照し、その価格から上下 10%の範囲を超える注文が発注された場合に VCM（ボラティリティ・コントロール・メカニズム）が発動されます。VCM が発動された場合、その後 5 分間は、注文価格が 5 分前の株価の上下 10%の範囲に制限されます。5 分経過後は通常の取引が再開されます。 値幅を超える注文は取引所により失効されます。 VCM の発動は 1 銘柄について、前場・後場それぞれ 1 回とされており、2 回目以降は発動しません。ただし、プレオープニングセッション、クロージングオークションセッション、前場・後場開始後の 15 分と引け前の 15 分間は VCM の対象外の時間帯となります。なお、VCM の対象銘柄は、ハンセン指数構成銘柄、H 株指数構成銘柄となります。

Ⅵ 韓国株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、韓国取引所(KRX)上場の KOSPI・KOSDAQ 市場の当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「韓国株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	1 株以上、1 株単位 1 注文の上限数量：1,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
値幅制限	前営業日の終値(クロージングプライス)±30%（呼値に応じて切捨て）
決済方法	韓国ウォンによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 韓国の主要産業企業で大統領令によって選定された公共企業／上場会社には、会社ごとに非居住者による持株比率に上限が設定されているため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効となります。

※ KOSPI15 銘柄以上または KOSDAQ10 銘柄以上（各銘柄の売買はそれぞれ 1 銘柄とカウントします。）を一度に取引することは「無裁定 プログラム取引」とみなされ、韓国取引所規則で規制されています。お客様のお取引がこれに該当した場合には、一定期間のお取引が停止される可能性がありますのでご注意ください。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	9:00～15:30（現地時間 9:00～15:30）

※8:30～8:40 で前日終値取引、15:40～18:00 で時間外取引がありますが、当社ではお取扱いしておりません。

※韓国とは時差はありません。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除き受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様のご注文が約定した韓国営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(5) KDR について

(a) 当社では KDR からの現物株への交換、現物株への引出しはできません。

(b) 租税条約、為替等のため、現地市場で買付けた現物株に対して支払われる配当金額と、同一株数相当の KDR に対して支払われる配当金額は必ずしも一致しません。

Ⅶ ロシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、モスクワ取引所（MICEX-RTS）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ロシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じたまたは電話による現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	各銘柄に定められた取引単位 取引単位は当社ウェブサイトにてご確認ください。 1 注文の上限数量：10,000 単位
呼値	銘柄によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。

決済方法	ロシアルーブルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 取引単位の変更により生じた取引単位未満株は、カスタマーサービスセンターへのお電話による売却注文のみお取扱いいたします。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	16:00～翌 0:59:59（現地時間 10:00～18:59:59）

※ 日本とロシアとの時差は 6 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

【インターネット取引】

月曜日：0:00～14:00

火曜日～金曜日：3:45～14:00

土曜日・日曜日：一部の時間を除き、翌現地営業日向け注文を受付

注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

【ご注文専用ダイヤル】

当社営業日の 11:00～14:00

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したロシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 4 営業日目とします。

Ⅷ ベトナム株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、ホーチミン証券取引所（HOSE）、ハノイ証券取引所（HNX）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「ベトナム株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じたまたは電話による現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	100 株以上、100 株単位 1 注文の上限数量：199 単位
呼値	ホーチミン証券取引所（HOSE）銘柄 1 万ドン未満　10 ドン刻み 1 万ドン以上 5 万ドン未満　50 ドン刻み 5 万ドン以上　100 ドン刻み ハノイ証券取引所（HNX）銘柄 100 ドン刻み 各銘柄の呼値は当社ウェブサイトをご覧ください。

制限値幅	ホーチミン証券取引所（HOSE）：前営業日終値±7% ハノイ証券取引所（HNX）：前営業日取引平均価格±10%
決済方法	ベトナムドンによる「外貨決済」のみ

※ 市場変更等により生じた取引単位未満株は、カスタマーサービスセンターへのお電話による売却注文のみお取扱いいたします。

※ ベトナム株は非居住者持株比率に上限があるため、上限を超えることとなる買付注文は、取引所にて受け付けられず失効となります。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	【ホーチミン証券取引所（HOSE）】 前場：11:00～13:30（現地時間 9:00～11:30） 後場：15:00～16:45（現地時間 13:00～14:45） ※11:00～11:15、16:30～16:45 は板寄せ取引となります。 【ハノイ証券取引所（HNX）】 前場：11:00～13:30（現地時間 9:00～11:30） 後場：15:00～16:45（現地時間 13:00～14:45） ポストリミットオーダーセッション 16:45～17:00（現地時間 14:45～15:00） ※16:30～16:45 は板寄せ取引となります。

※日本とベトナムとの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

【インターネット取引】

月曜日～金曜日：00:00～10:00（当日注文）、19:30～24:00（翌営業日向け注文）

土曜日・日曜日：一部の時間を除き、翌現地営業日向け注文を受付

注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

なお、ベトナム株式取引では、同一立会日に同一銘柄で売買双方の注文を行うことはできません。

【ご注文専用ダイヤル】

当社営業日の 8:00～10:00

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したベトナム営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 4 営業日目とします。

IX インドネシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、インドネシア証券取引所（IDX）に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「インドネシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日注文のみ
取引単位	100 株以上 100 株単位 1 注文の上限数量： 50,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
決済方法	インドネシアルピアによる「外貨決済」のみ

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	【月曜日～木曜日（祝祭日を除く）】 プレオープニングセッション：10:45～10:55（現地時間 8:45～8:55） 前場：11:00～14:00 （現地時間 9:00～12:00） 後場：15:30～17:50 （現地時間 13:30～15:50） 【金曜日（祝祭日を除く）】 プレオープニングセッション：10:45～10:55（現地時間 8:45～8:55） 前場：11:00～13:30 （現地時間 9:00～11:30） 後場：16:00～17:50 （現地時間 14:00～15:50）

※ プレオープニングセッションとは、公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※ プレオープニングセッションは現地取引所で日本時間 10:59 まで取引が行われていますが、当社では日本時間 10:55 までの取引となりますのでご注意ください。

※ プレオープニングセッションにてご発注可能な銘柄は、LQ45 指数の構成銘柄に限定されております。（LQ45 指数とは、インドネシア株式においてブルーチップ/優良株式銘柄とされる 45 銘柄の指数となります。）LQ45 指数の構成銘柄は当社ウェブサイトにてご確認下さい。

※ LQ45 指数構成銘柄以外の銘柄をお取引される際は、前場開始後から後場が終了(日本時間 11:00～17:50)する間にご発注ください。それ以外の時間帯に発注されたご注文は、プレオープニングセッション中に取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※ 後場終了後にプレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取扱いしておりません。後場終了時点で約定しなかったご注文は、失効となります。

※ 日本とインドネシアの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。

注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したインドネシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(5) 臨時の売買停止について

インドネシア証券取引所では、株価変動が一定の基準以上になった場合に自動的に注文を拒否するシステム（Auto Rejection System）が導入されており、当該基準に接触した場合、注文が受け付けられず失効されます。また、異常な価格変動が観測される場合や、コーポレートアクションが発生した場合など、当該銘柄の売買を停止することがあります。

X シンガポール株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、シンガポール証券取引所(SGX)に上場する銘柄のうち当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「シンガポール株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。） ✓ 通常取引セッション開始までは前営業日の取引所終値(クロージングプライス)を基準値として、開始後は取引所においてリアルタイムで更新される"直近値"を基準値として、上限は基準値から高いほうに 30 ティック（ETF は 10%）まで、下限は基準値から低いほうに 30 ティック（ETF は 10%）までの範囲（以下「注文可能レンジ」といいます。）の注文が、当社の取次先にて有効な注文として取り扱われます。 ✓ 当社ウェブサイトでは注文可能レンジを超えた価格の注文も受け付けますが（当社はお客様のご注文が注文可能レンジ内の注文であるかどうかを確認しません。）、当社ではシンガポール証券取引所が定めるルールに基づき注文可能レンジを超える場合に必要となる「強制執行条件」を付した注文を承っておりませんので、注文可能レンジを超えた価格の注文は取次先にて失効となります。
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位（ETF は原則 1 口以上 1 口単位） 1 注文の上限数量：500 単位（ETF は 1 注文の上限数量：10,000 口）
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。 ETF は銘柄ごとに異なり、0.01 または 0.001 シンガポールドルとなります。銘柄ごとの呼値はシンガポール証券取引所のウェブサイトの「ETF Screener」より Tick Size をご確認ください。当社で使用している銘柄コードと取引所の Trading Code の対応はシンガポール株式取扱銘柄一覧にてご確認ください。 **なお、当社では全て 0.001 シンガポールドル単位で受け付けますので、0.01 シンガポールドル単位の呼値の銘柄で小数第 3 位まで入力された場合には、当該注文は失効となりますので十分ご注意ください。**
決済方法	シンガポールドルによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 9:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 当社では、訂正注文は受け付けておりません。指値価格や発注株数、決済通貨等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(3) 取引ルール

発注のタイミングおよび株式・ETF の別により、以下の基準値に基づく注文可能レンジ内の注文が当社の取次先にて有効な注文として取り扱われます。

（a）基準値

注文発注のタイミング	基準値
通常取引セッション開始まで	前営業日の取引所終値
通常取引セッション開始後	リアルタイムで更新される直近値

（b）注文可能レンジ

種別	注文可能レンジ
株式	基準値±30 ティック
ETF	基準値±10%

※ティックとはマーケットにおける株価変動の最小単位のことです。

当社ウェブサイトでは注文可能レンジを超えた価格の注文も受け付けますが（当社はお客様のご注文が注文可能レンジ内の注文であるかどうかを確認しません。）、当社ではシンガポール証券取引所が定めるルールに基づき注文可能レンジを超える場合に必要となる「強制執行条件」を付した注文を承っておりませんので、注文可能レンジを超えた価格の注文は取次先にて失効となります。

なお、一旦取引所に受け付けられた注文は当日中は有効となります。

発注後は「注文照会(取消)」画面を必ずご確認ください。(通常取引セッション開始時間前のご注文は通常取引セッション開始後にご確認ください。)

(4) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：9:30～10:00（現地時間 8:30～9:00） 前場：10:00～13:00（現地時間 9:00～12:00） プレオープニングセッション 2：13:00～14:00（現地時間 12:00～13:00） 後場：14:00～18:00（現地時間 13:00～17:00）

※ プレオープニングセッションとは、通常取引セッション開始30分前から始まる公平なザラ場寄付値を形成するための、日本の板寄せの機能を持つ値決めセッションのことです。

※ プレオープニングセッション終了直前の 1～2 分間（日本時間 9:58～9:59 のランダムな時間から 10:00 まで、並びに日本時間 13:58～13:59 のランダムな時間から 14:00 まで）は、ノンキャンセルセッションとなるため、取引所でご注文の受付は行っておりません。ノンキャンセルセッション中に新規で発注されたご注文は、取引所で受け付けられず、失効となりますのでご注意ください。

※ 通常取引セッション終了後に、クロージングルーティーン 18:00～18:06 （現地時間 17:00～17:06）が実施されておりますが、当社では原則としてお取扱いしておりません。

※ 日本とシンガポールの時差は 1 時間です。

(5) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したシンガポール営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

XI タイ株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、タイ証券取引所(SET)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。

タイの株式には、ローカル株（L 株）、フォーリン株（F 株）、NVDR（議決権なし預託証券）の 3 種類がありますが、当社では、NVDR（議決権なし預託証券）をお取引いただけます。

当社ウェブサイト「タイ株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1 注文の上限数量：20,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
制限値幅	前営業日終値±30%
決済方法	タイバーツによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 11:30 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

※ 当社では、訂正注文は受け付けておりません。指値価格や発注株数、決済通貨等の変更を行う際は、当該注文を取消後、改めて発注してください。

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：11:30～12:00（現地時間 9:30～10:00） 前場：12:00～14:30（現地時間 10:00～12:30） プレオープニングセッション 2：15:30～16:00（現地時間 13:30～14:00） 後場：16:00～18:30（現地時間 14:00～16:30）

※ プレオープニングセッション 1 は、11:55～12:00（現地時間 9:55～10:00）のランダムな時間で終了すると同時に前場が開始されます。同様に、プレオープニングセッション 2 につきましても、15:55～16:00（現地時間 13:55～14:00）のランダムな時間で終了すると同時に後場が開始されます。

※ 後場終了後に、プレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取扱いしておりません。

※ 日本とタイとの時差は 2 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したタイ営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

XII マレーシア株式取引

(1) 取扱銘柄

取扱銘柄は、マレーシア証券取引所(BM)に上場する銘柄のうち、当社の選択した銘柄となります。当社ウェブサイト「マレーシア株式取扱銘柄一覧」をご覧ください。

(2) 取引方法

取引の種類	インターネットを通じた現物取引のみ
価格	指値のみ（成行注文を受け付けておりません。）
有効期限	当日中のみ
取引単位	原則 100 株以上 100 株単位 1 注文の上限数量：5,000 単位
呼値	株価によって異なります。当社ウェブサイトをご覧ください。
制限値幅	前営業日終値±30%
決済方法	マレーシアリンギットによる「外貨決済」、または日本円による「円貨決済」
適用為替レート (円貨決済の場合)	現地約定日の翌国内営業日 10:00 の当社為替レートを適用 (当社適用為替レートには為替スプレッドが含まれております。)

(3) 取引時間等

立会日	月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
取引時間	プレオープニングセッション 1：9:30～10:00（現地時間 8:30～9:00） 前場：10:00～13:30（現地時間 9:00～12:30） プレオープニングセッション 2：15:00～15:30（現地時間 14:00～14:30） 後場：15:30～17:45（現地時間 14:30～16:45）

※ 後場終了後に、プレクロージングセッション等が実施されておりますが、当社では原則としてお取扱いしておりません。

※ 日本とマレーシアとの時差は 1 時間です。

(4) 注文受付時間・約定日・受渡日

＜注文受付時間＞

取引時間中は、リアルタイムでお取引いただけます。ご注文は一部の時間を除きご注文を受け付けております。注文受付を停止する一部の時間は、当社ウェブサイトにて詳細をご確認ください。

取引時間外のご注文は全て予約注文として受け付けられます。

＜約定日/受渡日＞

当社の国内約定日は、お客様の注文が約定したマレーシア営業日の翌国内営業日とします。また、受渡日は、国内約定日から起算して 3 営業日目とします。

(2026 年 1 月)

為替取引に関する説明書

お取引にあたっては、本説明書を十分ご理解いただき、記載された事項をご承諾のうえ、お客さまご自身の判断と責任において行っていただくようお願いいたします。

■ SBI 証券の為替取引について

SBI 証券には、「リアルタイム為替取引」と「定時為替取引」の 2 種類の為替取引がございます。

【リアルタイム為替取引】

「リアルタイム為替取引」をご利用いただける通貨（「リアルタイム約定通貨」）と取引の概要は、以下のとおりです。

① 取扱い通貨	② 約定タイミング	③ 為替スプレッド	④ 上乗せレート	⑤ 取引単位	⑥ 受渡日	⑦ 受渡し不可日
米ドル（USD）	リアルタイム	0.25 円 ※	0.02%	10 米ドル以上 0.01 米ドル単位	翌国内営業日 約定タイミングが国内営業日 15:00～24:00、土曜日、または国内祝日の場合は、翌国内営業日を約定日として取り扱います。	米国の銀行の休業日
香港ドル（HKD）		0.15 円		100 香港ドル以上 0.01 香港ドル単位		香港の銀行の休業日
シンガポールドル（SGD）		0.83 円		100 シンガポールドル以上 0.01 シンガポールドル単位		米国､シンガポールの銀行の休業日
ユーロ（EUR）		0.50 円		10 ユーロ以上 0.01 ユーロ単位	翌々国内営業日 ・約定タイミングが国内営業日 24:00～29:30(冬時間は 30:30)の場合は、前国内営業日を約定日として取り扱います。 ・約定タイミングが国内祝日の場合は、翌国内営業日を約定日として取り扱います。	米国、ユーロ圏の銀行の休業日
オーストラリアドル（AUD）		0.70 円		10 豪ドル以上 0.01 豪ドル単位		米国、オーストラリアの銀行の休業日
ニュージーランドドル（NZD）		0.70 円		10NZ ドル以上 0.01 NZ ドル単位		米国、ニュージーランドの銀行の休業日
カナダドル（CAD）		0.80 円		10 カナダドル以上 0.01 カナダドル単位		米国、カナダの銀行の休業日
南アフリカランド（ZAR）		0.25 円		10 南アランド以上 0.01 南アランド単位		米国、南アフリカ共和国の銀行の休業日
メキシコペソ（MXN）		0.20 円		100 メキシコペソ以上 0.01 メキシコペソ単位		米国、メキシコの銀行の休業日
トルコリラ（TRY）		0.15 円		10 トルコリラ以上 0.01 トルコリラ単位		米国、トルコ共和国の銀行の休業日

※個人・法人のインターネットコース（プラン C 除く）のお客さまは 0.00 円です。ただし、米ドルお預り金不足（マイナス）発生時に自動的に行われる為替取引には 0.25 円の為替スプレッドがかかります。なお、適用為替レート（後記）は、外国為替市場における業者間レートを採用しており、アスク（買い値）とビッド（売り値）のスプレッド（価格差）が存在するため、為替スプレッドが 0.00 円であっても買付レートと売却レートは同一にはなりません。

なお、リアルタイム約定通貨建ての外国株式・債券であっても、『円貨決済*』を指定してお取引する場合、外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合等には、「リアルタイム為替取引」ではなく、後記の「定時為替取引」によって為替取引が行われますのでご注意ください。

＊『円貨決済』によるご注文は、「円貨から外貨に為替交換を行う為替取引注文」と「為替取引注文が成立すると同時に外貨建商品のお取引を行うこと」をあらかじめ指定する注文方法です。

【定時為替取引】

「定時為替取引」をご利用いただける通貨（「定時約定通貨」）と取引の概要は、以下のとおりです。

① 取扱い通貨	② 約定タイミング	③ 為替スプレッド	④ 上乗せレート	⑤ 取引単位	⑥ 受渡日	⑦ 受渡し不可日
マレーシアリンギット（MYR）	毎営業日（※1） 1日1回（10:00）	0.43円	0.90円	100 マレーシアリンギット以上 0.01 マレーシアリンギット単位	翌国内営業日	米国、マレーシアの銀行の休業日
韓国ウォン（KRW）	毎営業日（※1） 1日1回（10:30）	0.20円 （※2）	0.80円 （※2）	10,000 韓国ウォン以上 1 韓国ウォン単位	翌国内営業日	韓国の銀行の休業日
ベトナムドン（VND）	毎営業日（※1） 1日1回（11:00）	2.00円 （※2）	4.00円 （※2）	10,000 ベトナムドン以上 1 ベトナムドン単位	翌国内営業日	ベトナムの銀行の休業日
インドネシアルピア（IDR）	毎営業日（※1） 1日1回（11:00）	0.03円 （※2）	0.02円 （※2）	100,000 インドネシアルピア以上1インドネシアルピア単位	翌国内営業日	インドネシアの銀行の休業日
タイバーツ（THB）	毎営業日1日1回 （11:30）	0.08円	0.08円	100 タイバーツ以上 0.01 タイバーツ単位	翌国内営業日	米国、タイの銀行の休業日
中国人民元（CNH）	毎営業日1日2回 （10:00、15:00）	0.20円	0.30円	100 中国人民元以上 0.01 中国人民元単位	翌々国内営業日	米国、中華人民共和国、香港の銀行の休業日
ロシアルーブル（RUB）	毎営業日1日2回 （10:30、15:00）	0.07円	0.10円	100 ロシアルーブル以上 0.01 ロシアルーブル単位	翌々国内営業日	米国、ロシアの銀行の休業日

※1 マレーシアリンギット、韓国ウォン、ベトナムドン、インドネシアルピアは、海外市場の休場日に該当する日を除きます。

※2 韓国ウォンは100ウォン、ベトナムドンは10,000ドン、インドネシアルピアは100ルピア単位のスプレッド、上乗せレートです。

以下の通貨建ての外国株式・債券について『円貨決済』を指定してお取引する場合、外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合等には、「定時為替取引」によって為替取引が行われます。

① 取扱い通貨	② 約定タイミング	③ 為替スプレッド	④ 上乗せレート	⑤ 取引単位	⑥ 受渡日	⑦ 受渡し不可日
米ドル（USD）	毎営業日1日2回 （10:00、14:30）	0.25円	2.00円	－	翌国内営業日	米国の銀行の休業日
香港ドル（HKD）	毎営業日1日1回 （10:00）	0.15円	0.50円	－	翌国内営業日	香港の銀行の休業日
シンガポールドル（SGD）	毎営業日1日1回 （9:30）	0.83円	2.10円	－	翌国内営業日	米国、シンガポールの銀行の休業日
ユーロ（EUR）	毎営業日1日2回 （10:00、15:00）	0.50円	2.50円	－	翌々国内営業日	米国、ユーロ圏の銀行の休業日
オーストラリアドル（AUD）	毎営業日1日2回 （10:00、15:00）	0.70円	2.00円	－	翌々国内営業日	米国、オーストラリアの銀行の休業日
ニュージーランドドル（NZD）	毎営業日1日2回 （10:00、15:00）	0.70円	1.50円	－	翌々国内営業日	米国、ニュージーランドの銀行の休業日
カナダドル（CAD）	毎営業日1日2回 （10:00、15:00）	0.80円	2.00円	－	翌々国内営業日	米国、カナダの銀行の休業日
南アフリカランド（ZAR）	毎営業日1日2回 （10:00、14:30）	0.25円	0.30円	－	翌々国内営業日	米国、南アフリカ共和国の銀行の休業日

① 取扱い通貨	② 約定タイミング	③ 為替スプレッド	④ 上乗せレート	⑤ 取引単位	⑥ 受渡日	⑦ 受渡し不可日
メキシコペソ（MXN）	毎営業日 1 日 2 回（10:00、14:30）	0.20 円	0.20 円	－	翌々国内営業日	米国、メキシコの銀行の休業日
トルコリラ（TRY）	毎営業日 1 日 2 回（10:00、14:30）	0.15 円	0.35 円	－	翌々国内営業日	米国、トルコ共和国の銀行の休業日

外貨建 MMF 取引（積立取引含む）の円貨決済については、SBI 証券 WEB サイト ＞ その他の商品 ＞外貨建 MMF TOP「ヘルプ：外貨建 MMF 注文ルール」＞「外貨建 MMF 注文ルール - 注文方法 - 外貨建 MMF 注文の注意事項」のページをご確認ください。

1. お取引方法

当社の為替取引は、外貨建商品取引口座の開設手続き完了後、当社ウェブサイトにログイン後の「為替取引」画面、もしくは、カスタマーサービスセンター、IFA サポートまたは取扱店へのお電話等にてお取引いただけます。

2. 取扱い通貨

本説明書の 1～3 ページの表中『①取扱い通貨』に記載の通貨について、現物取引のみお取扱いいたします。

3. 取引受付時間

（1）当社ウェブサイトでは、以下のようにお取引いただけます。

【リアルタイム為替取引】

夏時間：月曜日 7:05*1 ～土曜日 5:30

冬時間：月曜日 7:05*1 ～土曜日 6:30

ただし、以下の定期システムメンテナンス時間及びその他の臨時システムメンテナンス時間を除きます。

通年：毎日 19:00～19:30

夏時間：火曜日～金曜日 5:30～6:05*2

冬時間：火曜日～金曜日 6:30～7:05*2

≪曜日別の取引可能時間≫

曜日	夏時間	冬時間
月曜日	7:05*1 ～24:00 （19:00～19:30 除く）	7:05*1 ～24:00 （19:00～19:30 除く）
火曜日～金曜日	0:00～24:00 （5:30～6:05*2、19:00～19:30 除く）	0:00～24:00 （6:30～7:05*2、19:00～19:30 除く）
土曜日	0:00～5:30	0:00～6:30

*1 開始時刻より前にご注文可能となることがあります。

*2 システムメンテナンスは記載の時刻より前に終了することがあります。

【定時為替取引】

原則として、いつでもお取引いただけます。ただし、毎日 19:00～19:30 の定期システムメンテナンス時間及びその他の臨時のシステムメンテナンス時間、並びに本説明書の 2～3 ページの表中『②約定タイミング』に記載の約定時間以降 30 分間は、為替取引のご注文の受付を停止いたします。

(2) お電話では、カスタマーサービスセンター、IFA サポートまたは取扱店の営業時間内にお取引いただけます。ただし、「定時為替取引」の場合は本説明書の 2～3 ページの表中『②約定タイミング』に記載の約定時間以降 30 分間及び臨時システムメンテナンス時間を除きます。

(3) 海外市場の休場日等に伴い、為替取引の約定日から受渡日までの期間が 3 国内営業日以上となる場合、原則として、為替取引のご注文の受付を停止いたします。

4. 適用為替レート

当社は、主要な外国為替市場におけるインターバンクレートを参考とし、適正になるように決定した「適用為替レート」を提示いたします。

5. 約定時間、買付余力反映タイミング

(1) 本説明書の 1～3 ページの表中『②約定タイミング』に記載の時間に約定します。
約定日及び約定時間は、「為替取引」の画面上に表示いたしますので、必ずご確認くださいますようお願いいたします。また、お電話等で発注されるお客さまは、注文時に必ずご確認ください。

(2) 買付余力には、「リアルタイム為替取引」の場合は約定したタイミングで、「定時為替取引」の場合は約定時間から原則として 30 分程度で反映されます。

(3) 為替レートは約定時間に決定するため、為替取引のご注文をいただいた時点では確定しておりません。

6. 為替スプレッド

(1) 各通貨の為替スプレッド（指定の無い場合は 1 通貨当たり）は、本説明書の 1～3 ページの表中『③為替スプレッド』に記載のとおりです。

(2) 日本円売り外貨買いの場合は、適用為替レートに為替スプレッドを上乗せした為替レートでお取引いただきます。

(3) 外貨売り日本円買いの場合は、適用為替レートから為替スプレッドを控除した為替レートでお取引いただきます。

(4) 為替スプレッドは市場動向等によって変動する場合がございます。

(5) 外国株式取引･外貨建 MMF 取引（積立取引含む）･外貨建債券取引等の円貨決済注文（買付時）に関しても、原則として当該為替スプレッドが適用されます。

7. 上乗せレート

(1) 日本円売り外貨買いの場合は、ご注文をいただきましてから約定となるまでの間、日本円の出金可能額（出金可能額は、買付余力とは異なる場合があります。）から概算の見積金額を拘束いたします。

(2) 概算の見積金額は、「リアルタイム為替取引」の場合、直近のレートに一定レート（100.02%）を乗じ、為替スプレッドを加えた値にて計算いたします。「定時為替取引」の場合、直近レートに一定のレート（上乗せレート）及び為替スプレッドを加えた値にて計算いたします。

なお、外貨売り日本円買いの場合は、外貨の出金可能額をご注文の外貨金額分拘束いたします。

(3) 上乗せレートは、本説明書の 1～3 ページの表中『④上乗せレート』に記載のとおりです。なお、上乗せレートは、為替の変動状況などを考慮の上、当社の判断により変更することがあります。

(4) 為替相場が大きく動いた場合、実際の約定金額が概算の見積金額を上回り、かつ、日本円の出金可能額が不足した場合、為替取引のご注文は約定となりませんのでご注意ください。なお、実際の約定金額が概算の見積金額を上回った場合でも、実際の約定金額分の日本円の出金可能額がある場合には、為替取引のご注文は約定となります。

8. 取引単位

(1) 外貨の金額指定にて、1～2 ページの表中『⑤取引単位』に記載の単位でご注文を受け付けいたします。

(2) ただし、以下のいずれかに該当する場合には、この取引単位を適用いたしません。

・「外貨売り日本円買い」のご注文において保有数量が最低取引単位に満たない場合（数量指定はできず全て売却となります）

・外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合に行われる為替取引にかかわるご注文

9. 受渡日

(1) 各通貨の受渡日は、本説明書の 1～3 ページの表中『⑥受渡日』に記載のとおりです。

(2) 受渡日となる国内営業日が 1～3 ページの表中『⑦受渡不可日』、為替の決済ができない、または為替の決済が困難であることが想定される日に該当する場合には、その翌国内営業日とします。

(3) 受渡日は、「為替取引」の画面上に表示いたしますので、必ずご確認くださいますようお願いいたします。また、お電話等で発注されるお客さまは、注文時に必ずご確認ください。

10. ご注意事項

(1)「リアルタイム為替取引」のご注文の取消・訂正はできません。「定時為替取引」の約定前のご注文は、取消が可能です。ただし、外貨建債券の利金または償還金の受取を円貨で指定されている場合、外国株式における譲渡益税充当にて行われる為替取引にかかわる注文の取消はできません。

(2) 信用取引新規建または返済等によって必要保証金が増加したことや現物取引の日計り取引を行ったこと等により、約定金額確定時における出金可能額が減少した場合、日本円のお預り残高が不足することとなり、原則として為替取引が約定となりませんのでご注意ください。
(3) 外貨の残高（預り金）には金利がつきません。
(4) 為替取引は、当社で取り扱っております外国為替保証金取引とは異なります。
(5) 為替相場の変動により損失を被ることがあります。

11. 税金

(1) 為替取引で発生する利益は、個人の場合、雑所得（またはその他の所得）として総合課税の対象と考えられますが、詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。
(2) 為替取引の際に支払調書は、作成されません。

12. 為替取引に関する説明書（本説明書）の変更

(1) 本説明書は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。
(2) 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その内容をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取扱います。
(3) 上記（2）の通知は、お客さまの当社メッセージボックスへの連絡、またはお客さまへの郵送による連絡方法に代えることができます。
(4) 上記（2）の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ウェブサイト上の掲示による方法に代えることができます。

（2026 年 2 月）